

令和6年度の実施状況及び 令和7年度の実施方針（案）について

【工事】

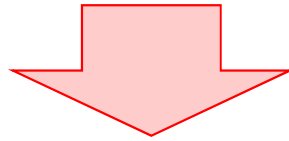
1. 令和6年度の総合評価落札方式の実施状況	3P
2. 令和6年の落札要因の分析	17P
3. 令和6年の試行工事の実施状況・分析	35P
4. 各業界意見交換会	57P
5. 令和7年度実施方針（案）	59P

1. 令和6年度の総合評価落札方式の実施状況

【入札・契約における技術等評価項目】

●入札参加資格要件等（要件を満たす者が参加出来る）

- ・工事区分・ランク
- ・地域要件
- ・企業及び配置予定技術者の同種工事实績等



●総合評価方式（加算点）

【企業】

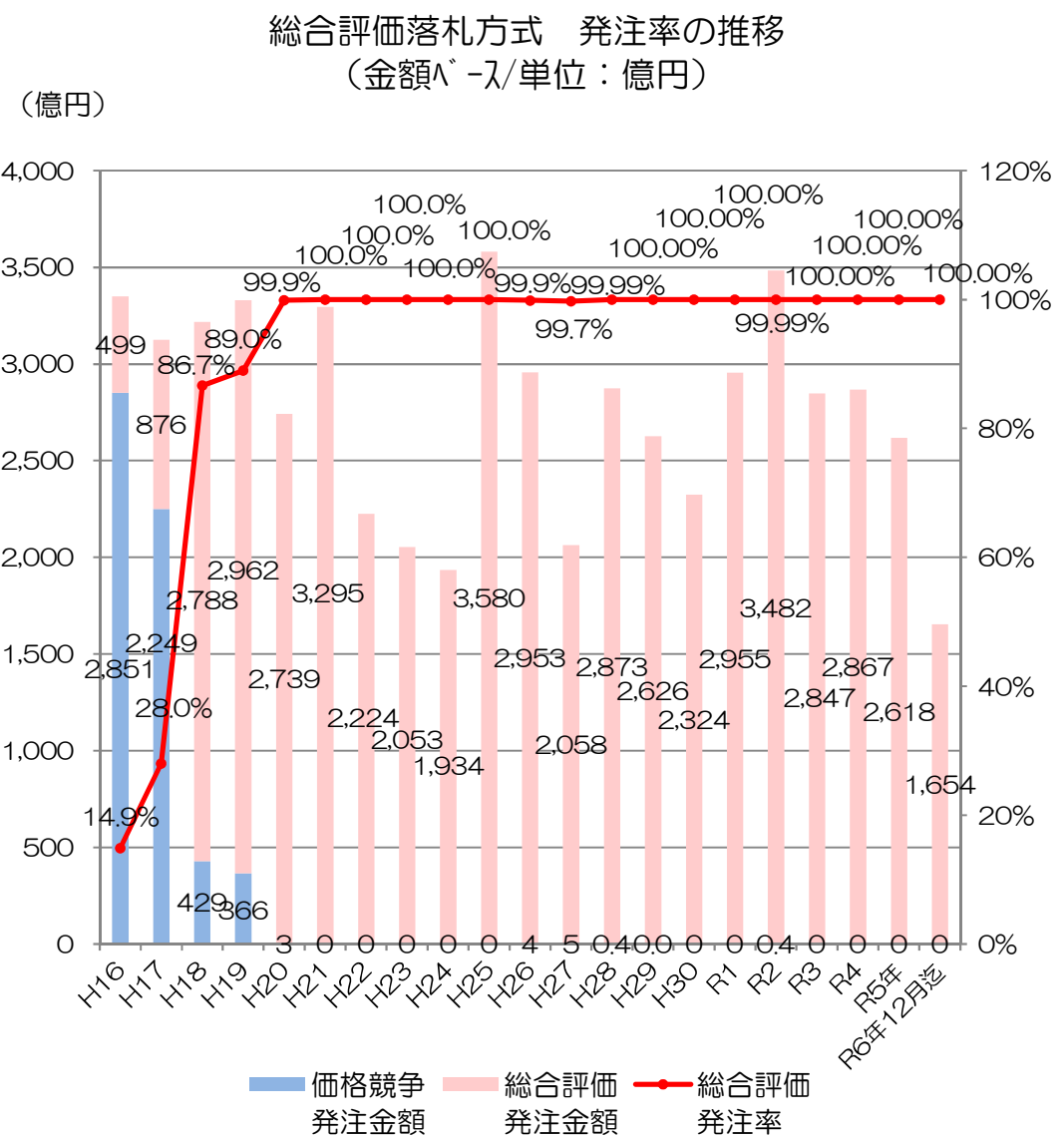
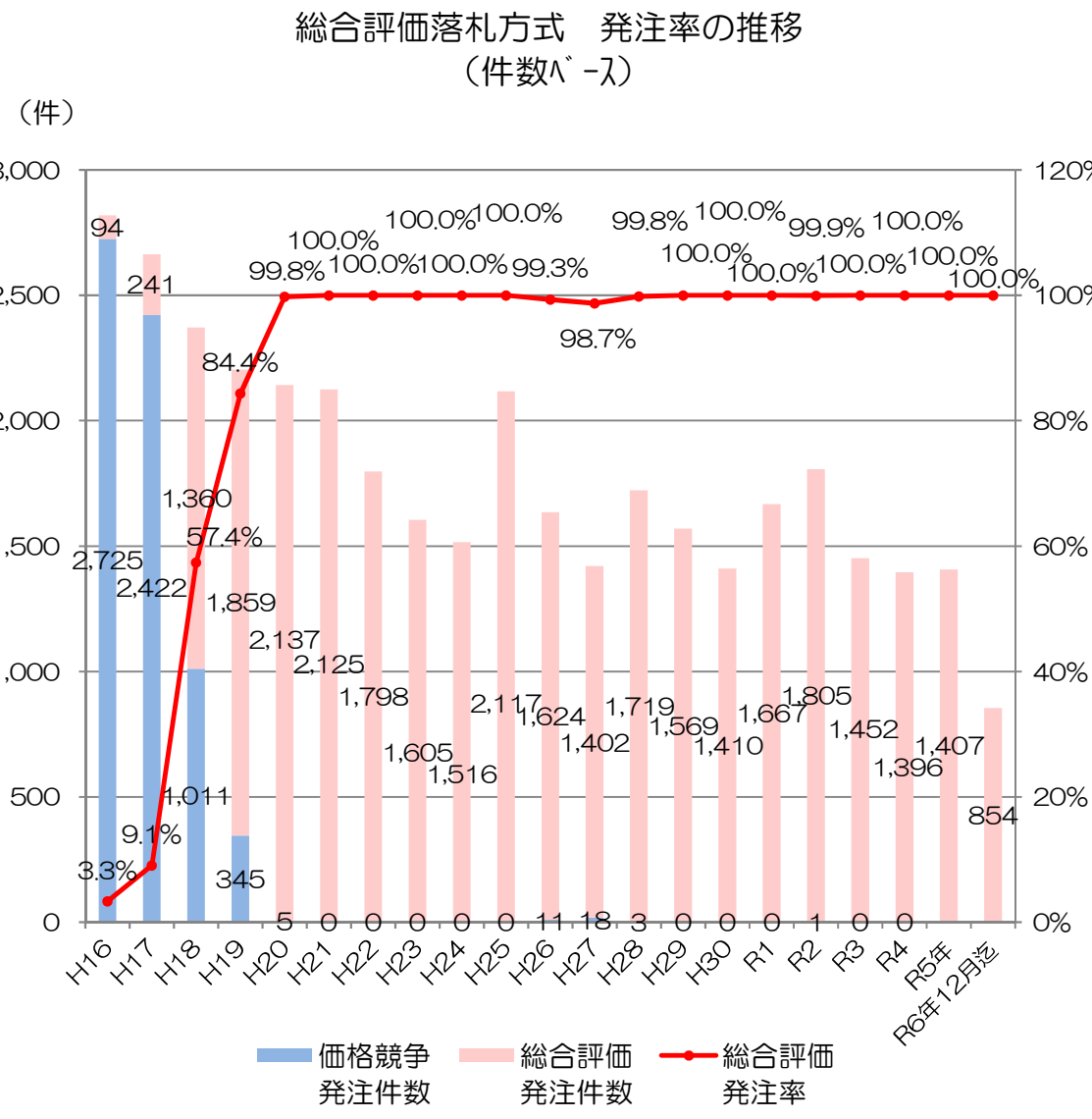
- ・企業の同種（より同種）工事实績、成績、表彰
- ・地域精通度、貢献度
- ・NETIS登録・技術活用

【技術者】

- ・配置予定技術者の同種（より同種）工事实績、成績、表彰
- ・技術者資格、CPD
- ・施工監理能力の確認（書面審査）

■総合評価落札方式発注率の推移

○平成21年度より、**随意契約を除く全ての工事**で総合評価落札方式による発注を実施。



※各年度の期間に契約した工事

■総合評価のタイプ概要

	施工能力評価型			技術提案評価型			
	Ⅱ型	Ⅰ型		S型		A型	
		①	②	WTO以外	WTO	Ⅲ	Ⅱ・Ⅰ
提案内容	なし (実績で評価)	施工計画	施工計画	施工上の工夫等に係る提案		部分的な設計変更 や高度な施工技術 等に係る提案	施工方法に加え、 工事目的物そのも のに係る提案
評価方法	—	点数化	可・不可	点数化		点数化	
ヒアリング	実施しない	実施しない (ヒアリングを代 替する書面により 加点評価)	必要がある場合 に実施	必要に応じて実施		必須（技術対話）	
段階選抜	実施しない			必要に応じて試行的に実施		必要に応じて試行的に実施	
備考		・ヒアリングを代 替する施工計画 は、配置予定技術 者の配点の中で加 点 ・施工計画のテー マ設定例（同種工 事の実績・経験を 踏まえた当該工事 での留意事項等）		1 テーマ設定	工事内容に応じ て1～2テーマ 設定	高度な技術や優れた工夫等を 含む技術提案の提出	
				・各テーマごと に最大5つを基 本とする ・A4・1～2 枚程度	・各テーマごと に最大5つを基 本とする ・1 指定テーマ につきA4・1 ～2枚程度		

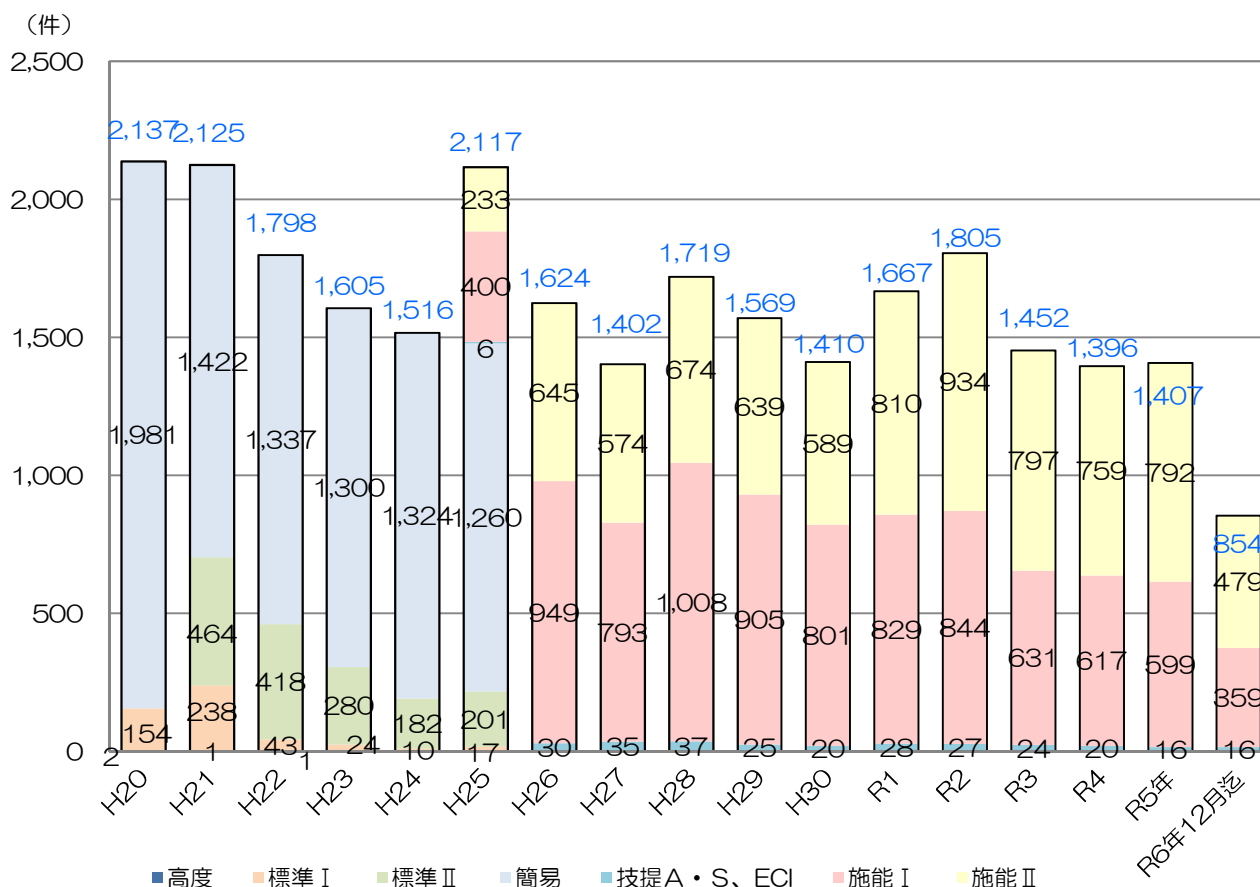
■総合評価のタイプ別実施状況

○平成25年8月1日以降の公告工事から現在のタイプの総合評価を全面实施。

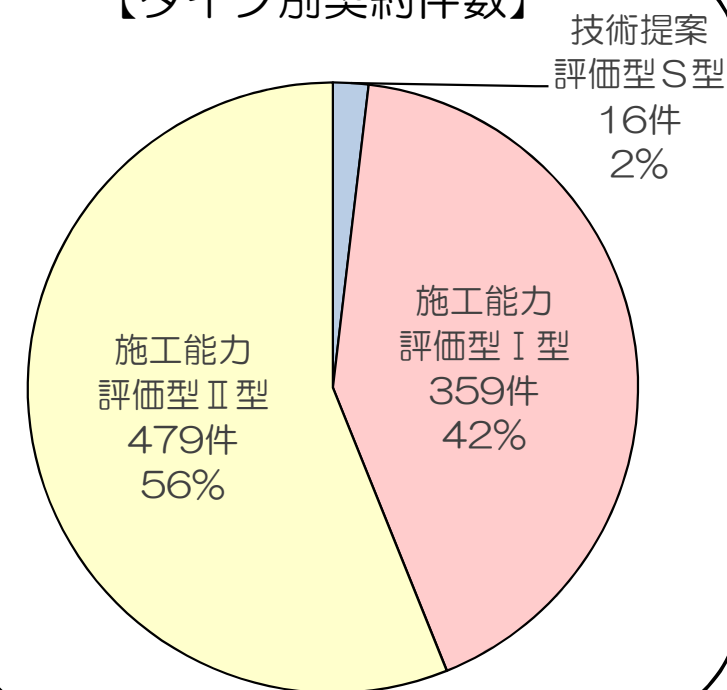
○令和6年度の総合評価タイプ別件数（令和6年12月迄を集計）

- ・施工能力評価型Ⅰ型が、359件（約42%）
- ・施工能力評価型Ⅱ型が、479件（約56%）
- ・技術提案評価型S型が、16件（約2%）

【総合評価落札方式発注件数 推移】



【タイプ別契約件数】



総合評価タイプ	評価項目
施工能力評価型Ⅰ型	企業、技術者（施工監理能力の確認（書面）含む）
施工能力評価型Ⅱ型	企業、技術者
技術提案評価型S・A型	企業、技術者、技術提案

※各年度の期間に契約した工事

■ 総合評価各タイプ適用イメージ

工事規模	総合評価落札方式					
	難易度Ⅰ	難易度Ⅱ	難易度Ⅲ	難易度Ⅳ	難易度Ⅴ	難易度Ⅵ
8.1億円 (R6.4から)	技術提案評価型 (S型WTO)					技術提案評価型 (A型)
	技術提案評価型 (S型WTO以外)					技術提案評価型 (A型WTO以外)
	施工能力評価型 (Ⅰ型)		施工能力評価型 (Ⅰ型②)			
	施工能力評価型 (Ⅱ型)		施工能力評価型 (Ⅰ型)			
2.5億円						

【技術提案評価型（S型）】

- WTO工事と一般土木Aランクの技術提案で施工技術や施工上の工夫等を評価することにより、品質向上が期待出来る工事

【施工能力評価型（Ⅰ型）】

- 一般土木のAとAB、B（難）、C（難）ランク工事

【施工能力評価型（Ⅱ型）】

- 一般土木のB、C、Dランク規模の難易度が低い工事

※「公示段階で仕様の確定が困難」かつ「優れた技術提案によらなければ工事目的の達成が難しい」工事においては、技術提案・交渉方式（ECI方式）の適用も検討。

○本省標準配点(例)と北海道開発局の施工能力評価型標準配点(例)の比較

評価項目		施工能力評価型					
		2.5億未満(舗装0.8億未満)			2.5億以上(舗装0.8億以上)		
		本省 (例)	開発局		本省 (例)	開発局	
			Ⅱ型	Ⅰ型①		Ⅰ型①	Ⅰ型② 地域維持型 (年間維持 除雪等)
技術者の能力等		20点	19点	19.5点	20点	19.5点	19点
同種工事の施工実績	○	8点	7点	3点	8点	3点	7点
工事成績	○	8点	8点	3点	8点	3点	8点
優良工事等表彰	○	4点	3点	3点	4点	3点	3点
監理(主任)技術者資格	△		(1点)	(0.5点)		(0.5点)	(1点)
CPDへの取り組み	△		1点	0.5点		0.5点	1点
施工監理能力の確認(書面)	△			10点		10点	
企業的能力等		20点	18.5点	18.5点	20点	18.5点	18.5点
同種工事の施工実績	○	8点	4点	4点	8点	5点	5点
工事成績	○	8点	5点	5点	8点	6点	6点
優良工事等表彰・工事成績優秀企業表彰	○	4点	2.5点	2.5点	4.0点	2.5点	2.5点
i-Con奨励賞、i-Con大賞又はインフラDX大賞							
NETIS登録技術の活用	△		1点	1点		1点	1点
舗装施工管理技術者	●		(1点)	(1点)		(1点)	(1点)
技能者の元請比率			(1点)	(1点)		(1点)	(1点)
主要機械の元請比率			(1点)	(1点)		(1点)	(1点)
その他(手持ち工事量※等)	△						
地域精通度・貢献度			6点	6点		4点	4点
本支店、営業所の所在地	△		2点	2点		1点	1点
近隣地域での施工実績			2点	2点		1点	1点
維持工事の施工実績(道路部門のみ)			(0.5点)	(0.5点)		(0.5点)	(0.5点)
災害活動等の実績			1点	1点		1点	1点
災害活動協定の締結			1点	1点		1点	1点
その他(各種試行による配点等)	△						
賃上げを実施する企業に対する加点措置	○	3点	2点	2点	3点	2点	2点
賃上げ基準に達していない企業に対する減点措置		-4点	-3点	-3点	-4点	-3点	-3点
施工計画					可・不可	可・不可	可・不可
加算点合計		43点	39.5点	40点	43点	40点	39.5点
ヒアリング	△	段階的選抜後にヒアリングを実施し、結果によりヒアリング係数(1.0、0.5、0)を付与し、対象評価項目に乗じる。					
施工体制評価点		30点					
基礎点		100点					

○：必須 △：選択 ●：舗装工事で選択
※手持ち工事量については、本省は選択項目、開発局は非設定項目
※()書は、配点合計に含んでいない

○本省標準配点(例)と北海道開発局の技術提案評価型標準配点(例)の比較

評価項目	技術提案評価型											
	非WTO						WTO					
	S型			A型			S型			A型		
	本省 (例)	開発局		本省 (例)	開発局		本省 (例)	開発局		本省 (例)	開発局	
技術者の能力等	15点		14点	20点		19点	15点			21点		
同種工事の施工実績(同種性)	6点	○	5点	8点	○	8点	9点			11点		
同種工事の施工実績(発注者評価)							6点			10点		
工事成績	6点	○	5点	8点	○	8点						
優良工事等表彰	3点	○	3点	4点	○	3点						
監理(主任)技術者の保有する資格		△	(1点)									
CPDへの取り組み		△	1点									
企業の能力等	15点		13.5点	20点		17.5点	15点			21点		
同種工事の施工実績(同種性)	6点	○	3点	8点	○	7点	9点			12点		
同種工事の施工実績(発注者評価)							6点			9点		
工事成績	6点	○	5点	8点	○	8点						
優良工事等表彰・工事成績優秀企業表彰	3点	○	2.5点	4点	○	2.5点						
i-Con奨励賞、i-Con大賞又はインフラDX大賞												
NETIS登録技術の活用		△	1点									
WLB							○	1点				
その他(手持ち工事量※等)												
地域精通度・貢献度			2点									
本支店、営業所の所在地												
近隣地域での施工実績												
災害活動等の実績		△	1点									
災害活動協定の締結		△	1点									
その他(各種試行による配点等)							△	*		△	*	
簡易な技術提案				20点	○	20点				20点	○	20点
賃上げを実施する企業に対する加点措置	4点	○	4点	4点	○	4点	4点	○	4点	4点	○	4点
賃上げ基準に達していない企業への減点措置	-5点	○	-5点	-5点	○	-5点	-5点	○	-5点	-5点	○	-5点
技術提案(選抜時)								○	0-26点			
技術提案(選抜後)	30点	○	30点	70点	○	70点	60点	○	35-60点	70点	○	70点
加算点合計(入札時)	60点		57.5点	70点		70点	60点		60点	70点		70点
ヒアリング												
段階的選抜後にヒアリングを実施し、結果によりヒアリング係数(1. 0、0. 5、0)を付与し、対象評価項目に乗じる。												
施工体制評価点	30点											
基礎点	100点											

○ : 必須 △ : 選択
 ※手持ち工事量については、本省は非WTOのS型のみ選択項目(他では非設定項目)、開発局は全ての型で非設定項目
 * 配点は適宜設定する

(参考) 施工監理能力の確認(書面)
【施工能力評価型(I型①)】

当該工事での留意事項等

工事名:

会社名: _____

■当該工事での留意事項等

項目	当該工事での留意事項等
1. 歩行者の安全 対策について	① ② ③
2. 工程管理につ いて など、入札参加者が 重要と考える項目を 自由に設定	① ②

※提出枚数はA4版で1枚限りとする。

※活字は10ポイント以上とすること。

※評価は、記載された留意事項が適切であるかを評価する。なお、適切な留意事項であっても過度なコスト負担を要する提案は行わないこと。

※本工事において、以下の項目については設計対象となるので評価対象としない。

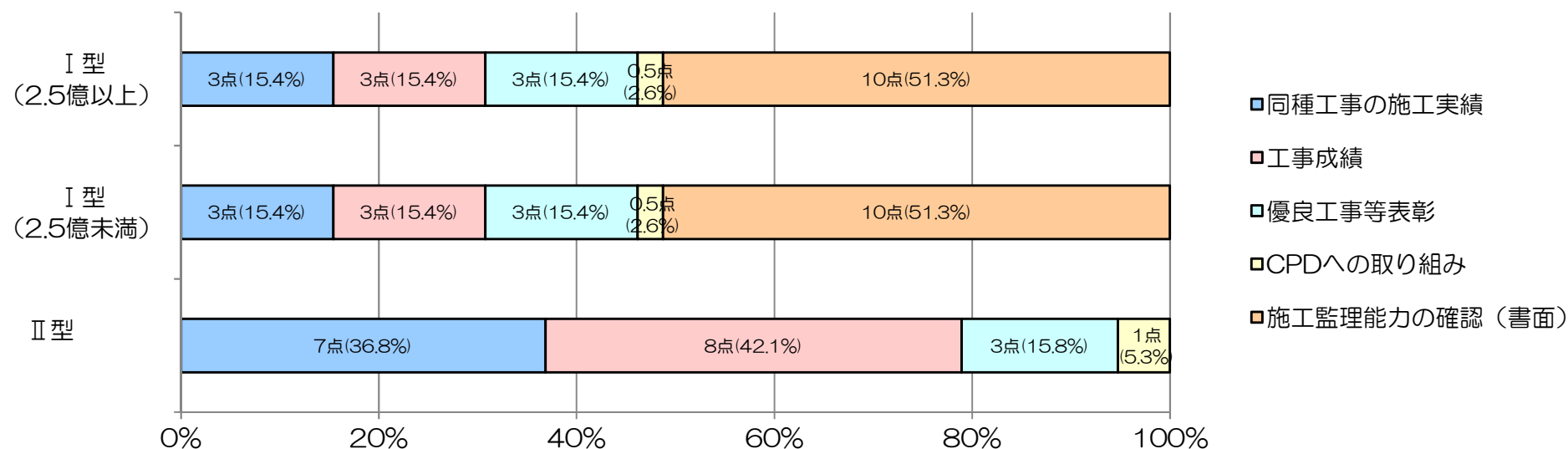
①交通誘導員の配置、②敷鉄板の敷設、③清掃員の配置、④ダンプトラック用泥落とし装置の設置

※1の項目については3提案を上限、2の項目については2提案を上限とし、それぞれ上限以上記載した場合は、記載順の提案を評価対象とする。

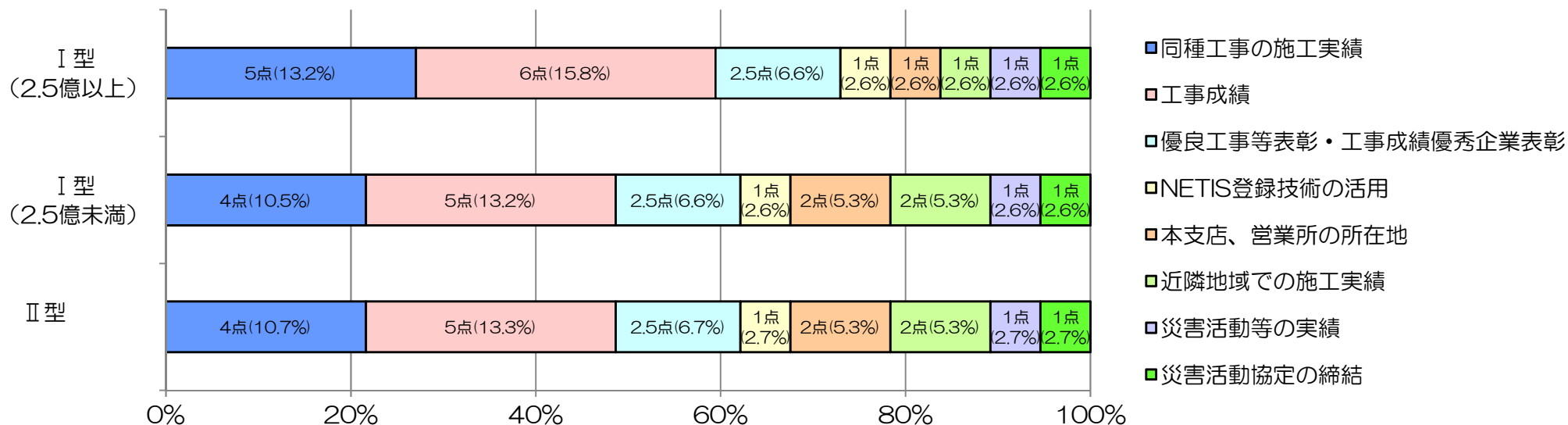
なお、1提案あたりの記載内容は1つとし、1提案内に複数の内容を記載した場合は、記載順の1提案を評価対象とする。

(参考) 施工能力評価型タイプ別配点割合

技術者の能力等



企業の能力等



(参考) より同種、同種の評価方法

【施工能力評価型Ⅰ型の場合】

企業	評価項目	評価基準（基本：1件当たり）	評価 ※配点5.0の例	配点 ※配点5.0の例
	過去15年度の同種工事实績	より同種性の高い工事实績あり	5.0	5.0
		同種性が認められる工事の実績あり	0.0	

技術者	評価項目	評価基準（基本：1件当たり）	評価 ※配点7.0の例	配点 ※配点3.0の例
	過去15年度の同種工事实績 同種性・立場	より同種性の高い工事において、監理（主任）技術者又は現場代理人として従事	7.0	7.0
		より同種性の高い工事において、担当技術者又は監理技術者補佐として従事、又は同種性が認められる工事において、監理（主任）技術者又は現場代理人として従事。	3.5	
		同種性が認められる工事において、担当技術者又は監理技術者補佐として従事。	0.0	

*ただし、施工実績が複数ある場合など、件数に応じて優位に評価することも可能としている。
例えば過去の「同種工事实績」2件で、「より同種性の高い工事」として加点をするなど。

(参考) 北海道開発局のより同種設定例 (一般土木) *過年度実施工事より

部門	工事名	同種実績	より同種実績
河川	築堤工事	河川工事において、築堤盛土の施工実績を有すること。	同種性が認められる工事のうち、盛土量が10,000m ³ 以上の施工実績を有すること。
	河道掘削工事	河川工事において、土工の施工実績を有すること。	一級河川又は二級河川の河川工事において、土工の施工実績を有すること。
道路	橋梁床版工事	北海道内の高規格幹線道路又は国道において、橋梁新設工事（基礎工のみを除く）の施工実績を有すること。	北海道内の高規格幹線道路又は国道において、床版の新設又は打ち換えの施工実績を有すること。
	道路改良工事	切土量が10,000m ³ 以上の道路工事の実績を有すること。	国道又は道道において、切土量が10,000m ³ 以上の道路工事の実績を有すること。
港湾	港湾岸壁改良工事	港湾又は漁港事業の施工実績を有すること。	港湾又は漁港事業における場所打ちコンクリートの施工実績を有すること。
	港湾防波堤建設工事	港湾又は漁港における、重力式の防波堤又は防波護岸の施工実績を有すること。	同種性が認められる工事のうち、水中コンクリート式の施工実績を有すること。
農業	用水路工事	農業用用水路又は農業用排水路で、現場打ち鉄筋コンクリートのフルーム水路（道路等横断箇所のボックスカルバートを除く）を含む工事の施工実績を有すること。	農業用用水路又は農業用排水路で、内高2m以上の現場打ち鉄筋コンクリートのフルーム水路（道路等横断箇所のボックスカルバートを除く）を含む工事の施工実績を有すること。
	区画整理工事	農業農村整備における区画整理又はほ場整備又は用・排水路工事の施工実績を有すること。	農業農村整備における整地工の工種を含む、区画整理又はほ場整備工事の施工実績を有すること。

※同種実績：当該工事を実施するために必要な実績を求めるもので、幅広く参加を促すもの。

※より同種実績:より当該工事にあった実績を評価することで、品質向上を期待するもの。

(参考) JVにおける同種実績の考え方

*H25.8.1以降公告工事より適用

	入札参加資格要件	総合評価での加点対象	
	同種工事实績	同種工事实績	より同種過去の実績
単体	過去の実績	過去の実績で評価	過去の実績で評価
JV	構成員のいずれか1社の過去の実績	代表者の過去の実績で評価	代表者の過去の実績で評価

※申請者（単体及びJV）の過去の施工実績がJVによる者だった場合、代表者のものでも構成員のものでも同じ実績とします。

※JVの総合評価での企業加算点において、「同種工事实績」「より同種」以外の評価項目は、構成員の平均で評価する。

低入札対策の実施概要（施工体制確認型総合評価）

○施工体制確認型

低入札対策として、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できるかどうかを審査し、評価する方式（平成19年度より実施）

$$\text{評価値} = \frac{\text{標準点（100点）} + \text{総合評価加算点} + \text{施工体制評価点（30点）}}{\text{入札価格（億円）}}$$

○施工体制評価点の評価方法

【調査基準価格に満たない価格で入札した者】

所定の追加資料の提出を求め、入札説明書等に記載された要求要件の実現、工事の品質確保の実効性、施工体制確保の確実性について審査し、施工体制が確保されると認められる場合にその程度に応じた施工体制評価点を付与。

【調査基準価格以上の価格で入札した者】

原則、施工体制評価点の満点を付与。

【施工体制評価点の評価基準】

評価項目	評価基準	配点
品質確保の実効性	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15点
	工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5点
	その他	0点
施工体制確保の確実性	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15点
	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5点
	その他	0点

空

白

2. 令和6年の落札要因の分析（全工種）

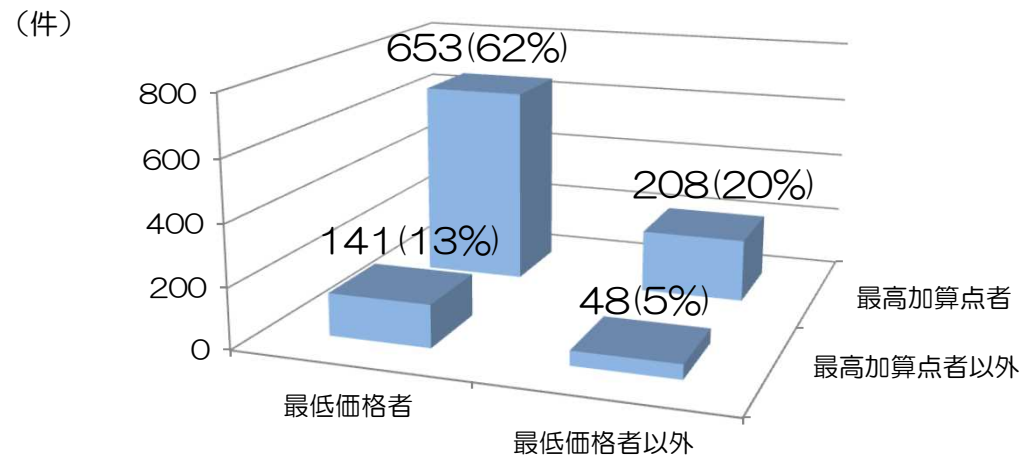
■落札者の分類（タイプ別）（全工種）

※DATAは令和6年1月～12月契約工事（1者応札を除く）

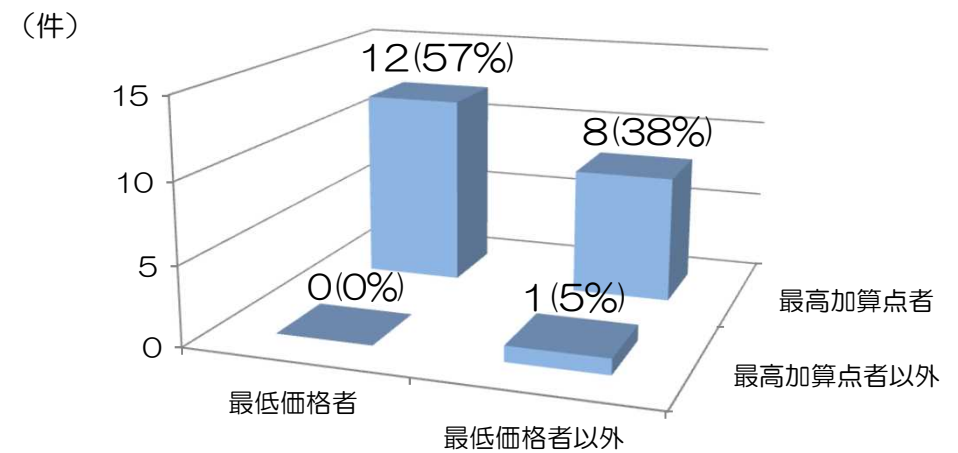
「技術提案評価型S型」「施工能力評価型I型」では**最高加算点者**が落札する割合が高く、「施工能力評価型II型」は**最低価格者**が落札する割合が高い傾向となった。

「全タイプ」では**最高加算点者**かつ**最低価格者**が最も割合が高い傾向となった。

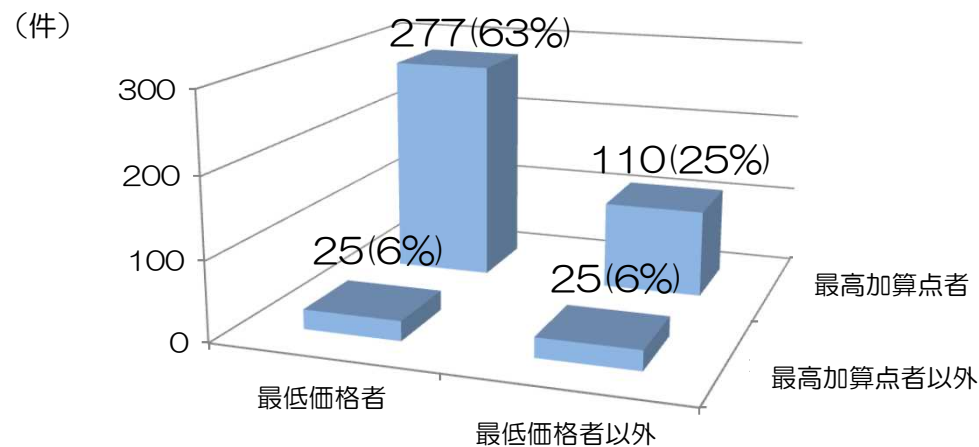
R6 全タイプ（全工種）（1050件）



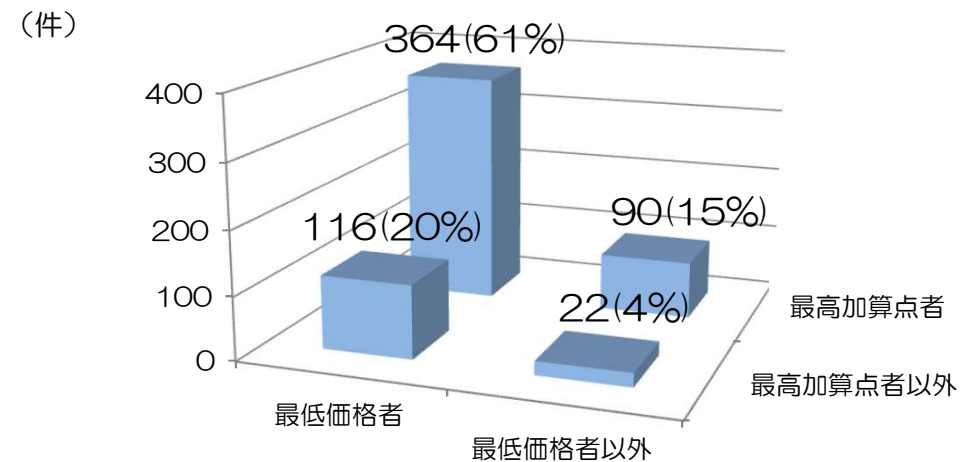
R6 技術提案評価型S型（全工種）（21件）



R6 施工能力評価型I型（全工種）（437件）



R6 施工能力評価型II型（全工種）（592件）



2. 令和6年の落札要因の分析（全工種）

■落札者の分類（全タイプ）（全工種）の推移

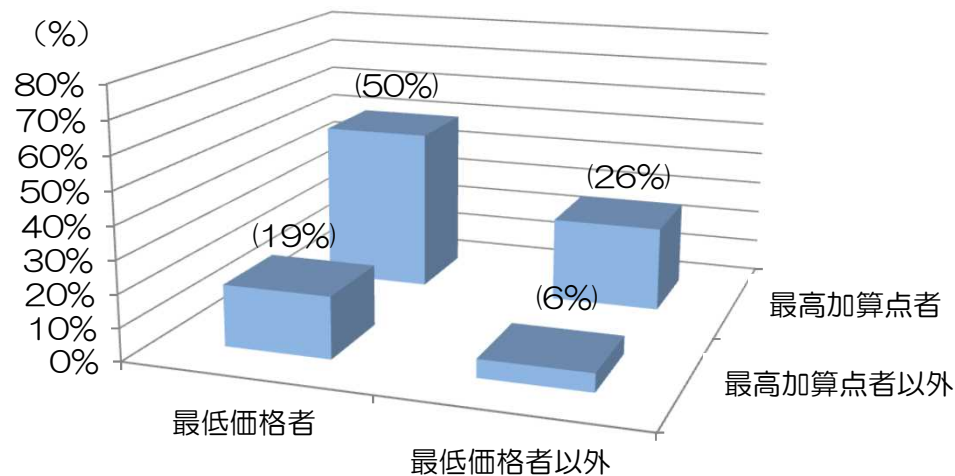
※DATAは各年1月～12月契約工事（1者応札を除く）

各年とも最高加算点者かつ最低価格者が落札者となる割合が最も高い傾向である。

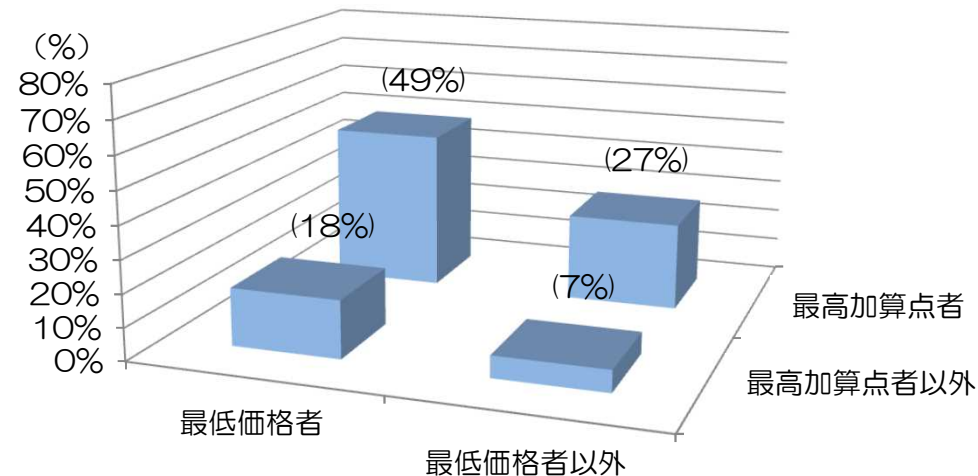
令和6年は、令和5年以前に比べ、最高加算点者かつ最低価格者が落札者となる割合が高い傾向となった。

また、どの年代も最高加算点者が落札者となる傾向。

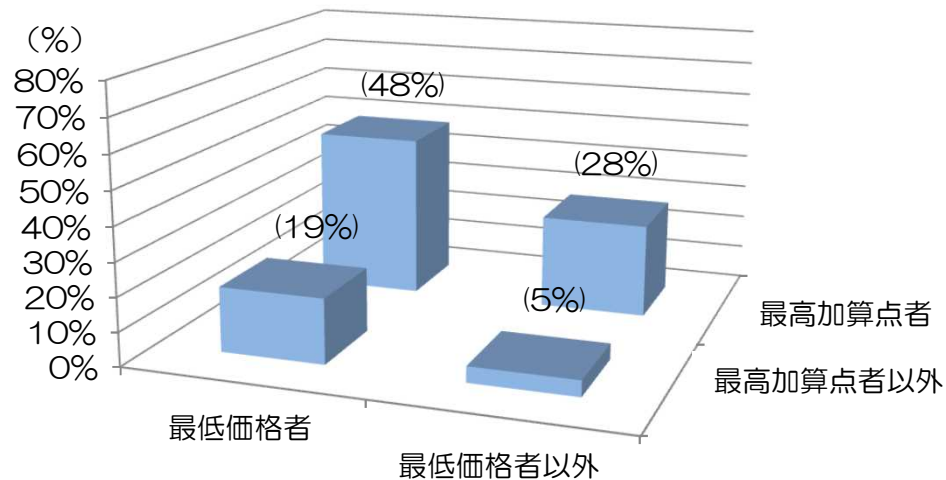
R3 全タイプ（全工種）（1,187件）



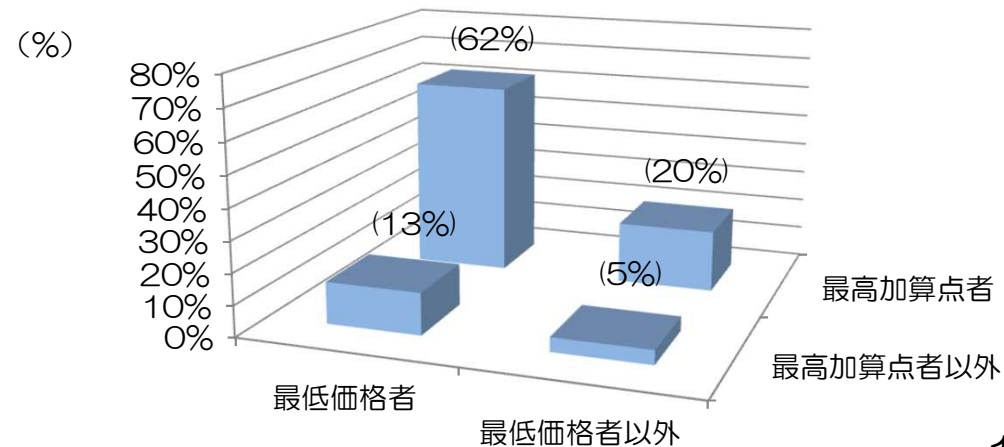
R4 全タイプ（全工種）（1,075件）



R5 全タイプ（全工種）（1,039件）



R6 全タイプ（全工種）（1,050件）



2. 令和6年の落札要因の分析（全工種）

■落札者の分類（技術提案評価型S型）（全工種）の推移

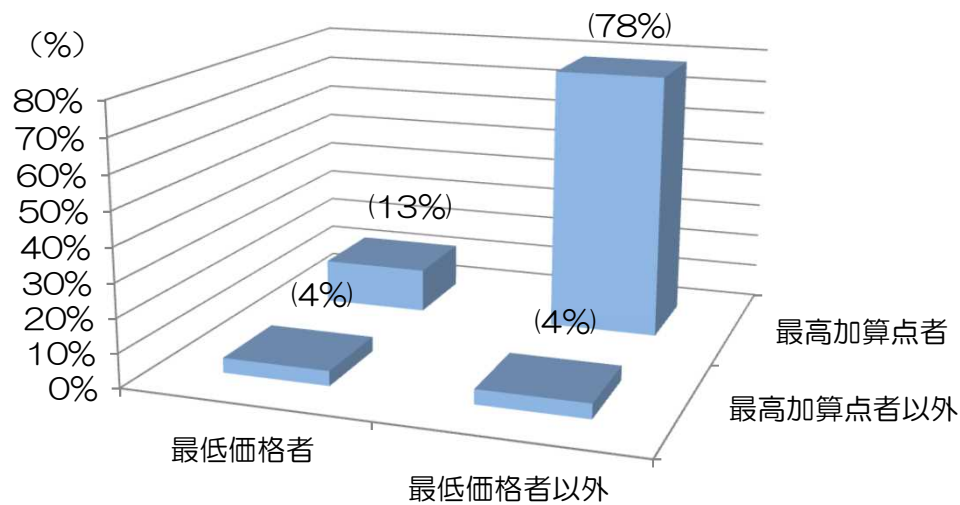
※DATAは各年1月～12月契約工事（1者応札を除く）

各年とも最高加算点者が落札者となる割合が高い傾向。

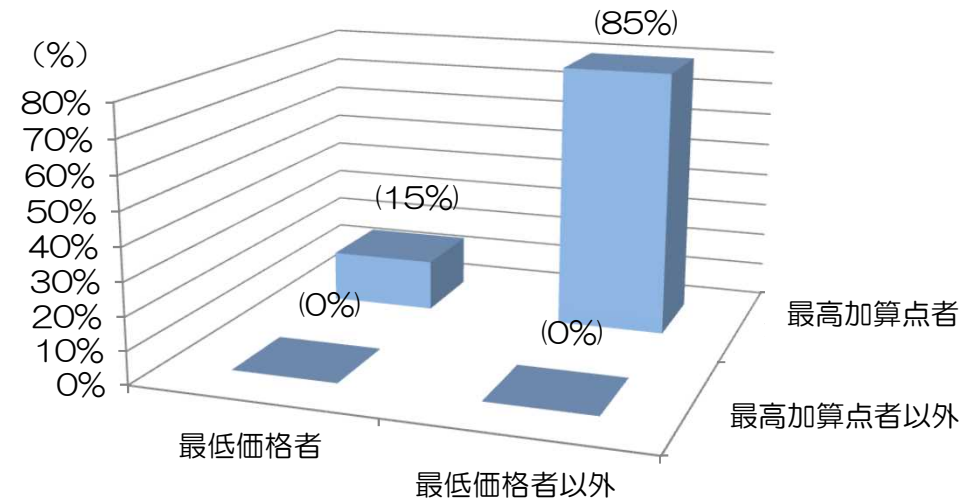
令和6年は、令和5年以前に比べ、最高加算点者かつ最低価格者が落札者となる割合が高い傾向となった。

また、どの年代も最高加算点者が落札者となる傾向。

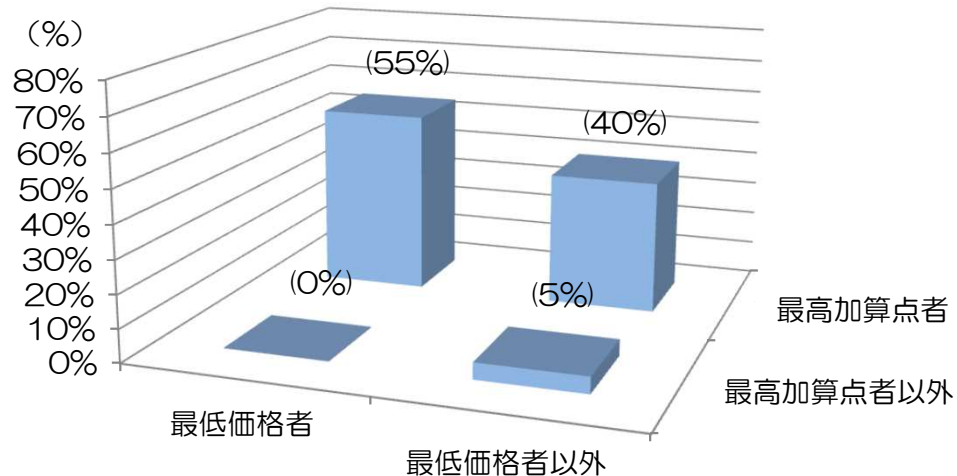
R3 技術提案評価型S型（全工種）（23件）



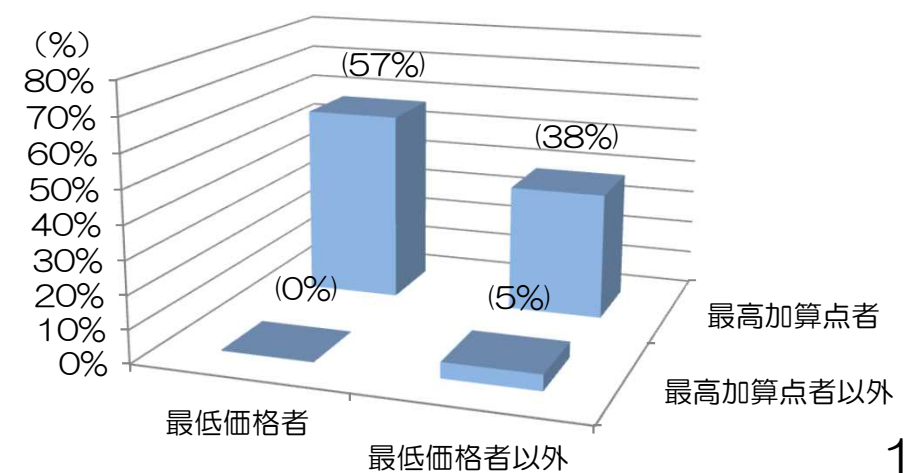
R4 技術提案評価型S型（全工種）（13件）



R5 技術提案評価型S型（全工種）（20件）



R6 技術提案評価型S型（全工種）（21件）



2. 令和6年の落札要因の分析（全工種）

■落札者の分類（施工能力評価型Ⅰ型）（全工種）の推移

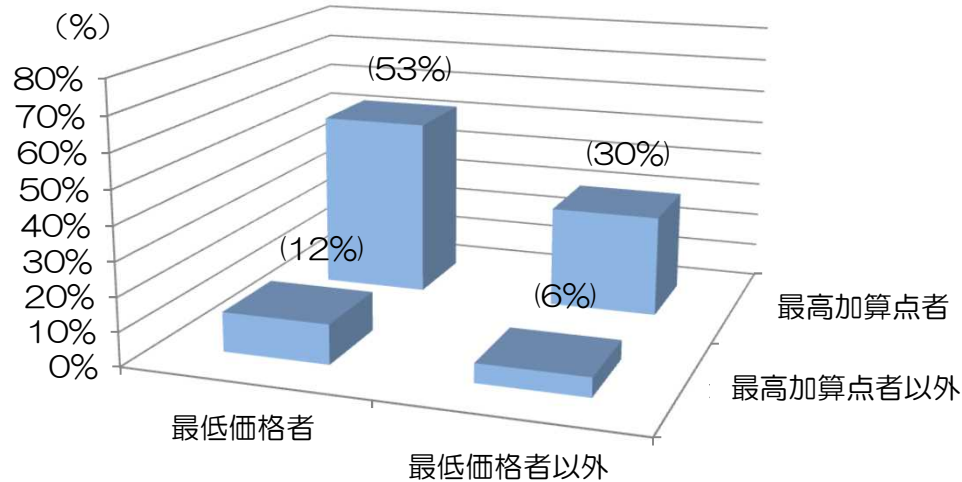
※DATAは各年1月～12月契約工事（1者応札を除く）

各年とも最高加算点者かつ最低価格者が落札者となる割合が最も高い傾向。

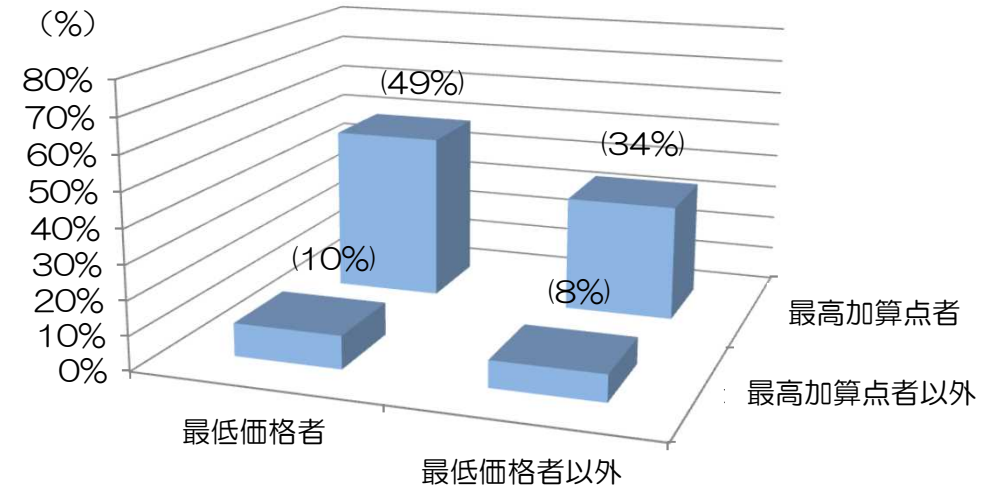
令和6年は、令和5年以前に比べ、最高加算点者かつ最低価格者が落札者となる割合が高い傾向となった。

また近年、最高加算点者以外かつ最低価格者が落札者となる割合が減少傾向であり、最高加算点者の落札者が増加傾向。

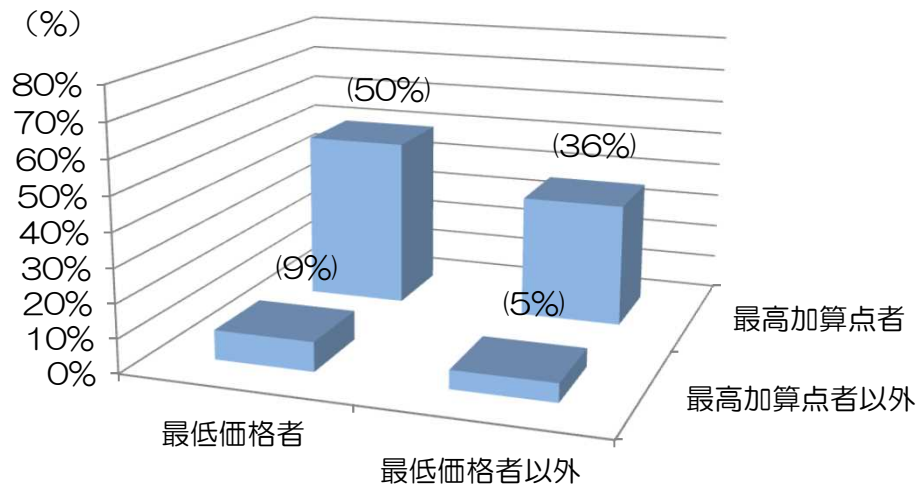
R3 施工能力評価型Ⅰ型（全工種）（528件）



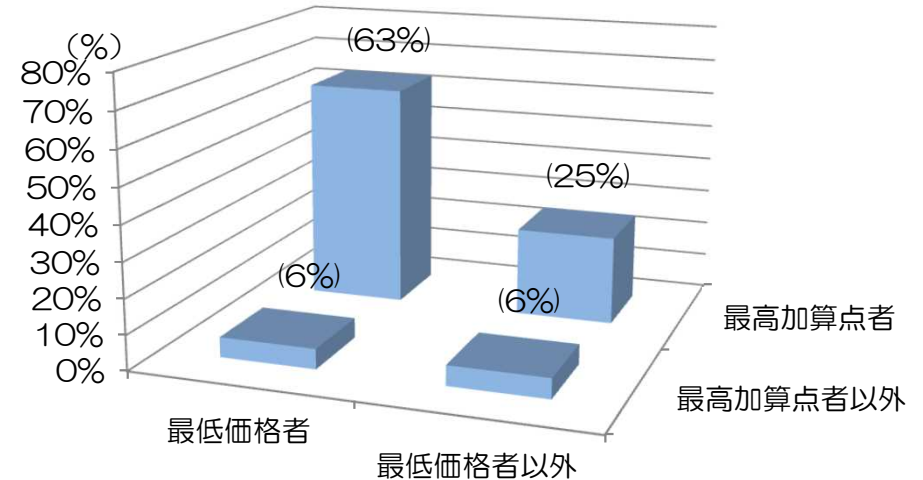
R4 施工能力評価型Ⅰ型（全工種）（487件）



R5 施工能力評価型Ⅰ型（全工種）（439件）



R6 施工能力評価型Ⅰ型（全工種）（437件）



2. 令和6年の落札要因の分析（全工種）

■落札者の分類（施工能力評価型Ⅱ型）（全工種）の推移

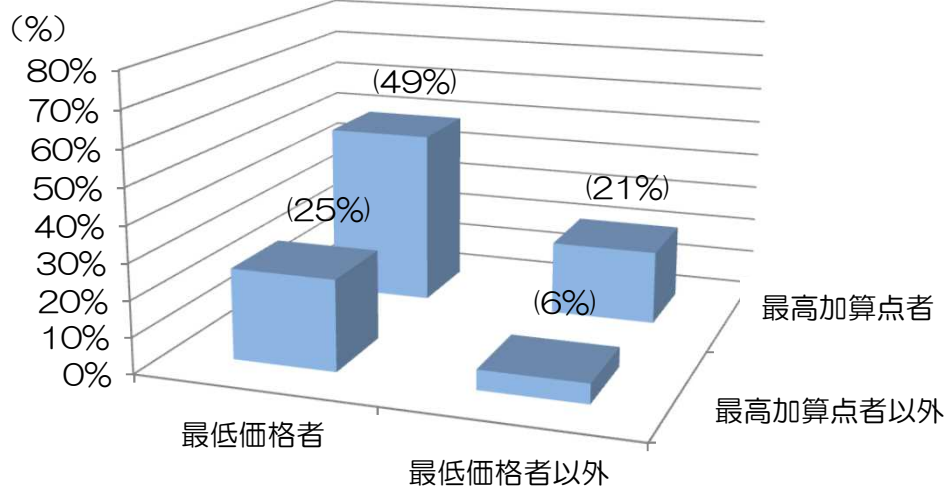
※DATAは各年1月～12月契約工事（1者応札を除く）

各年とも最高加算点者かつ最低価格者が落札者となる割合が最も高い傾向。

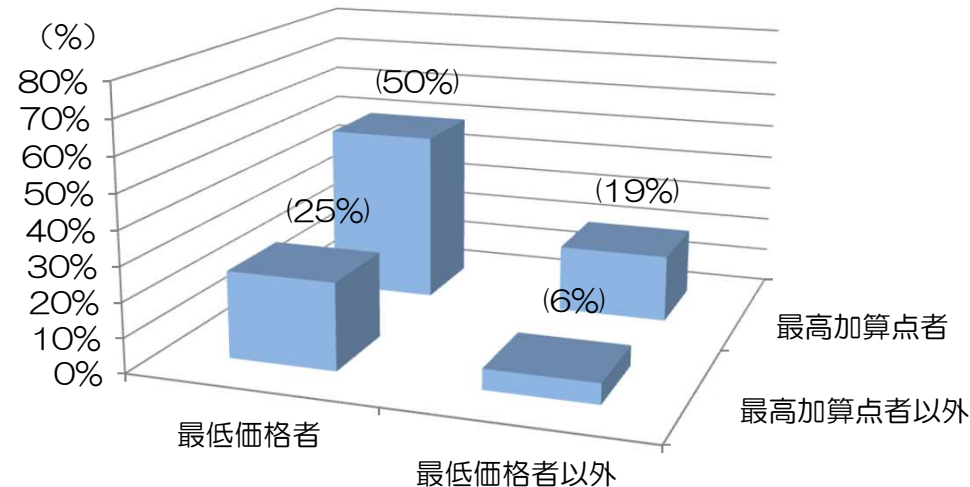
令和6年は、令和5年以前に比べ、最高加算点者かつ最低価格者が落札者となる割合が高い傾向となった。

また近年、最高加算点者かつ最低価格者以外が落札者となる割合が減少傾向であり、最低価格者の落札者が増加傾向。

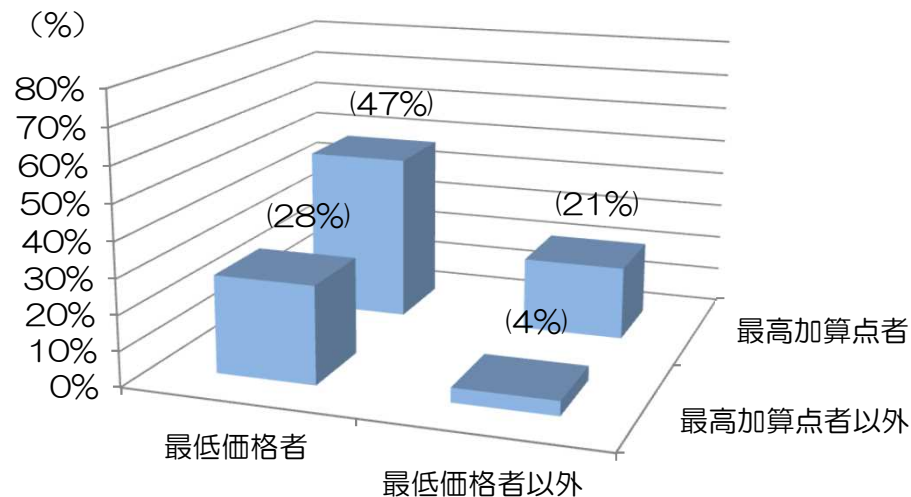
R3 施工能力評価型Ⅱ型（全工種）（636件）



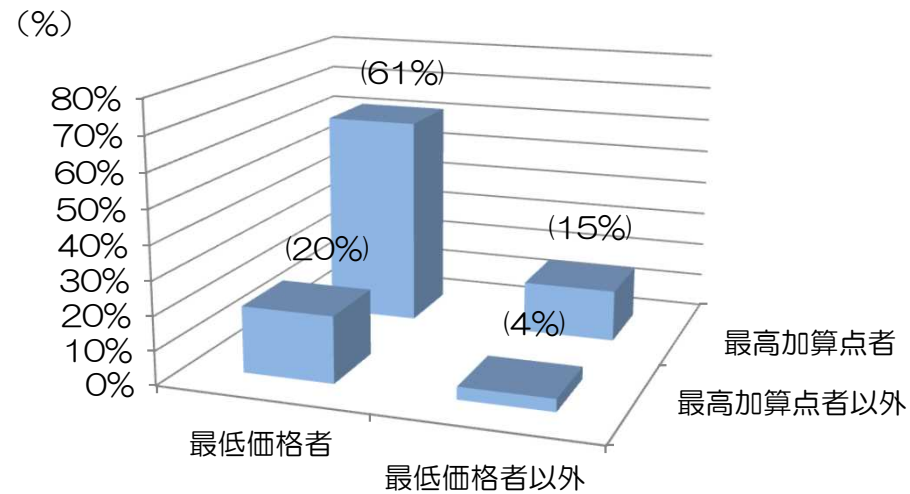
R4 施工能力評価型Ⅱ型（全工種）（575件）



R5 施工能力評価型Ⅱ型（全工種）（580件）



R6 施工能力評価型Ⅱ型（全工種）（592件）



空

白

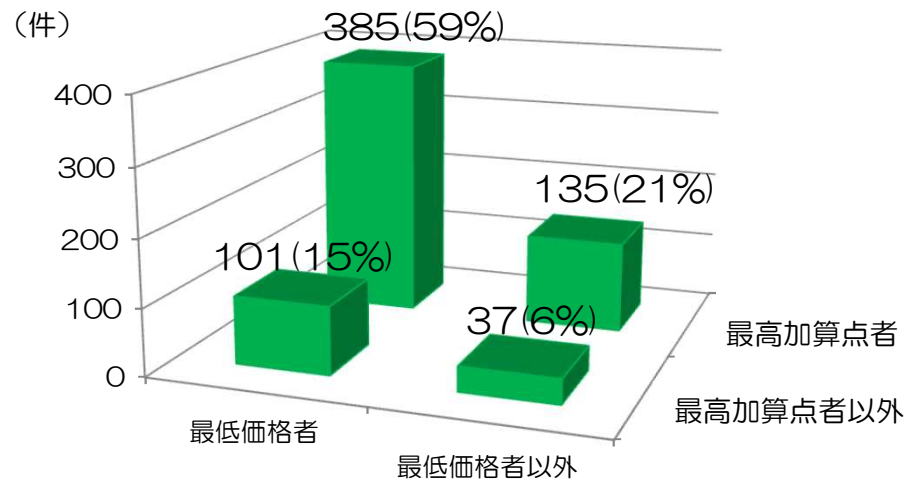
2. 令和6年の落札要因の分析（工事区分：一般土木）

■落札者の分類（タイプ別）（一般土木）

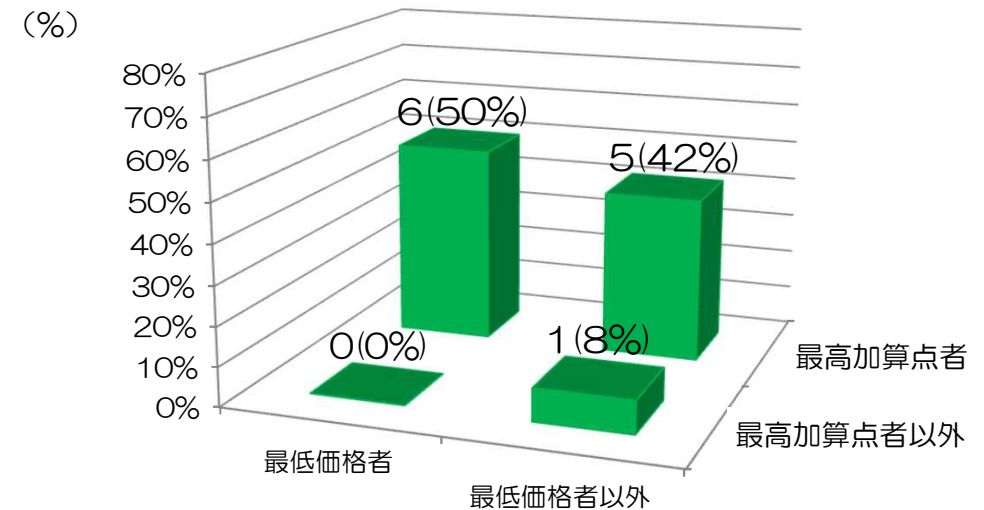
※DATAは令和5年1月～12月契約工事（1者応札を除く）

「技術提案評価型S型」では**最高加算点者**の者が落札する割合が高い。「施工能力評価型I型」「施工能力評価型II型」も同様に**最高加算点者**かつ**最低価格者**が落札する割合が高くなった。「全タイプ」でも**最高加算点者**かつ**最低価格者**が最も割合が高い傾向となった。

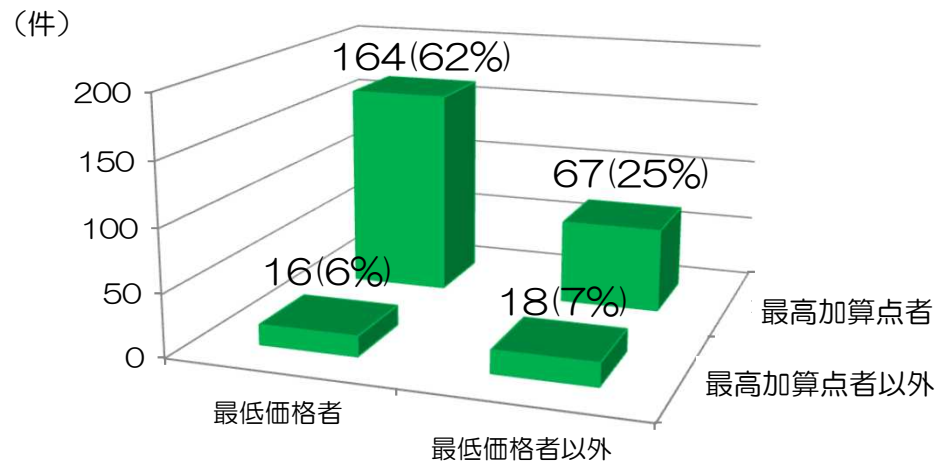
R6 全タイプ（一般土木）（658件）



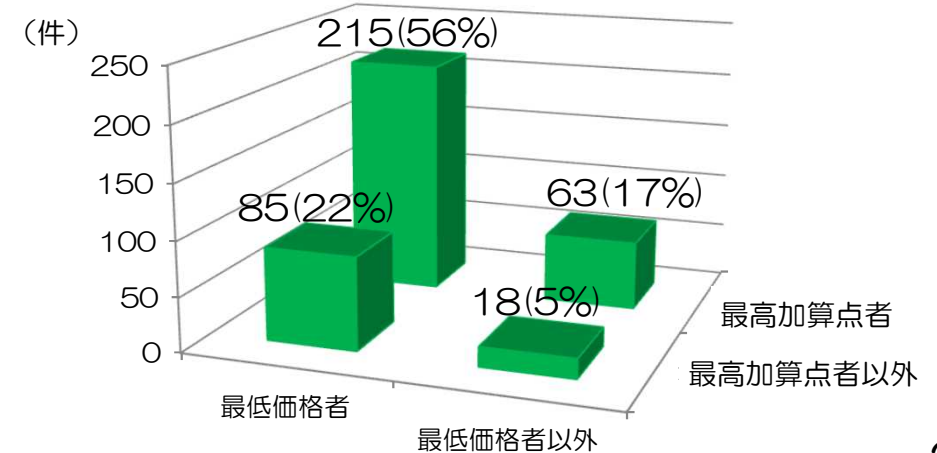
R6 技術提案評価型S型（一般土木）（12件）



R6 施工能力評価型I型（一般土木）（265件）



R6 施工能力評価型II型（一般土木）（381件）



2. 令和6年の落札要因の分析（工事区分：一般土木）

■落札者の分類（全タイプ）（一般土木）の推移

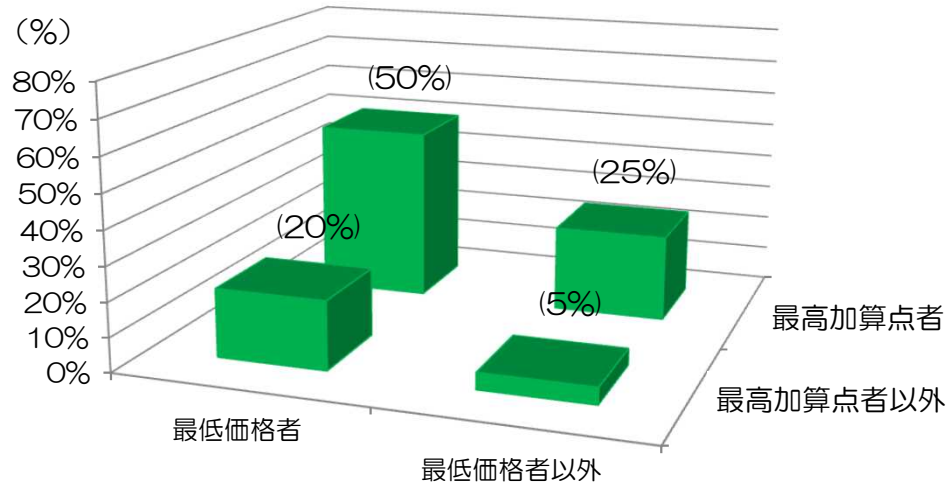
※DATAは各年1月～12月契約工事（1者応札を除く）

各年とも最高加算点者かつ最低価格者が落札者となる割合が最も高い傾向。

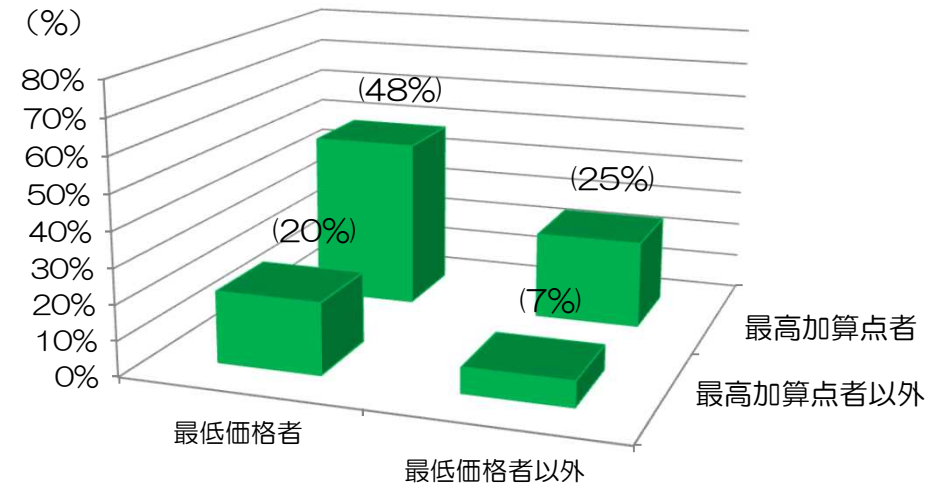
令和6年は、令和5年以前に比べ、最高加算点者かつ最低価格者が落札者となる割合が高い傾向となった。

また、どの年代も最高加算点者が落札者となる傾向。

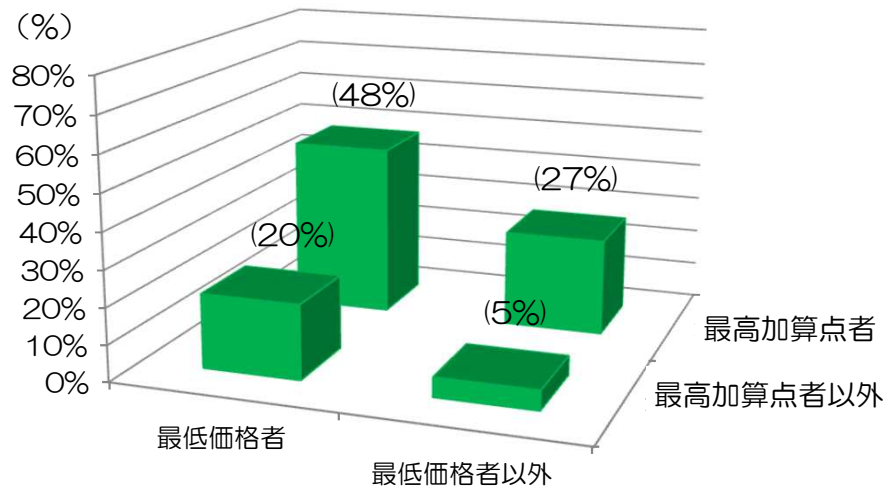
R3 全タイプ（一般土木）（813件）



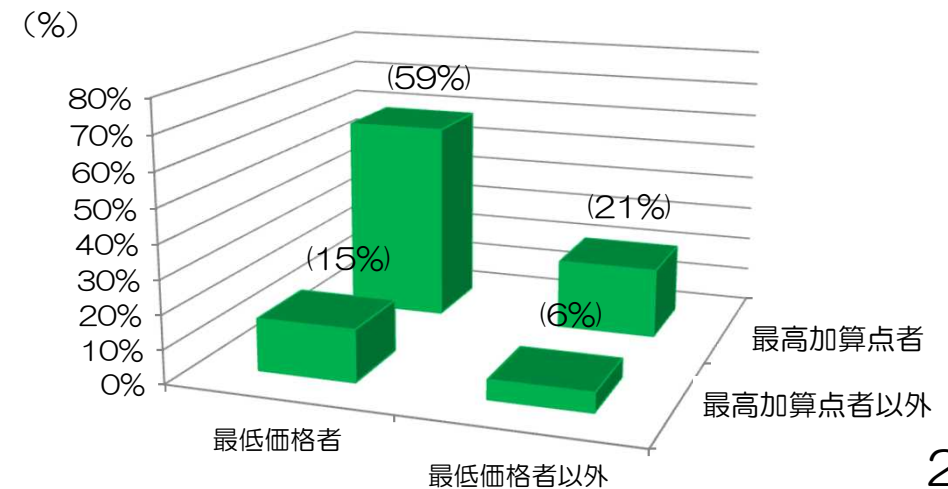
R4 全タイプ（一般土木）（724件）



R5 全タイプ（一般土木）（694件）



R6 全タイプ（一般土木）（658件）



2. 令和6年の落札要因の分析（工事区分：一般土木）

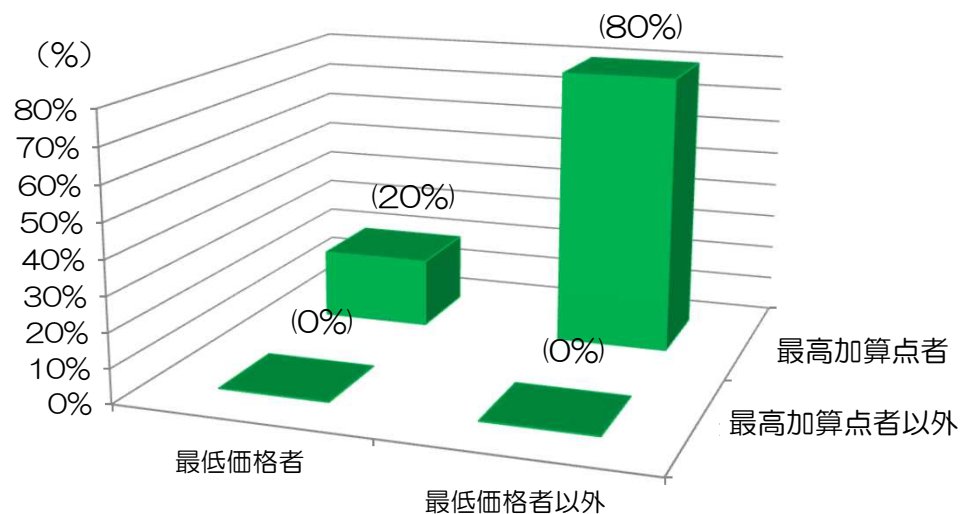
■落札者の分類（技術提案評価型S型）（一般土木）の推移

※DATAは各年1月～12月契約工事（1者応札を除く）

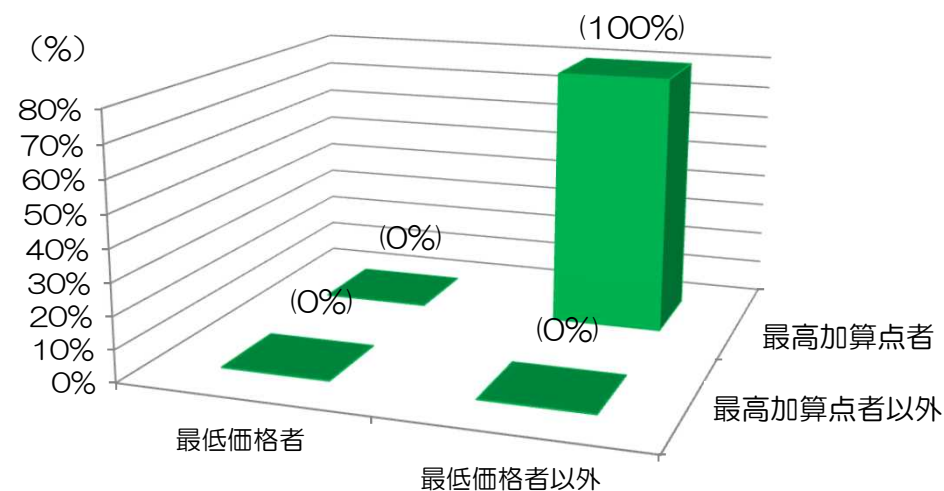
各年とも最高加算点者が落札者となる割合が高い傾向。

令和6年は、令和5年以前に比べ、最高加算点者が落札者となる割合が高い傾向となった。また、最高加算点者以外かつ最低価格者以外の落札もある。

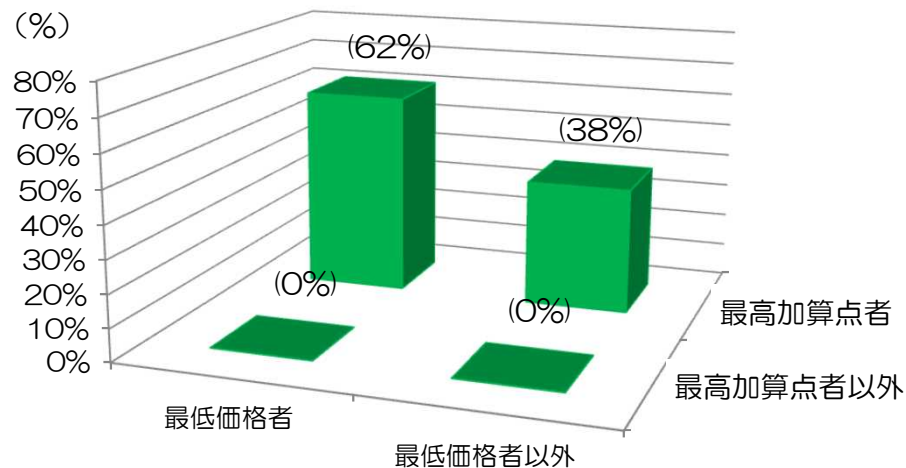
R3 技術提案評価型S型（一般土木）（10件）



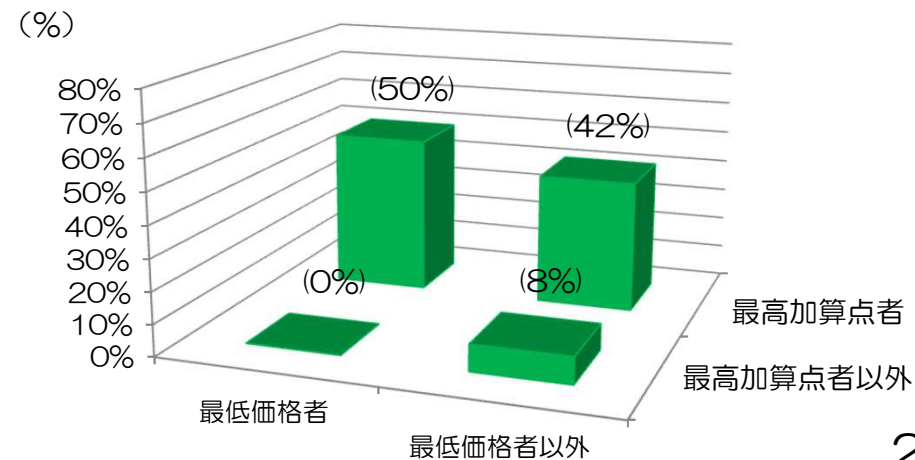
R4 技術提案評価型S型（一般土木）（4件）



R5 技術提案評価型S型（一般土木）（13件）



R6 技術提案評価型S型（一般土木）（12件）



2. 令和6年の落札要因の分析（工事区分：一般土木）

■落札者の分類（施工能力評価型Ⅰ型）（一般土木）の推移

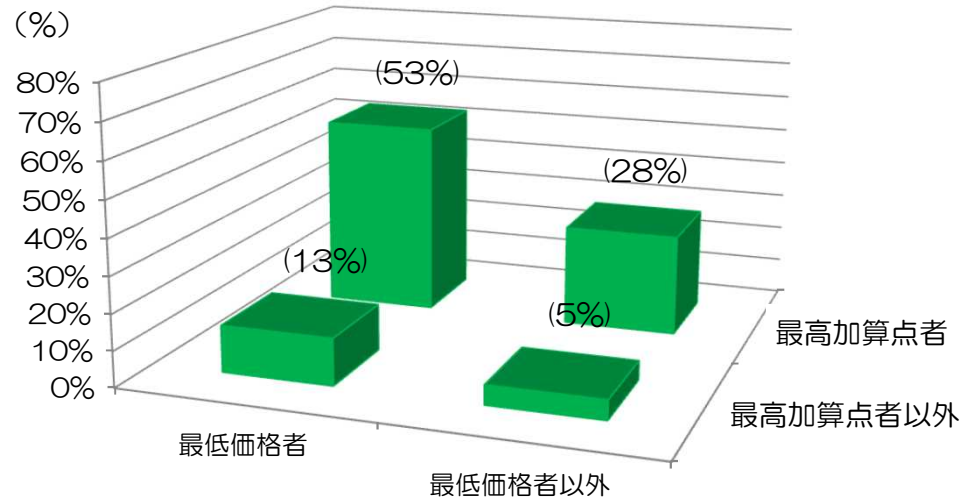
※DATAは各年1月～12月契約工事（1者応札を除く）

各年とも最高加算点者かつ最低価格者が落札者となる割合が最も高い傾向。

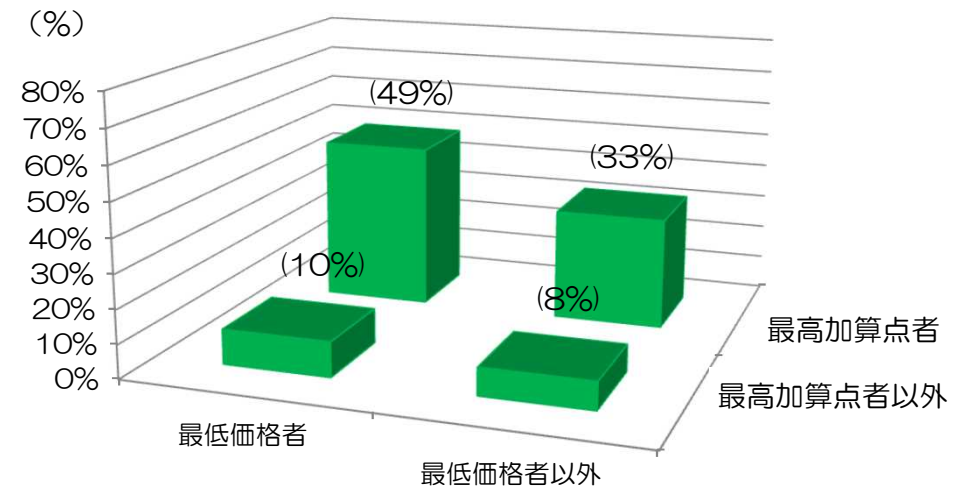
令和6年は、令和5年以前に比べ、最高加算点者かつ最低価格者が落札者となる割合が高い傾向となった。

また近年、最高加算点者以外かつ最低価格者が落札者となる割合が減少傾向であり、最高加算点者の落札者が増加傾向。

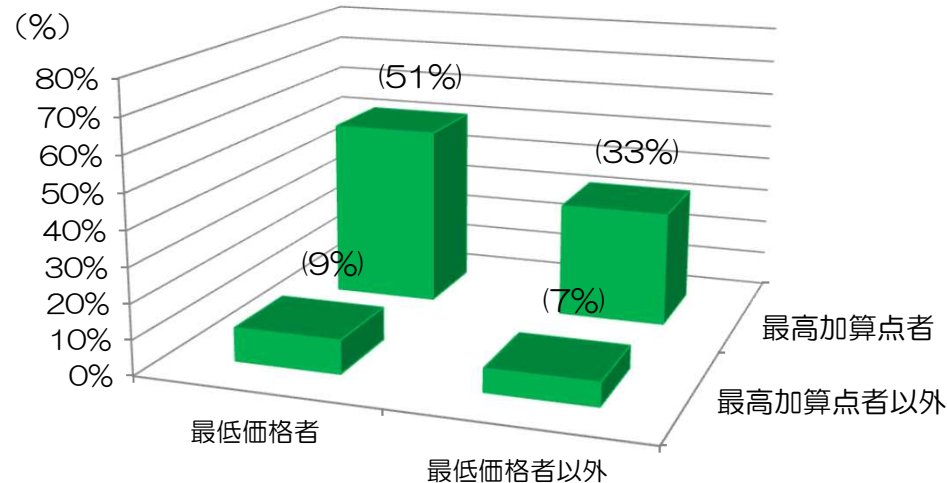
R3 施工能力評価型Ⅰ型（一般土木）（406件）



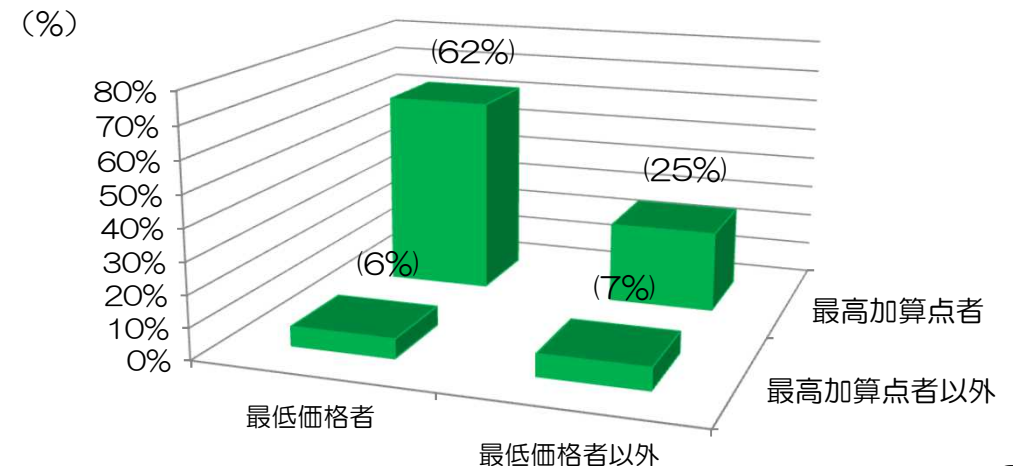
R4 施工能力評価型Ⅰ型（一般土木）（356件）



R5 施工能力評価型Ⅰ型（一般土木）（306件）



R6 施工能力評価型Ⅰ型（一般土木）（265件）



2. 令和6年の落札要因の分析（工事区分：一般土木）

■落札者の分類（施工能力評価型Ⅱ型）（一般土木）の推移

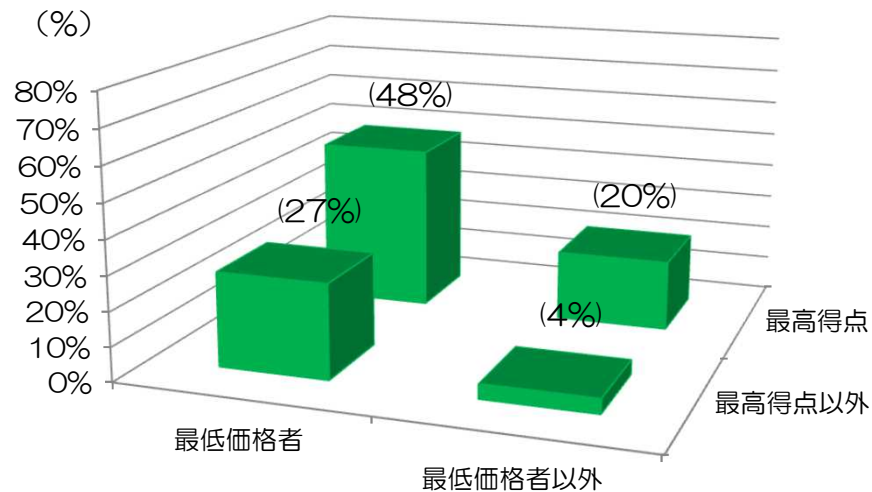
※DATAは各年1月～12月契約工事（1者応札を除く）

各年とも最高加算点者かつ最低価格者が落札者となる割合が最も高い傾向。

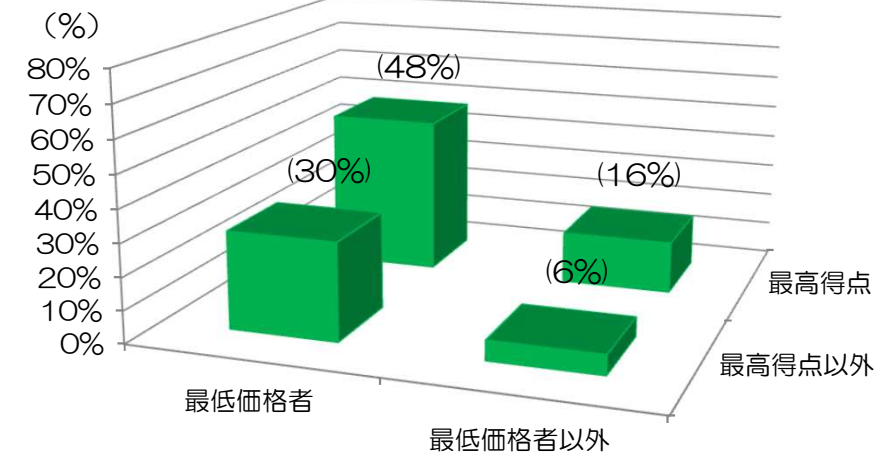
令和6年は、令和5年以前に比べ、最高加算点者かつ最低価格者が落札者となる割合が高い傾向となった。

また近年、最高加算点者かつ最低価格者以外が落札者となる割合が減少傾向であり、最低価格者の落札者が増加傾向。

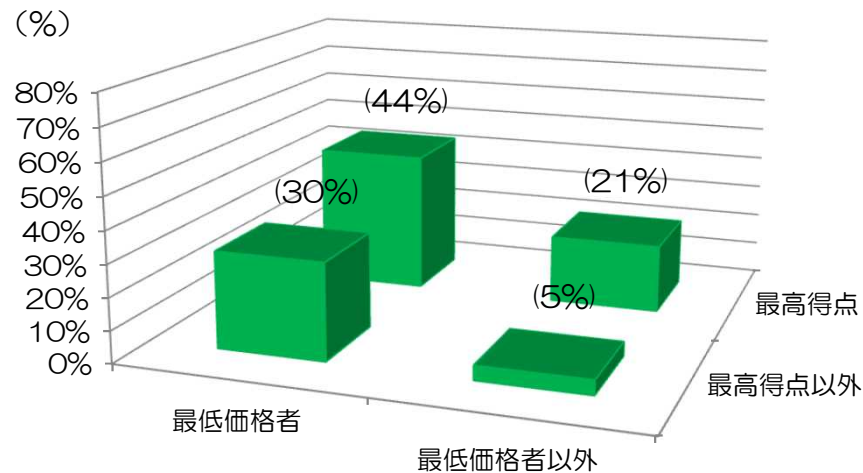
R4 施工能力評価型Ⅱ型（一般土木）（397件）



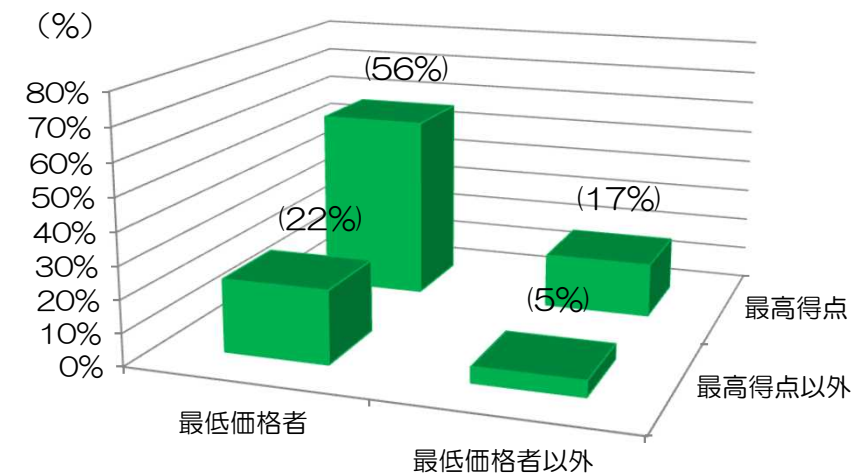
R5 施工能力評価型Ⅱ型（一般土木）（364件）



R5 施工能力評価型Ⅱ型（一般土木）（375件）



R6 施工能力評価型Ⅱ型（一般土木）（381件）



空

白

■落札者の分類（技術提案S型）の傾向

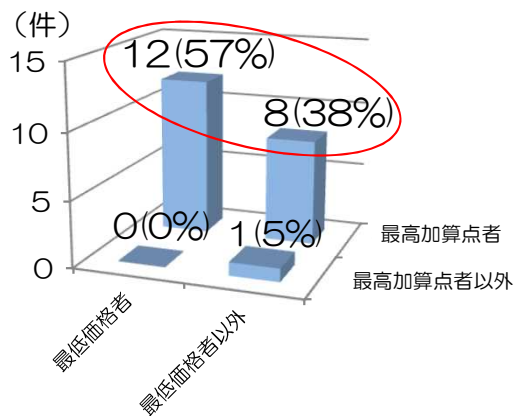
※DATAは令和6年1月～12月契約工事（1者応札を除く）

技術提案S型においては、全工種及び一般土木ともに、技術評価の最高得点者が落札者となる割合が9割以上と高い傾向となっている。

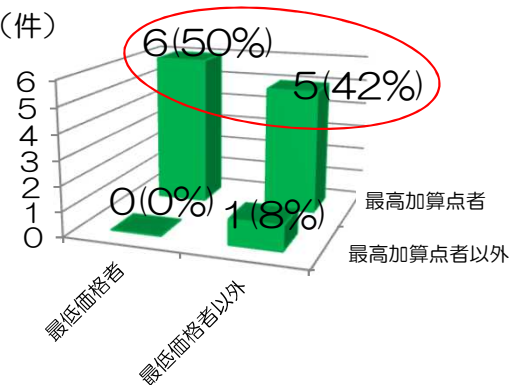
入札価格の差については、落札者と非落札者等の差は僅差であるが、加算点の得点差は保たれている。

<落札者の分類>

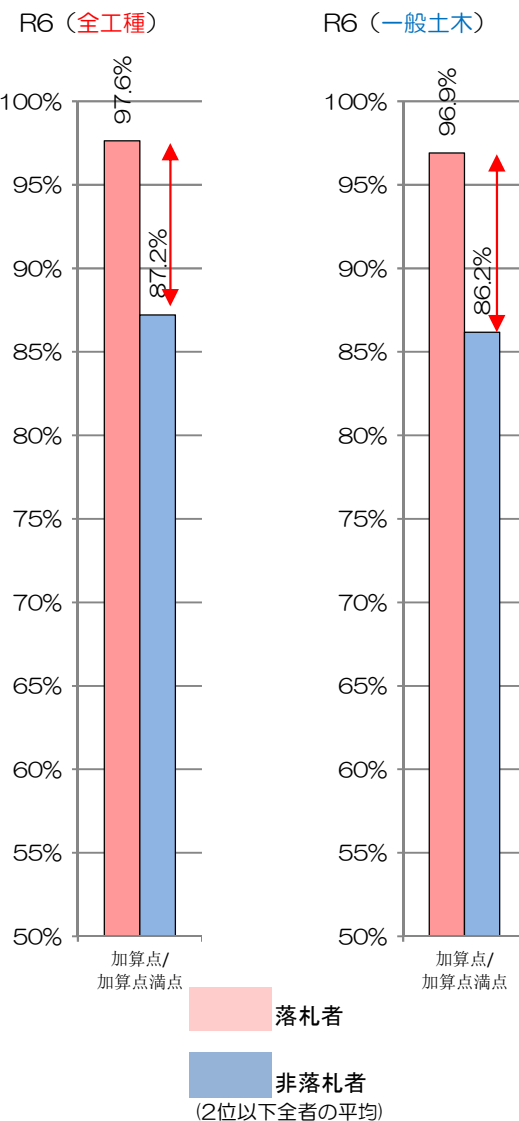
R6 技術提案評価型S型 (全工種)



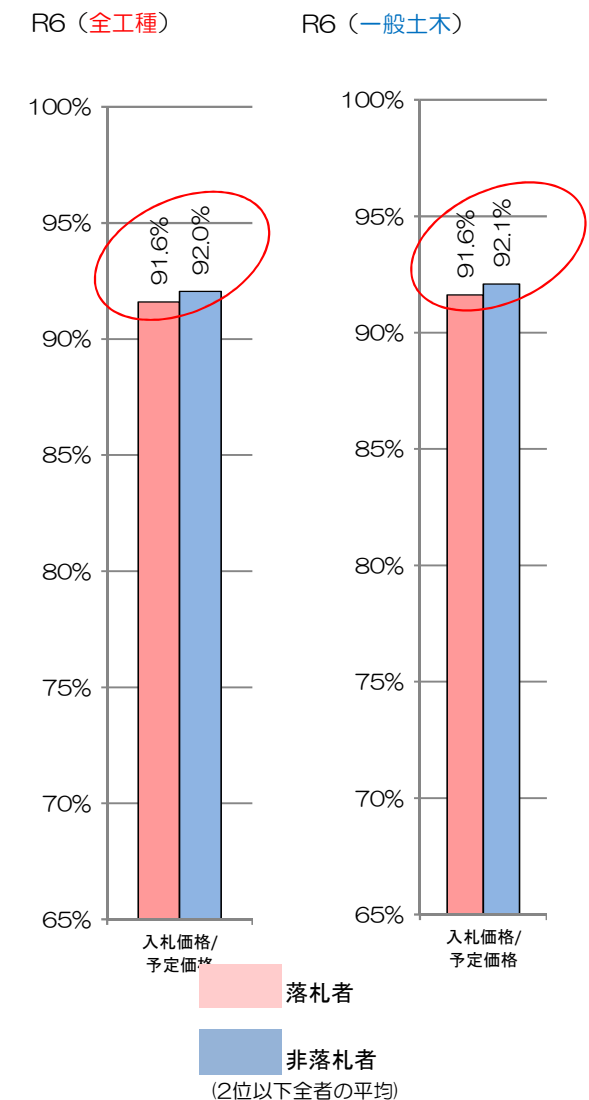
R6 技術提案評価型S型 (一般土木)



<得点（平均）の差（加算点/加算点満点の比較）>



<入札価格（平均）の差（入札価格/予定価格の比較）>

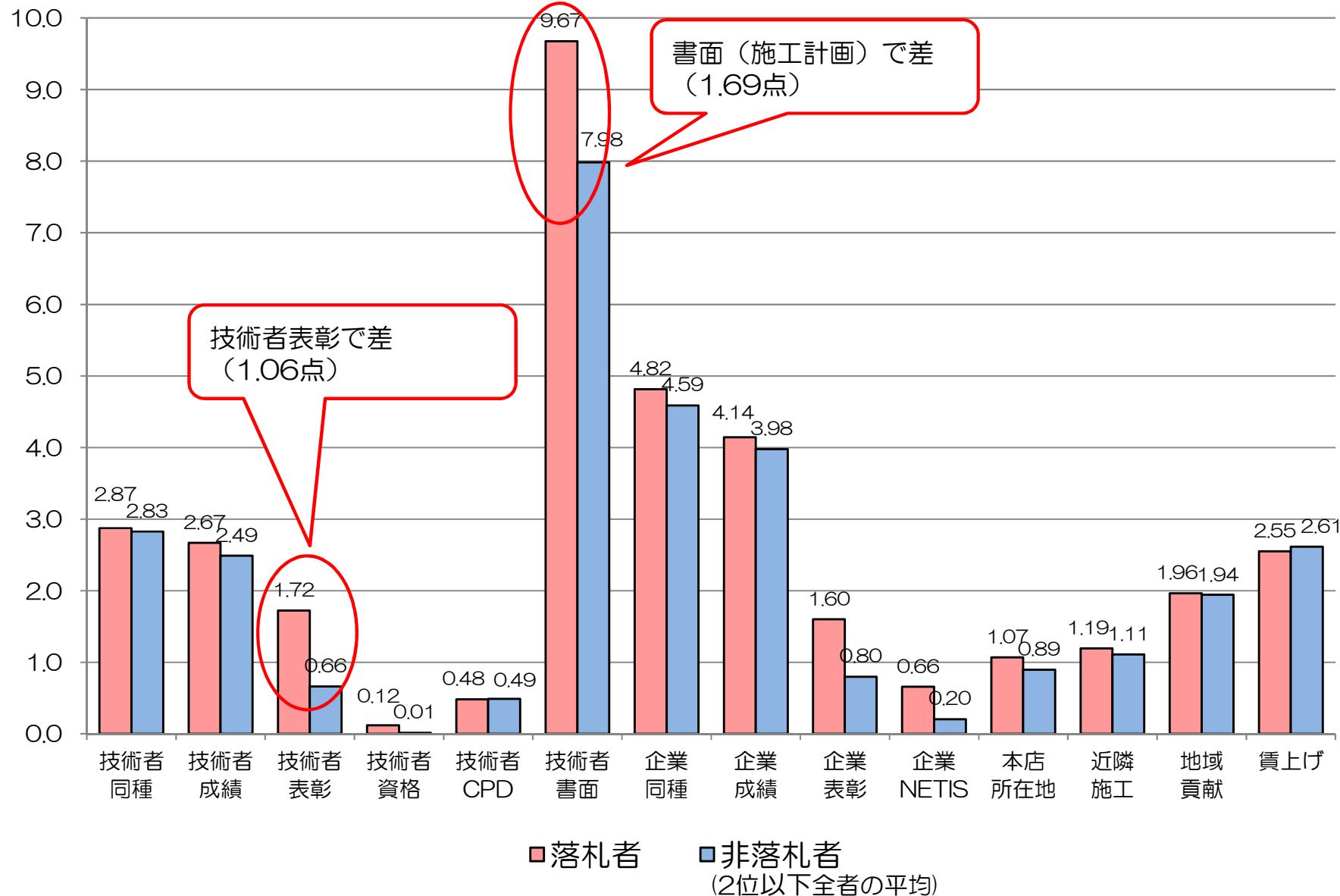


総合評価項目別得点状況

落札者と非落札者の平均を比較

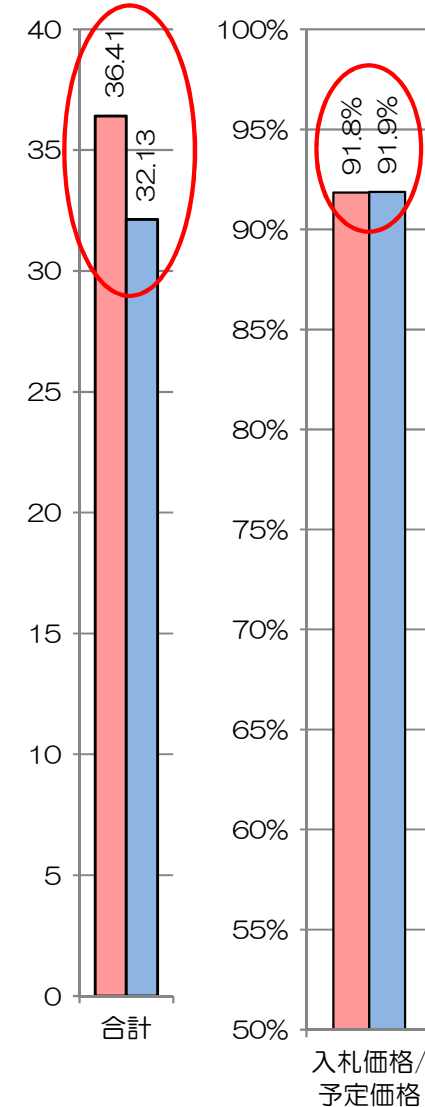
令和6年1月～12月契約工事
1者応札、技術者育成型、施工計画重視型を除く

【一般土木】 施工能力評価型（I型）（82件）



4.28点差

0.1%差



総合評価項目別得点状況

落札者と非落札者の平均を比較

令和5年1月～12月契約工事
1者応札、技術者育成型を除く

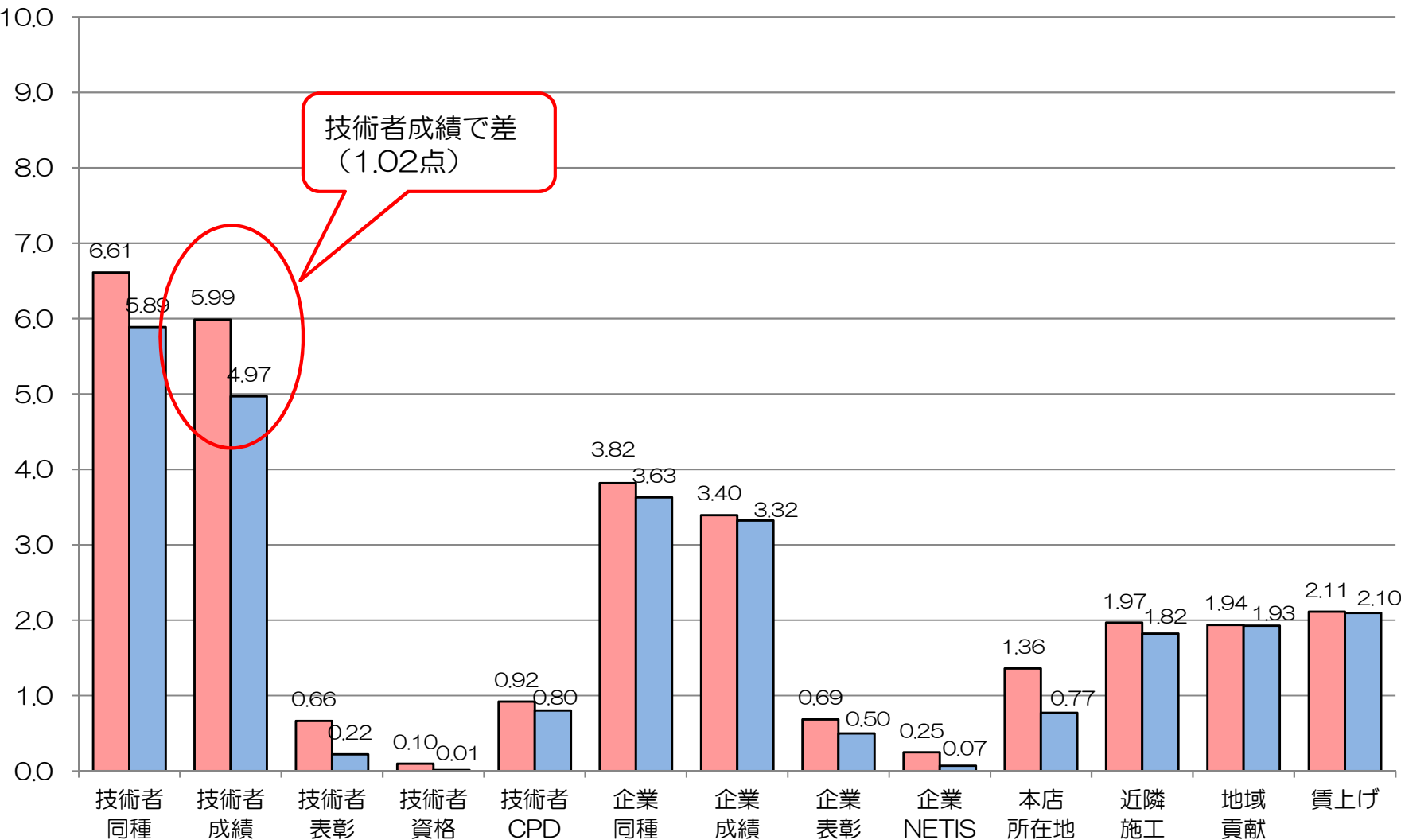
【一般土木】

施工能力評価型（Ⅱ型）（200件）

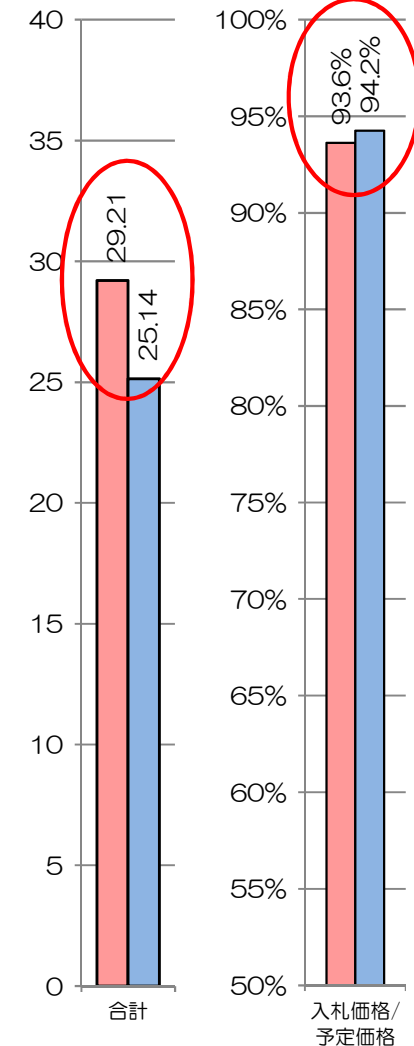
4.07点差

0.6%差

技術者成績で差
(1.02点)



■落札者 ■非落札者
(2位以下全者の平均)



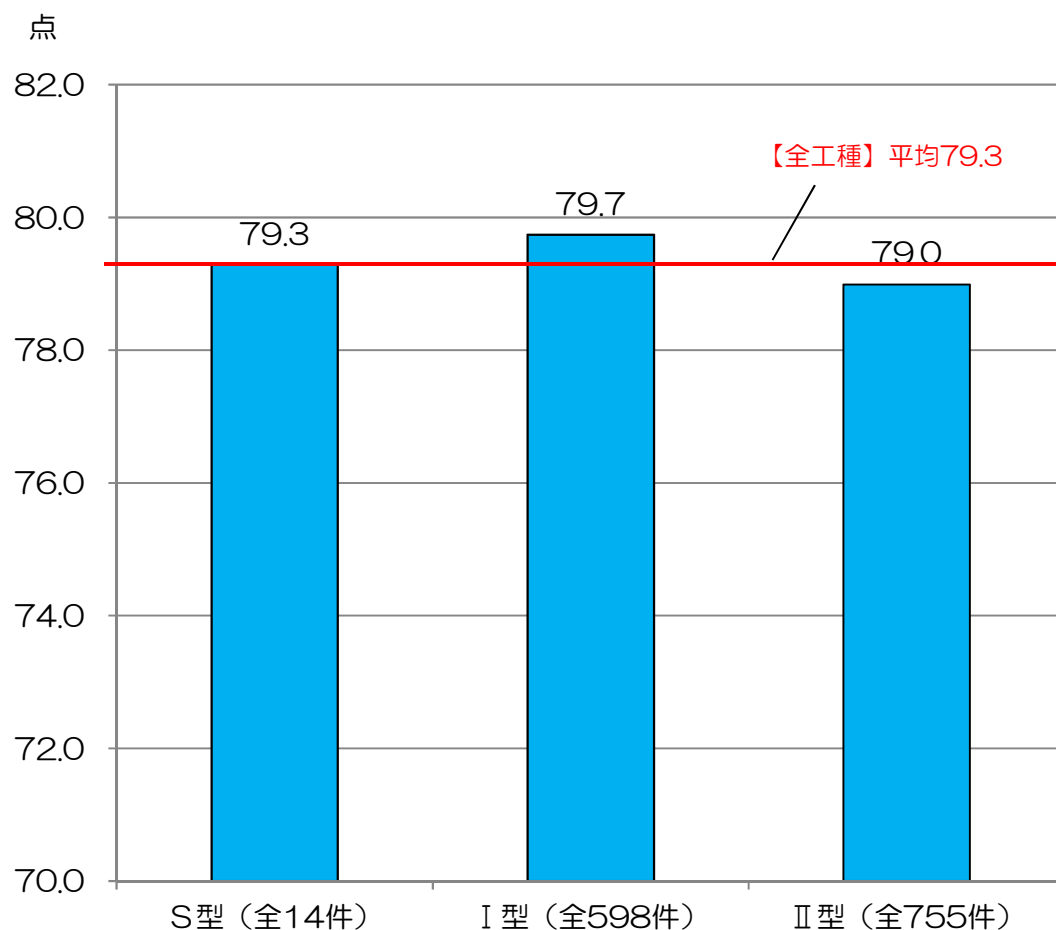
空

白

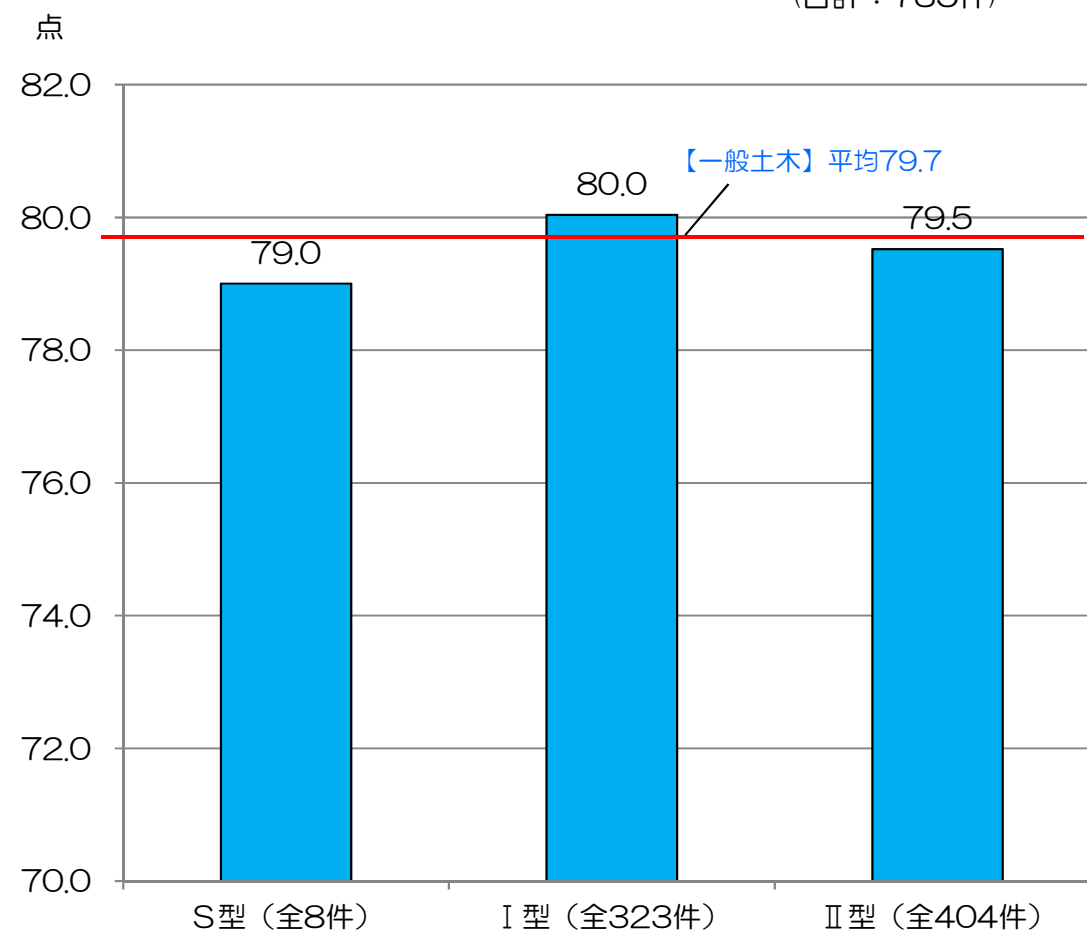
(参考) 総合評価タイプ別工事成績

総合評価のタイプ別に工事成績を比較すると、全工種の場合及び一般土木の場合についても、タイプ別による品質の違いは無く、同等の品質が確保されている。

総合評価タイプ別工事成績（令和5年度完了工事の平均）
【全工種】（合計：1,367件）

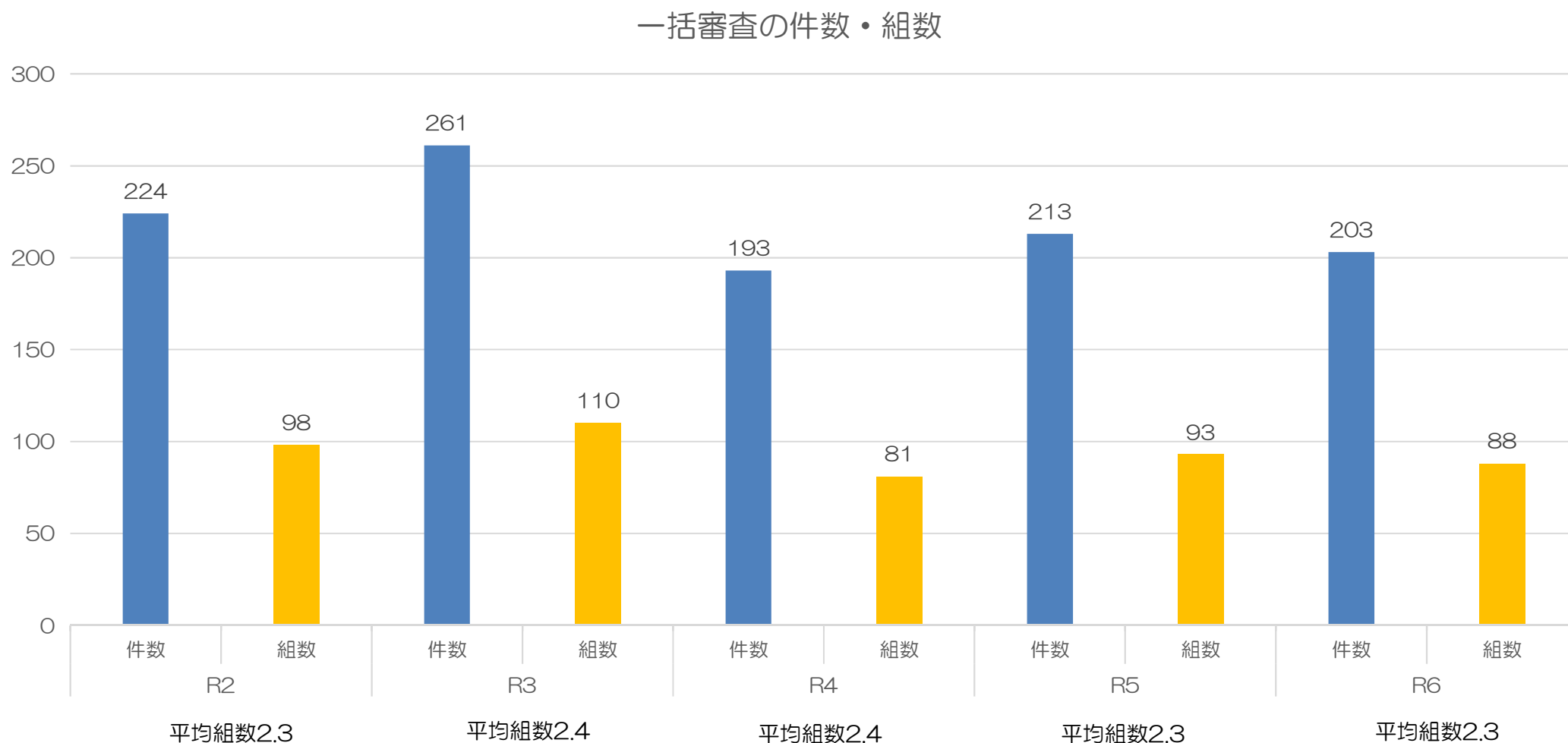


総合評価タイプ別工事成績（令和5年度完了工事の平均）
【一般土木】（合計：735件）



(参考) 一括審査方式の適用件数

平成25年から試行を実施していた一括審査方式について、令和5年より本格運用に移行。直近過去5年分の取組件数・組数は以下のとおり。例年、件数：約200件、組数：約90件、平均組数：約2.3件。受発注者双方の事務負担が軽減されることから、令和7年度も引き続き実施する。



3. 試行工事の実施状況・分析

地域における担い手の中長期的な確保・育成や、入札契約手続きの簡素化などに配慮すべく、発注方法の工夫として下記の試行工事に取り組んでいる。

技術者（技能者）の育成

- ① 技術者育成型（若手）
- ② 専任補助者制度
- ③ 技術者育成型（チャレンジ型）
- ④ 施工計画重視型
- ⑤ 登録基幹技能者評価型
- ⑥ 特定専門工事審査型
- ⑦ 女性技術者

企業の育成

- ③ 技術者育成型（チャレンジ型）
- ⑥ 特定専門工事審査型
- ⑧ 地元企業活用審査型

働き方改革（生産性向上・業務効率化）

- ⑨ 週休2日工事
- ⑩ ICT活用工事
- ⑪ WLB評価
- ⑪ 新技術導入促進（Ⅰ）型
- ⑫ 新技術導入促進（Ⅱ）型
- ⑬ 建設キャリアアップシステム（CCUS）
- ⑭ 生産性向上の取組評価

負担軽減

- ⑫ 段階的選抜方式
- ⑭ 概略数量発注

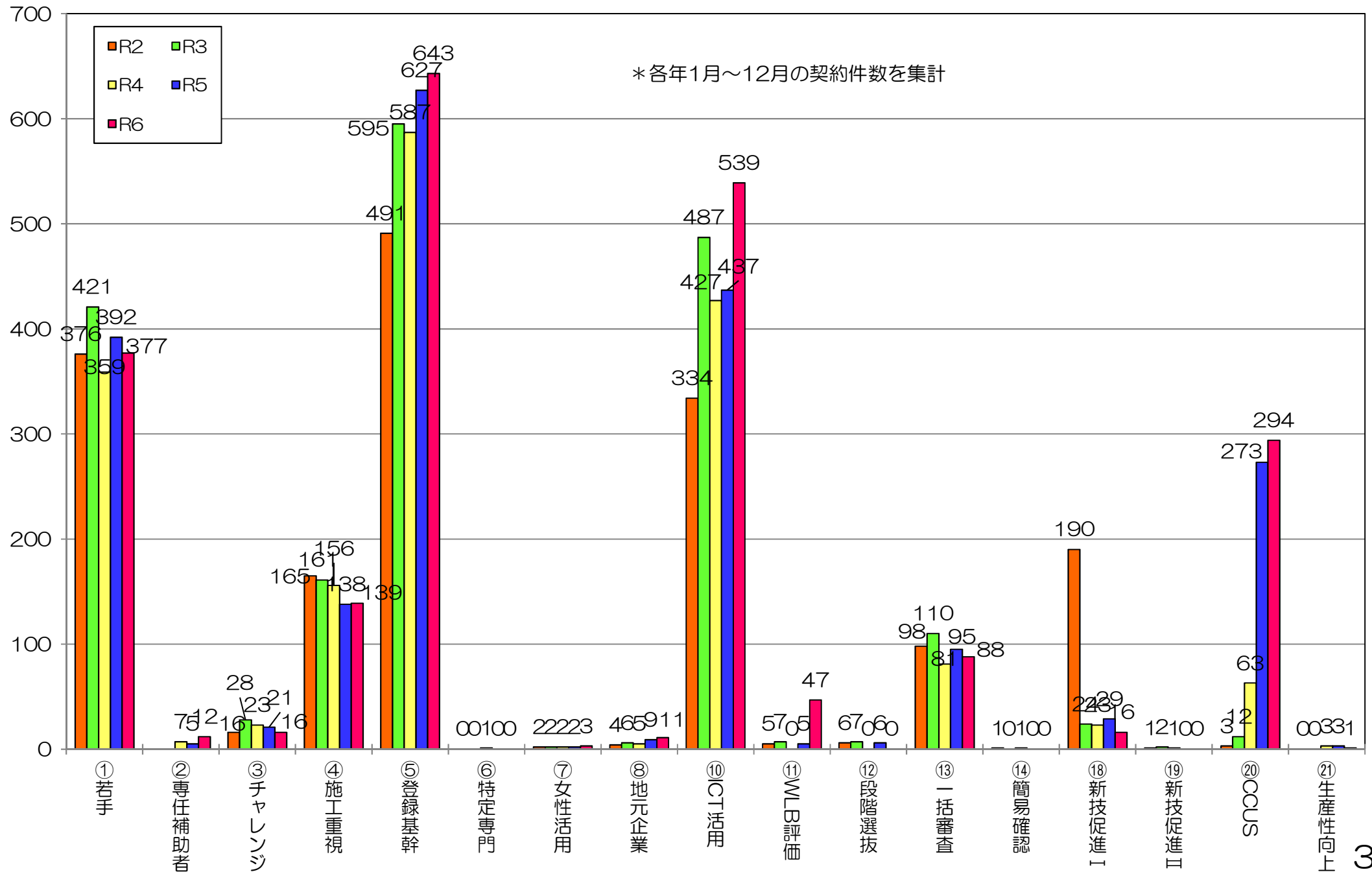
企業に配慮した工事費・工期

- ⑮ 余裕期間制度
- ⑯ 見積活用方式

※赤字：総合評価落札方式に関わる試行工事

(1) 各種試行工事 実施件数の推移

※⑩新技術導入促進(Ⅰ)型については、「道路、河川、公園」部門は、令和2年8月より原則義務化へ移行している。
 なお、「港湾・空港、農業・水産」部門は、義務化対象外のため、引き続き、新技術導入促進(Ⅰ)型を活用している。



■技術者育成型（若手）の評価対象 ※■囲いの評価項目を設定しない。

企業の能力

技術者の能力

緩和

同種工事実績	工事成績	表彰	NETIS登録技術の活用	地域精通度 地域要件	災害活動等 災害協定	CPD	施工監理能力 の確認（書面）	同種工事実績	工事成績	表彰
--------	------	----	--------------	---------------	---------------	-----	-------------------	--------	------	----

※技術者の同種実績・成績・表彰を評価設定しない。また、参加資格として同種実績を設定しない

同等評価

同種工事実績	工事成績	表彰	NETIS登録技術の活用	地域精通度 地域要件	災害活動等 災害協定	CPD	施工監理能力 の確認（書面）	同種工事実績	工事成績	表彰
--------	------	----	--------------	---------------	---------------	-----	-------------------	--------	------	----

※技術者の同種実績において、監理(主任)技術者及び現場代理人の実績と担当技術者としての実績を同等に評価

緩和と年齢評価

同種工事実績	工事成績	表彰	NETIS登録技術の活用	地域精通度 地域要件	災害活動等 災害協定	CPD	施工監理能力 の確認（書面）	同種工事実績	工事成績	表彰
--------	------	----	--------------	---------------	---------------	-----	-------------------	--------	------	----

※技術者の同種実績・成績・表彰を評価設定せず、一定年齢以下の場合加点評価

年齢評価

チャレンジ

同種工事実績	工事成績	表彰	NETIS登録技術の活用	地域精通度 地域要件	災害活動等 災害協定	CPD	施工監理能力 の確認（書面）	同種工事実績	工事成績	表彰
--------	------	----	--------------	---------------	---------------	-----	-------------------	--------	------	----

※企業・技術者の実績等を評価せず、施工監理能力の確認（書面）の代わりに「簡易な技術提案」を評価項目とし評価

専任補助者制度
【若手監理(主任)技術者】

同種工事実績	工事成績	表彰	NETIS登録技術の活用	地域精通度 地域要件	災害活動等 災害協定	CPD	施工監理能力 の確認（書面）	同種工事実績	工事成績	表彰
--------	------	----	--------------	---------------	---------------	-----	-------------------	--------	------	----

【補助技術者】

同種工事実績	工事成績	表彰	NETIS登録技術の活用	地域精通度 地域要件	災害活動等 災害協定	CPD	施工監理能力 の確認（書面）	同種工事実績	工事成績	表彰
--------	------	----	--------------	---------------	---------------	-----	-------------------	--------	------	----

※若手監理(主任)技術者には、資格及び同種の代要件のみを設定し、評価は専任補助者を対象にする。

豊富な経験を有する世代が今後引退する局面を迎えるため、世代交代により技術の承継が危ぶまれ、優秀な技術者の確保・育成が課題となっている。

担い手不足への対応や育成機会の確保のため、経験の少ない者にも不利にならないような運用を基本とし、若手技術者活用に向けた取り組みを実施。

～対象工事～

- ・施工能力評価型Ⅱ型、Ⅰ型①のうち比較的難易度の低い工事

～試行内容～

下記を適宜設定する。

①【若手：緩和】

- ・技術者の「同種実績」・「工事成績」・「優良工事等表彰」の加点評価を設定しない。
- ・「施工監理能力の確認（書面）」に、若手技術者に対する企業としてのバックアップ体制を審査の一項目として設定する。
- ・予定監理（主任）技術者の参加資格として「同種実績」を設定しない。

②【若手：同等評価】

- ・同種実績の評価において、監理（主任）技術者、現場代理人の実績と担当技術者の実績を同等に評価する。

③【若手：緩和十年齢評価】

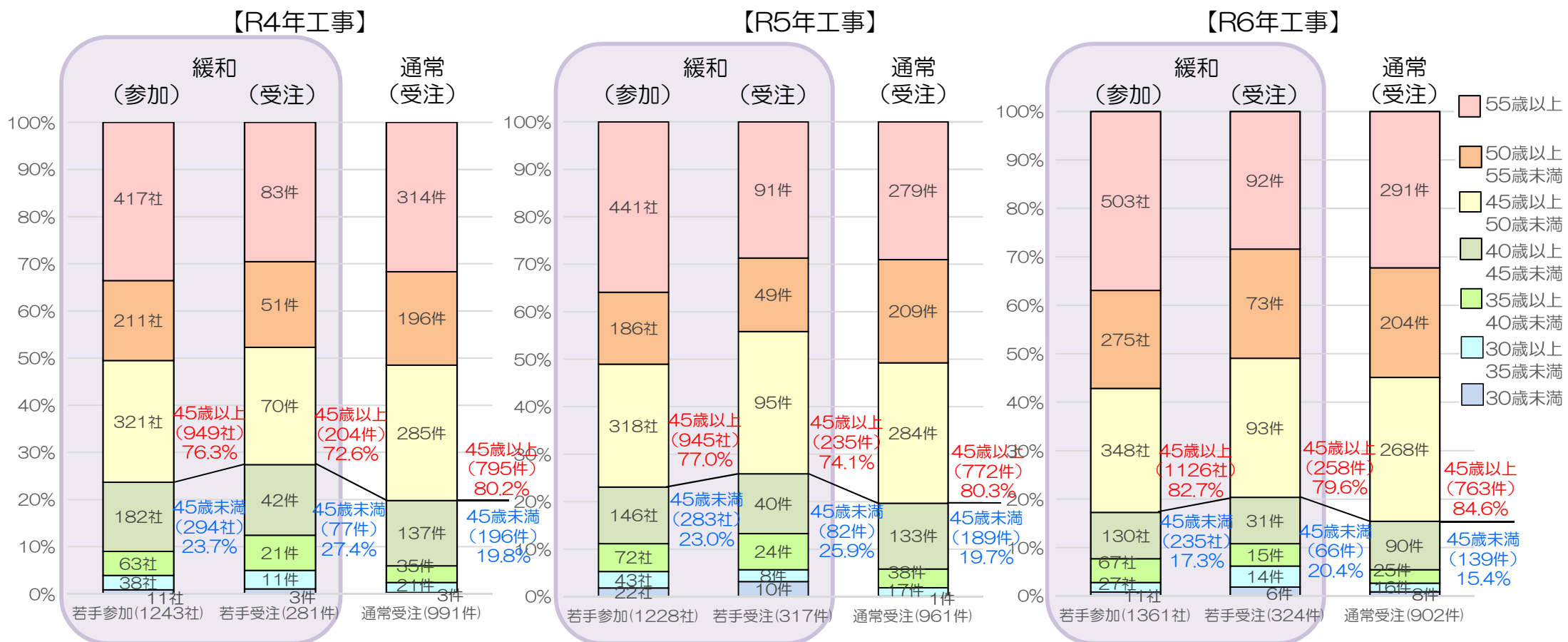
- ・技術者の「同種実績」・「工事成績」・「優良工事等表彰」の加点評価を設定せず、予定監理（主任）技術者について、一定の年齢（公告時点）以下とすることを加点評価とする。

①技術者育成型（若手：緩和）入札傾向

技術者育成型【若手：緩和】を令和6年は324件実施した。

【若手：緩和】では、配置された監理（主任）技術者の年齢は45歳未満が66件となり通常の工事に比べ、45歳未満の受注割合は高い傾向にある。また、45歳未満の配置予定技術者の参加も一定程度なされており、若手技術者の参加が図られている。

技術者育成型（若手：緩和）試行工事
配置された監理（主任）技術者の年齢



緩和型工事で初めて監理技術者・主任技術者となった技術者数（緩和型工事受注当時45歳以下）は、177人（H24～R5までの緩和型工事発注件数579人中）であり実績のない技術者の参加が図られている。

①技術者育成型（若手：緩和）の手法に対する分析・検討

若手技術者が不利となりやすい評価項目（成績、表彰）において参加等の傾向を確認したところ、通常の工事では成績や表彰での加点を受けられない技術者の参加や受注が通常と比べ多い状況にあり、若手技術者の参加が促されている。また、工事品質も通常工事と同等の品質が確保されている。

技術者の工事成績

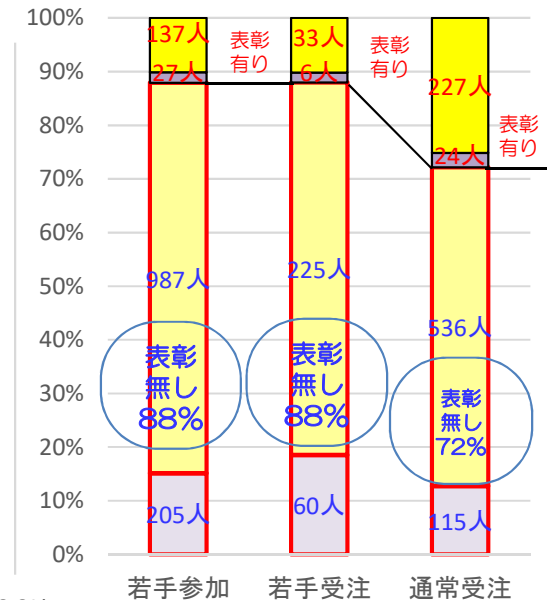
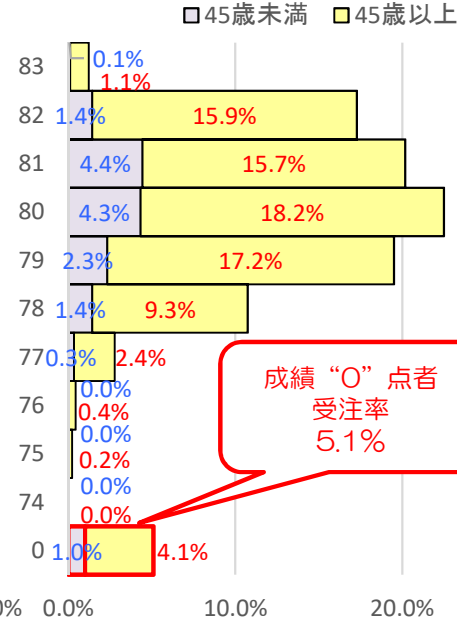
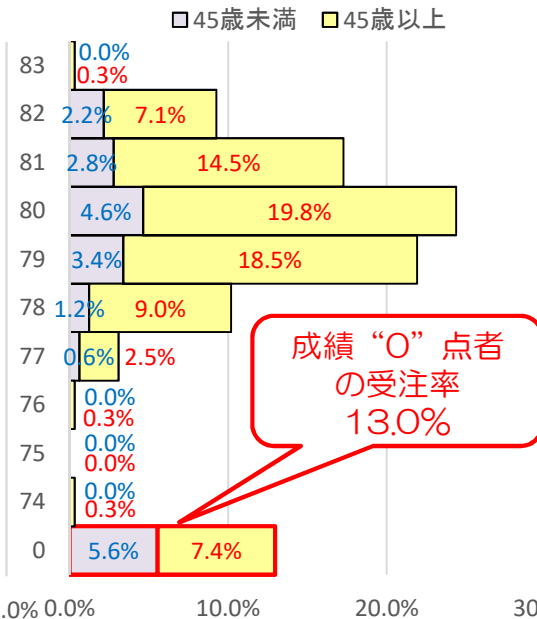
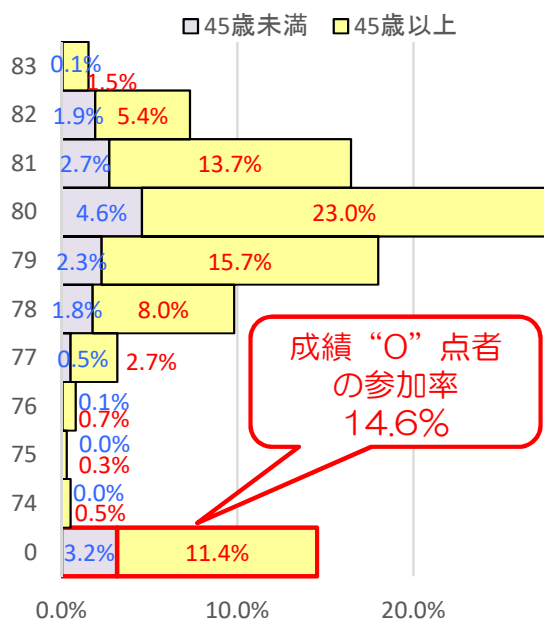
技術者表彰所持割合

若手（緩和）参加

若手（緩和）受注

通常受注

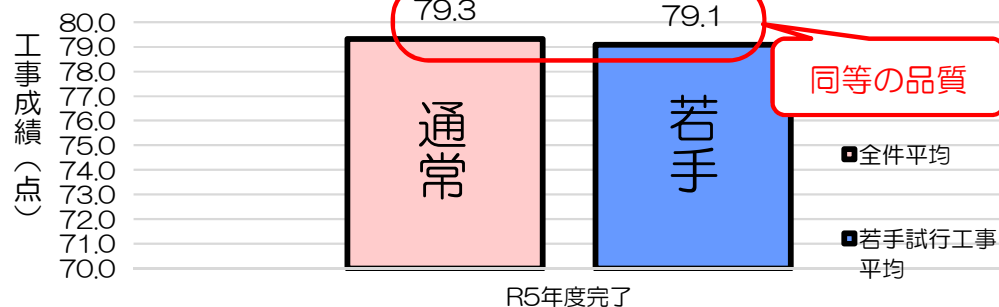
■ 45歳以上表彰有り ■ 45歳未満表彰有り
■ 45歳以上表彰無し ■ 45歳未満表彰無し



※各年1月～12月契約工事

技術者育成型（若手：緩和）試行工事の工事成績

令和7年度検討事項



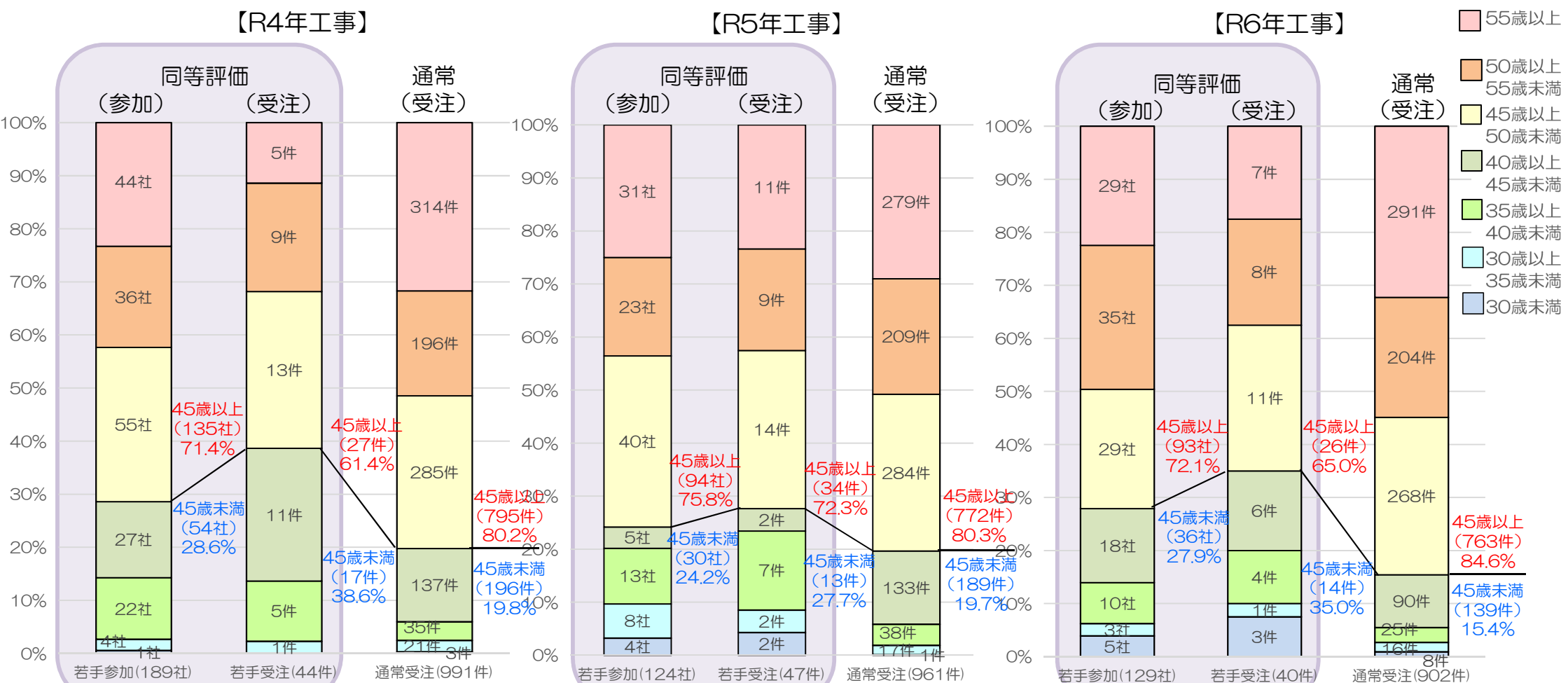
通常の工事では成績や表彰で不利になる技術者の参加が促されていることから、引き続き、工事内容を鑑みて試行を継続。また、参加や受注、実績保有状況を把握しながら、より若手技術者の育成が図れる仕組みを検討。

②技術者育成型（若手：同等評価）入札傾向

技術者育成型【若手：同等評価】を令和6年は40件実施した。

【若手：同等評価】では、配置された監理（主任）技術者の年齢は45歳未満が14件となり通常の工事に比べ、45歳未満の受注割合は高い傾向にある。45歳未満の配置予定技術者の参加も一定程度なされており、若手技術者の参加が図られている。

技術者育成型（若手：同等評価）試行工事
配置された監理（主任）技術者の年齢



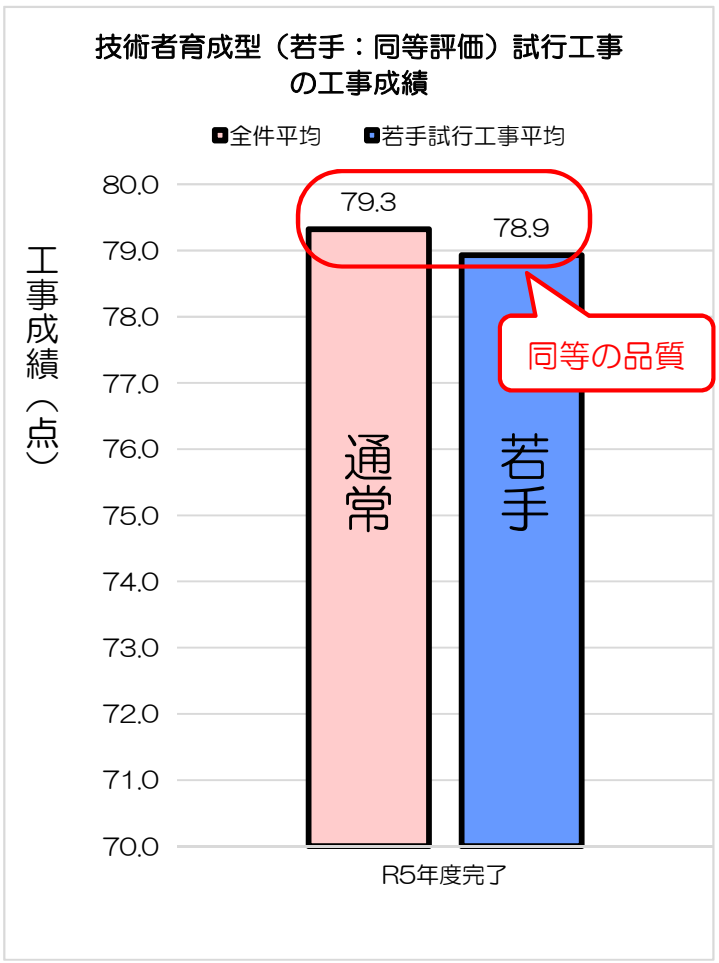
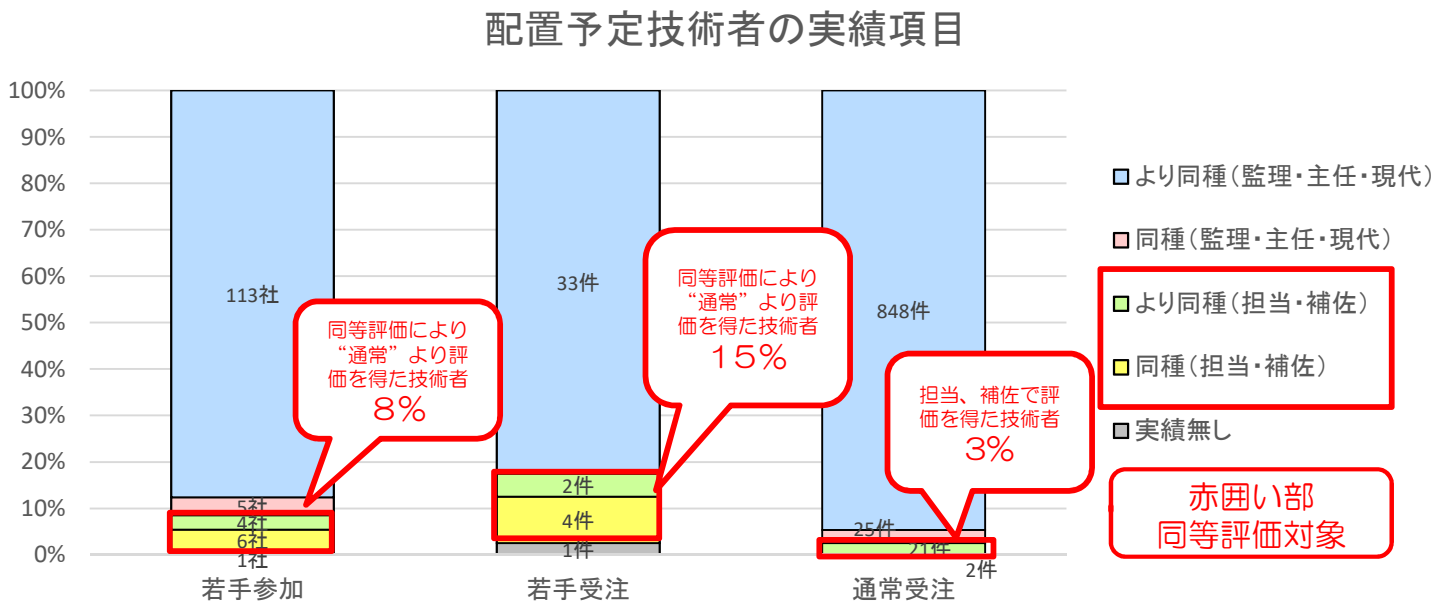
※若手参加は延べ社数

②技術者育成型（若手：同等評価）の手法に対する分析・検討

若手（同等評価）の試行工事の参加者において配置予定技術者の実績区分の割合を比較したところ、担当技術者等の実績を監理技術者等と同等の評価を受けている技術者が一定数あり、受注にも至っている。
また、工事品質も通常工事と同等の品質が確保されている。

		技術者	
		監理(主任)技術者、現場代理人	担当技術者、監理技術者補佐
同種性	より同種	◎ (7.0点)	○ → ◎ (3.5点) → (7.0点)
	同種	○ (3.5点)	— → ○ (0.0点) → (3.5点)

監理技術者等と同等に評価



※1月～12月契約工事

令和7年度検討事項

※若手参加は延べ社数

通常の工事では同種実績にて加点評価を受けられない技術者の一定程度の参加もあり、若手技術者の育成効果もあることから、引き続き、工事内容を鑑みて試行を継続。また、参加や受注、実績保有状況を把握しながら、より若手技術者の育成が図れる仕組みを検討。

⑤技術者育成型（若手：緩和十年齢評価）

技術者育成型【若手：緩和十年齢評価】を令和6年は **17件** 実施した。

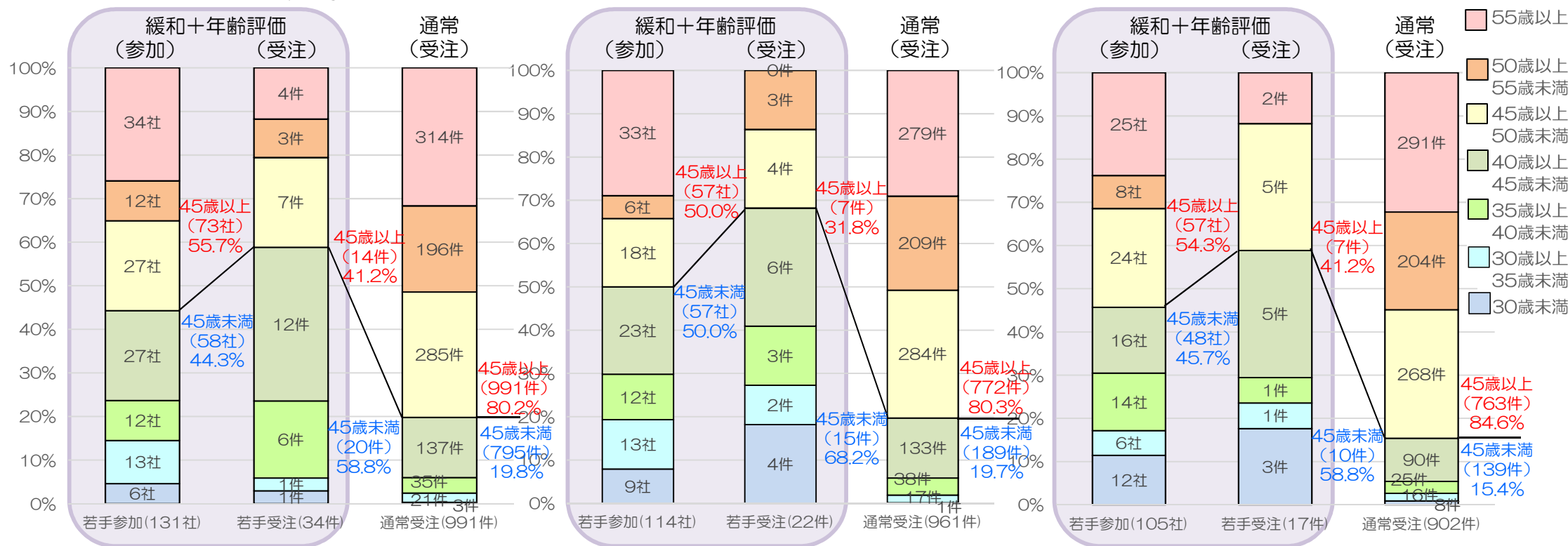
配置された監理（主任）技術者の年齢は、**45歳未満の受注が10件**となり通常の工事に比べ、45歳未満の受注割合は高い傾向である。また、緩和に年齢を組合せたことにより、緩和型に比べても若手技術者の参加も多く、技術者の育成が図られており、工事品質も通常工事と同等程度の品質が確保されている。

技術者育成型（若手：緩和十年齢評価）試行工事
配置された監理（主任）技術者の年齢

【R4年工事】

【R5年工事】

【R6年工事】



※各年1月～12月契約工事

令和7年度検討事項

※若手参加は延べ社数

通常工事及び緩和型の試行に比べ、若手技術者の参加及び受注が図られていることから、引き続き、工事内容や地域の技術者状況を鑑みながら、競争性を確保した上で試行を継続。試行を始めて間もないため、今後も参加や受注状況を把握しながら、より若手技術者の育成が図れる仕組みを検討。

⑥技術者育成型（チャレンジ型）

総合評価落札方式における施工能力評価型について、企業の新規参入への阻害が懸念されることから、技術力のある企業の競争参加を促し、受注機会確保の環境を設定。

また、担い手不足への対応や育成機会の確保のため、若手技術者活用に向けた取り組みも併せて実施。

～対象工事～

- ・施工能力評価型Ⅰ型①、②

～試行内容～

- ・企業及び技術者能力の加点評価を設定しない。
- ・「施工監理能力の確認（書面）」の代わりに「簡易な技術提案」を評価項目に設定する。
- ・「簡易な技術提案」については下記評価を標準とする。
 - テーマ：4項目程度（施工上の課題等に関する工夫等）【発注者指定】
 - 項目数：4項目で各1提案（1項目に対し「○、－」で評価）
 - 記述量：A4版1枚、10ポイント以上
 - 加算点満点：20点
 - 評価段階：「○」評価5点 「－」評価0点
 - 評価手法：絶対評価
 - ヒアリング：実施しない（配置予定技術者の「技術提案に対する理解度」を確認する必要性なし）

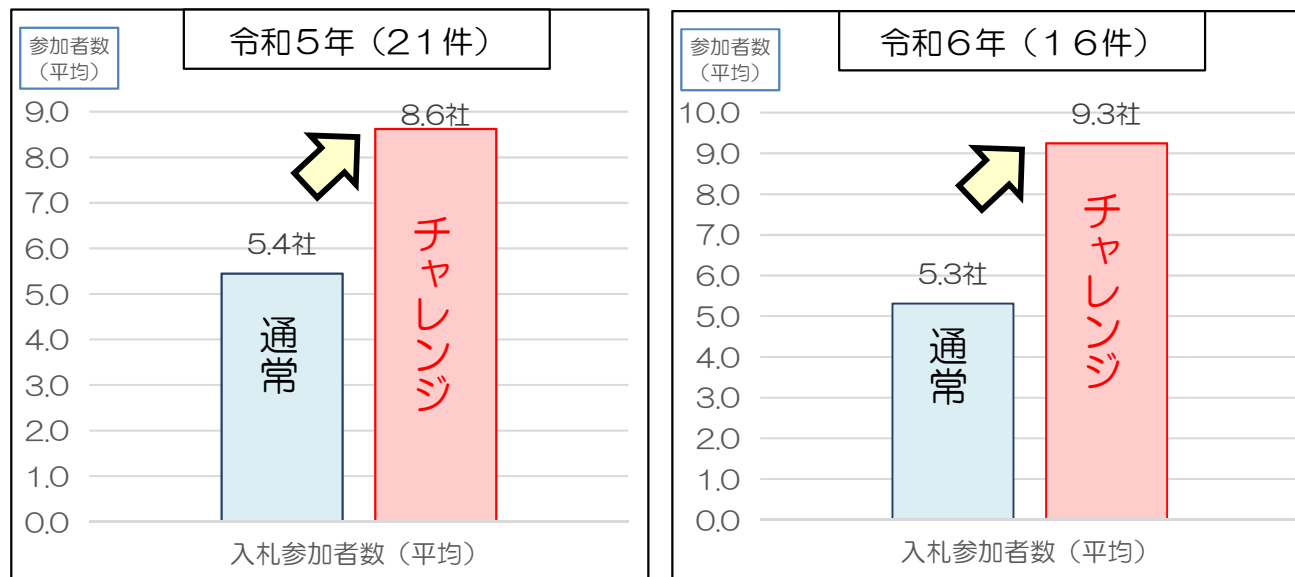
⑥技術者育成型（チャレンジ型）

技術者育成型【チャレンジ型】を令和6年は**16件**実施した。

新規参入者の参加等は少ない状況であるが、企業と技術者の実績を評価せず簡易な技術提案のみの評価となることから、通常の工事に比べ入札参加者数が多く、競争性が高い傾向となっている。また、工事品質も通常工事と同等程度の品質が確保されている。

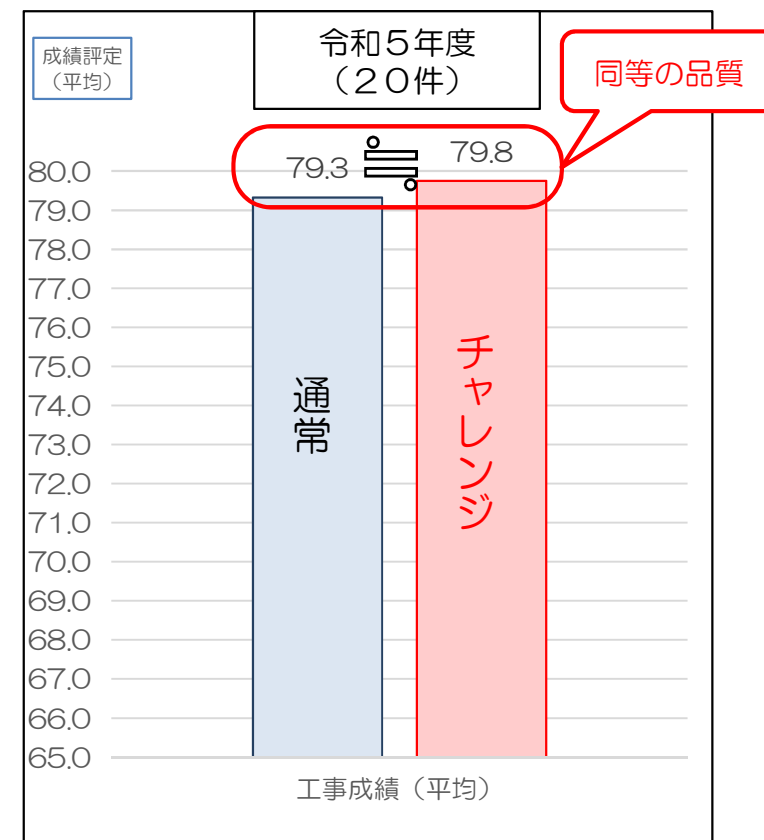
入札参加者比較

通常とチャレンジの入札参加者数の傾向 ※各年毎の契約工事を対象

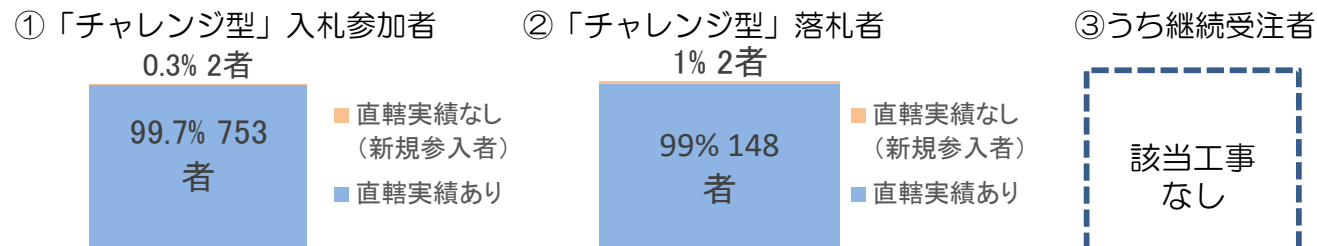


工事成績

※令和5年度完了工事を対象



新規参入者及び継続的な受注の傾向 ※各年毎の契約工事を対象

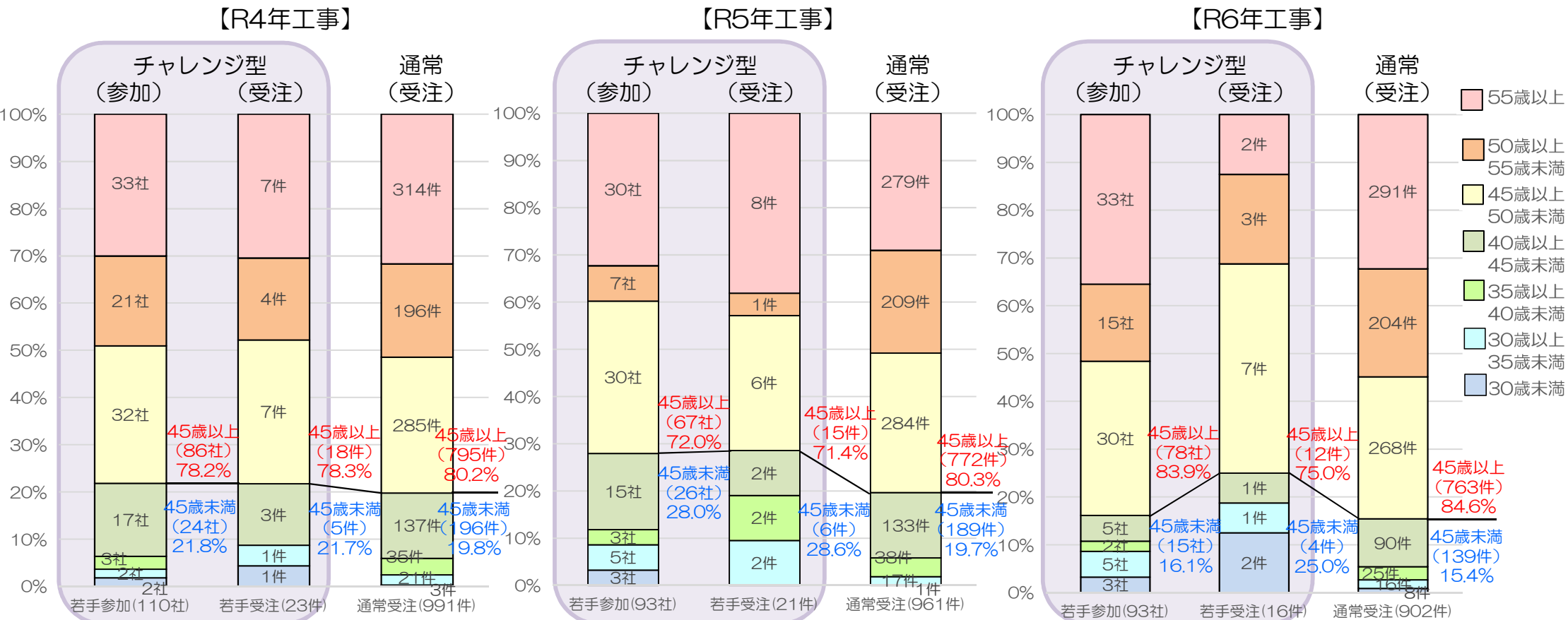


※H29-R5年度に契約を締結し、契約データとマッチングできた150工事における入札企業等計755者を対象。「継続受注者」はそのうちR6年度に継続受注している者を抽出。

⑥技術者育成型（チャレンジ型）

企業や技術者の実績を評価しないこともあり、45歳未満の若手技術者の一定程度の参加もある。また、通常の工事に比べ45歳未満の受注割合も高い傾向となっており、若手技術者の育成が図られている。

技術者育成型（チャレンジ）試行工事
配置された監理（主任）技術者の年齢



令和7年度検討事項

企業の新規参入や参加の促進及び若手技術者育成の機会の促進を図るため、引き続き、工事内容に応じて試行を継続。また、より若手技術者の参加が促されるよう年齢評価等を組合せる試行を数件実施しつつ、参加や受注状況を把握しながら、より効果的な仕組みを検討。

※若手参加は延べ人数

※1月～12月契約工事

豊富な経験を有する世代が今後引退する局面を迎えるため、世代交代により技術の承継が危ぶまれ、優秀な技術者の確保・育成が課題となっている。

若手技術者や経験の少ない技術者の育成機会の確保を図るための取り組みを実施。

～発注方式～

施工能力評価型（Ⅰ・Ⅱ型）、技術提案評価型（S型非WTO）

～試行内容～

- ・若手の監理（主任）技術者に加え、ベテラン技術者を専任補助者として追加配置し、ベテラン技術者の同種実績、成績、表彰を評価対象とする。
- ・監理（主任）技術者に配置する若手の技術者の同種実績は、代要件（同種実績の施工量や施工方法等の制限無し）の施工経験だけで配置可能とするよう緩和。
- ・専任補助者は、担当技術者において専任であること。
- ・工事完了時は、配置された立場に応じた実績を付与。

	【若手】	【ベテラン】	
	監理（主任）技術者	専任補助者 （担当技術者）	兼務可能 → 現場代理人
資格	○	○	
同種実績	代要件※	○	入札時の条件は 全て評価対象外
入札時の評価	—	○	

※代要件例）

求める同種実績が土工の場合、土工量の制限は設けず、土工の経験があれば配置可能

※ベテランの同種実績要件例）

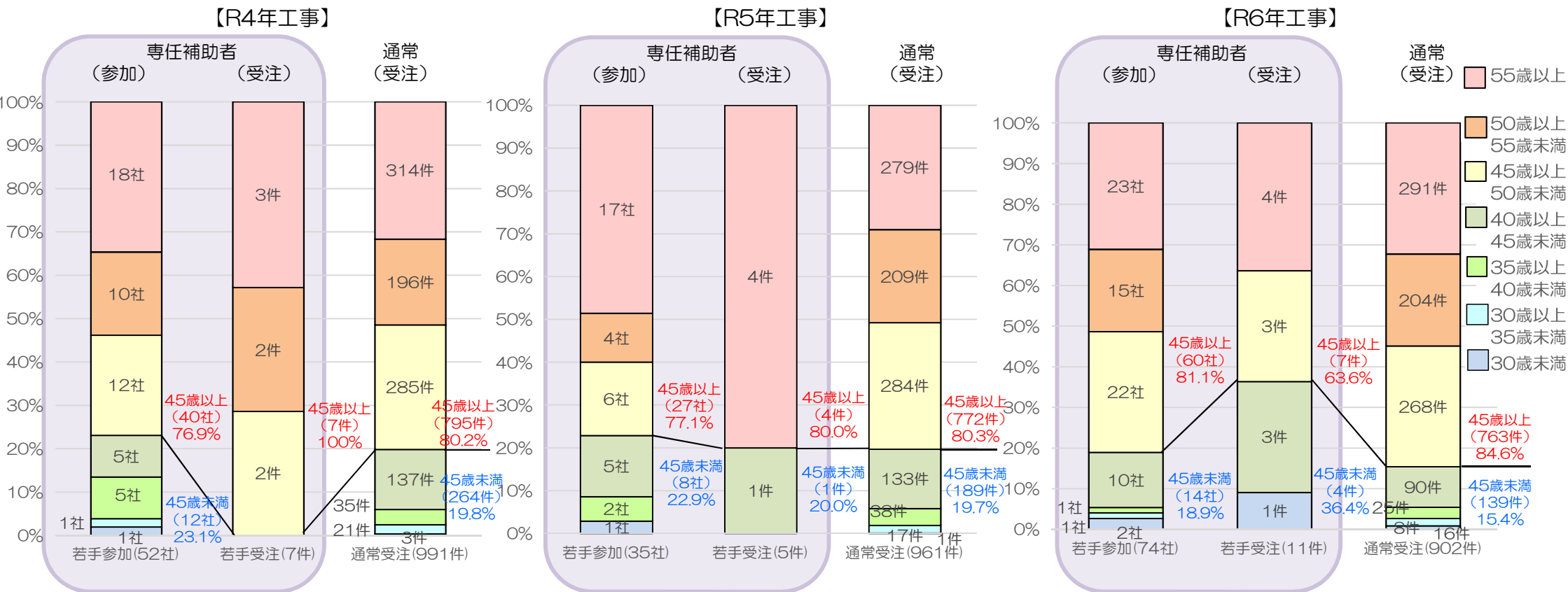
求める同種実績が土工の場合、土工量〇〇m3以上の土工経験があれば配置可能

⑦専任補助者制度

専任補助者制度を令和6年は11件実施した。

補助技術者の配置により、同種実績を保有していない技術者の参加と受注があり、本試行を活用した技術者育成効果もあったほか、45歳未満の参加と受注もなされている。

技術者育成型（専任補助者制度）試行工事
配置された監理（主任）技術者の年齢



令和7年度検討事項

若手の監理（主任）技術者をベテラン技術者が補助等することにより、技術の伝承や育成効果も図られることから、引き続き、業務内容や地域の建設業の状況を鑑みながら競争性を確保した上で、試行を継続。また、参加や受注状況を把握しながら、より若手技術者の育成が図れる仕組みを検討。

④施工計画重視型の試行概要

施工能力評価型による落札者と非落札者を比較してみると、「施工監理能力の確認（書面）」を求めるⅠ型と、書面を求めないⅡ型においては、いずれも加算点が僅差となっている状況を鑑み、Ⅰ型については、より適切で確実な施工を行う能力を有しているかを書面で確認できる仕組みが必要。

現場に適した施工監理能力を評価し、品質を向上させるという観点から、「施工監理能力の確認（書面）」の評価を重視することで、技術者の能力等をこれまで以上に発揮してもらうことができるような取り組みを試行。

～対象工事～

- ・施工能力評価型Ⅰ型①
- ・工事区分：主に一般土木、必要に応じ、その他の工事区分も可
- ・対象等級：A等級、AB等級、B等級の中から抽出

～試行内容①～

- ・「施工監理能力の確認（書面）」の配点を20点とする。
 - ・設問は3問を基本とし、配点内訳は以下のパターンを基本とする。
 - パターン1：（テーマ1）10点、（テーマ2・3）各5点（20点満点）
 - パターン2：（テーマ1）8点、（テーマ2・3）各6点（20点満点）
- ※テーマ1は差がつく傾向のテーマとするなどの設定を検討
- ・記載様式は3問合わせて1枚（文字の大きさは10ポイント）
 - ・各設問の評価判定は○（満点）・－（0点）の2段階方式とし、中間点(△)を設定しない。

④施工計画重視型

施工計画重視型において、現在は設問数3問を標準に試行を実施。

令和5年（1月～12月）契約工事 試行結果

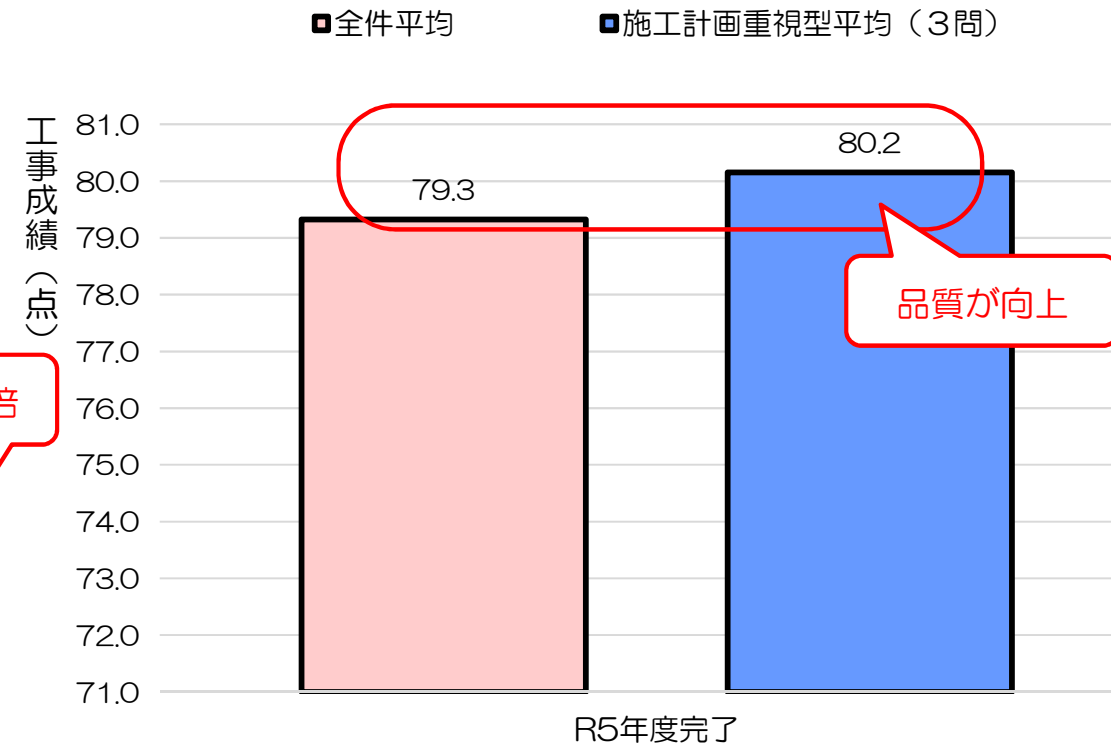
タイプ		試行全体		
		試行件数	得点平均	得点差
通常 （10点）	通常	155件	落札者 9.4	【1.4】
			非落札者 8.0	
施工計画重視型 （20点）	3問設定型	144件	落札者 19.4	【5.7】
			非落札者 13.7	

令和6年（1月～12月）契約工事 試行結果

タイプ		試行全体		
		試行件数	得点平均	得点差
通常 （10点）	通常	142件	落札者 9.6	【1.4】
			非落札者 7.7	
施工計画重視型 （20点）	3問設定型	129件	落札者 19.7	【4.8】
			非落札者 15.0	

得点差3.4倍

施工計画重視型試行工事の工事成績



3問設定型において、落札者と非落札者の評価点差が開く結果となり、施工計画重視型による技術者能力の発揮をより促す結果となった。また、同等程度の工事品質も確保できている状況。

令和7年度方針

引き続きテーマ設定に留意しながら、得点差が付く設問数3問を標準。品質も安定していること、3問設定を標準にしてから5年経過することから、本格運用も含めて検討し試行を継続する。

⑤登録基幹技能者評価型

専門工事部分の品質確保が目的構造物の品質確保の観点からも重要であることを踏まえ、現場に優秀な登録基幹技能者を配置することで、工事全体の品質確保を図るとともに、登録基幹技能者の更なる技術の向上に資することを目的に、「登録基幹技能者の活用」を評価する方式。

～対象工事～

- ・施工能力評価型Ⅱ型、Ⅰ型①、②、技術提案評価型S型（非WTO）のうち、資格該当工種がある工事

～試行内容～

- ・下請業者において、登録基幹技能者、建設マスター、技能士の配置を評価項目として設定する。
- ・資格工種は複数設定することも可。
- ・評価対象は元請及び下請企業が配置する技術者とするが、予定監理（主任）技術者は評価対象としない。
- ・登録基幹技能者等の配置を加点されて受注した場合は、特別契約書に記載のうえ、評価された技能者を該当工種の施工に従事させなければならない。なお、やむを得ない理由により予定技能者の交代が必要な場合は、同等の資格を有する技能者を配置すること。受注者の責により万が一履行できない場合は、工事成績評定点から、総合評価配点分を減点する。

○評価対象資格と配点内訳の例

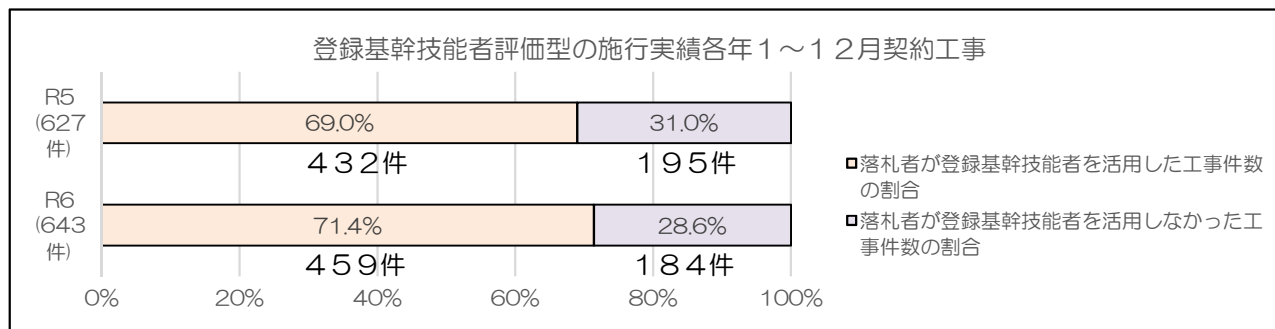
・技能士（2級、3級）は加点対象としない。

※平成27年度以前に優秀施工者国土交通大臣顕彰を受けている場合は、令和7年度まで評価の対象とする。

配点	評価対象資格	所管省	実務経験年数
1.0点	登録基幹技能者	国土交通省	10年
	優秀施工者国土交通大臣顕彰者（建設マスター） （表彰から10年間加点対象）※	国土交通省	20年
0.5点	技能士（特級、1級、単一等級）	厚生労働省	3年～12年

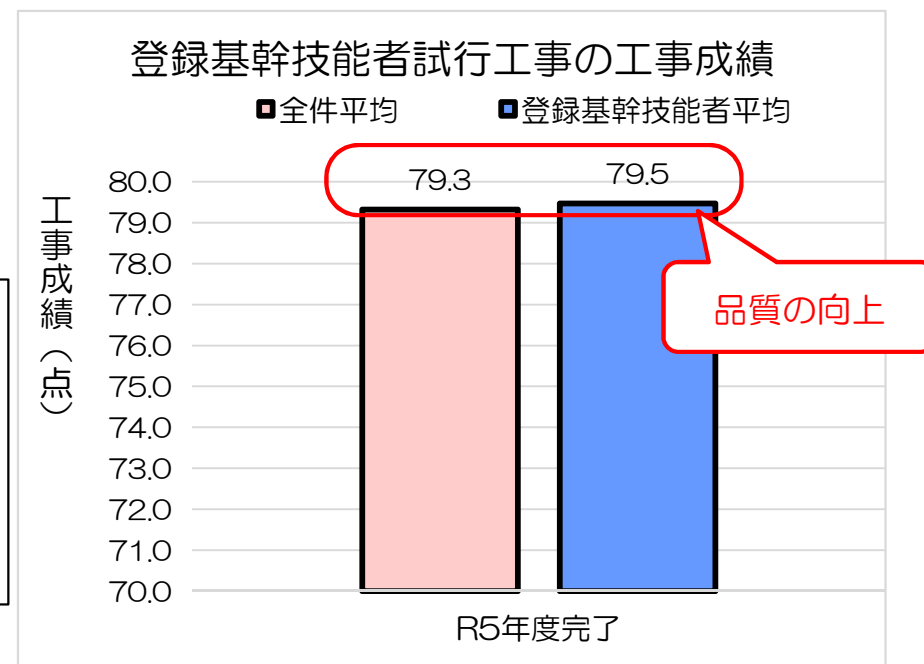
・技能士（2級、3級）は加点対象としない。

※平成27年度以前に優秀施工者国土交通大臣顕彰を受けている場合は、令和7年度まで評価の対象。



令和7年度方針

引き続き、専門工事部分の品質向上及び技能者の更なる技術向上のため、設定可能な工事で原則実施。



⑥特定専門工事審査型

工事目的物の品質に対し、実質的に大きな影響を与える専門工事企業（下請企業）の施工能力等を的確に評価することにより、工事品質の確保を目的とした方式。

～対象工事～

- ・施工能力評価型Ⅰ型①
- ・専門工事部分が法面処理工、杭基礎工、地盤改良工、海上工事（海上工事については、いずれかの工種に限る。）のいずれかで、工事全体に占める重要度が高いもの。

～試行内容～

- ・「施工監理能力の確認（書面）」について、「工事全体（元請）」と「専門工事部分（特定専門業者）」に分けて加点点評価。
- ・「特定専門工事業者の技術者の資格」「特定専門工事業者の同種実績（元請又は1次下請として従事）」について加点点評価。
- ・落札決定後の下請の特定専門工事業者の変更は原則認めない
- ・入札時に特定専門工事業者からの見積書を発注者に提出させ、受注した場合、提出した見積書以上の金額で下請契約を行うことを義務づける。
- ・専門工事部分を元請が施工することは妨げない。

施工監理能力の確認（書面） 評価項目の例

工事全体（元請）	専門工事部分（特定専門業者）
・総合的なコスト縮減 ・工事目的物の性能、機能の向上 ・社会的要請（環境の維持、交通の確保等）への対応等	・専門工事として必要な評価項目 ・専門工事業者の配置予定技術者の能力 ・専門工事業者の同種・類似工事の施工実績等

～試行工事評価内容～

評価項目	特定専門配点
・特定専門工事における技術的所見（2点） ・特定専門工事業者の技術者の資格（0.5点） ・特定専門工事業者の同種工事の施工実績（1.0点）	3.5点

令和7年度方針

近年、工事内容から本試行を適用した発注は無いが、工事内容の中で重要度の高い特定専門工事部分において、高い技術力を有する専門工事企業（下請企業）を適正に評価することで、更なる技術力発展を促し専門工事の品質向上を図るため、引き続き該当工事があれば工事内容を鑑みて実施するとともに必要に応じて運用見直しを検討。

⑦女性技術者の登用を促すためのモデル工事

国土交通省では、女性の建設産業への入職促進や就労継続等に向けた環境整備を官民挙げて推進していくため、建設業の各団体と共同で行動計画を策定することを申し合わせたところであり、北海道開発局では、女性が活躍できる建設業を目指して、女性技術者の配置を競争参加資格の要件とするモデル工事を試行。

～対象工事～

- ・モデル工事として女性技術者の登用が見込まれる工事。

～試行内容～

- ・女性技術者の配置を競争参加資格要件として設定。
 - 主任（監理）技術者が女性技術者であること
 - 主任（監理）技術者に女性を配置出来ない場合は、担当技術者に女性を配置すること。
（ただし、当初契約工期の1／2以上従事すること）
- ・女性監理技術者又は主任技術者の施工実績年数の緩和。
- ・女性技術者が現場で働くために必要な施設・設備等については契約後別途費用を計上する。

～令和3年度から令和6年度の本試行発注状況と入札参加状況～ ※◎は受注 ○は参加

発注 年度	工事区分	工事 等級	事業 部門	参加 者数	A 社	B 社	C 社	D 社	E 社	F 社	G 社	H 社	I 社	J 社	K 社	L 社	M 社	N 社	O 社	P 社	Q 社	R 社	S 社	T 社	U 社	V 社	W 社	X 社	Y 社	Z 社	A 社
R3	一般土木	A B	道路	8	○	◎	○		○			○			○	○	○														
R3	一般土木	A B	河川	13	○	○	○	○	○			○	◎	○	○	○	○	○					○	○							
R4	一般土木	A	河川	10	○	○	○	○		◎			○		○	○		○	○				○	○							
R4	一般土木	A B	道路	8	◎							○	○		○	○			○	○	○			○	○	○					
R5	一般土木	A B	河川	12	○	○	○				○	◎	○		○		○					○	○	○	○						
R5	一般土木	A B	道路	6	◎		○								○			○				○				○					
R6	一般土木	A B	河川	14	○	○	○			○	◎		○					○				○	○			○	○	○	○		
R6	一般土木	A B	河川	14	○	○	○			○		○	○					◎				○	○			○	○	○	○		
R6	一般土木	B	河川	6					◎			○												○	○					○	○

令和7年度検討事項

女性技術者の育成・活躍を促進するため、地域の技術者の状況を鑑みて適切に実施。
入札に参加する企業は増加傾向にあるが、監理（主任）技術者としての配置はごくわずかで、大多数が担当技術者の配置にとどまっている。引き続き女性技術者数や実績状況を把握し、必要に応じて運用見直しを検討。

⑧地元企業活用審査型

地域に精通し地域経済への貢献度の高い地元企業が施工することで工事の品質確保、地元企業の育成、地域経済力の向上を目指す取組として、地元企業の下請け活用度に応じて加算点を与えて評価する地元企業活用審査型総合評価落札方式を試行。

～対象工事～

- ・施工能力評価型Ⅱ型、Ⅰ型①、②、技術提案評価型（S型）（非WTO）

～試行内容～

- ・総合評価の評価項目のうち、「地域貢献度」に「地元企業活用率」を設定。

地元企業活用率（％）＝地元企業下請け活用額／入札金額×１００

（地元企業活用額＝当該開発建設部または事務所管内に本店を置く地元企業への一次下請け発注予定額）

配点例

評価項目	評価基準
当該開発建設部または事務所管内に本店を置く地元企業への一次下請け発注予定額の比率	１０％以上：２点 １０％未満５％以上：１点 ５％未満：０点

※但し、地元企業が元請けの場合は、地元企業活用率を１００％とする。

～評価内容の担保～

地元企業活用率は特別契約書により担保し、工事完成時には履行状況の確認を実施

減点数＝－２× $\frac{（審査時の地元企業活用率－工事期間中の地元企業活用率）}{審査時の地元企業活用率}$

～令和６年試行工事概要（全１１件）～

工事名	評価項目	配点	参加者	加点数
一般国道228号 松前町 願掛1号橋耐震補強工事	管内に本店を置く地元企業への一次下請け発注予定額の比率	10%以上：1点 5%～10%未満：0.5点 5%未満：0点	17社	16社
石狩川改修工事の内 奔美唄川右岸築堤外工事	管内に本店を置く地元企業への一次下請け発注予定額の比率	10%以上：2点 5%～10%未満：1点 5%未満：0点	15社	14社

令和７年度方針

地元企業の育成、地域経済力の向上を図るため、引き続き該当があれば工事内容を鑑みて適切に実施。

⑪WLB（ワーク・ライフ・バランス）評価

政府の「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」に基づき、**一般土木及び建築の政府調達協定対象工事（WTO工事）及びA等級**工事を対象に、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として、法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業を評価。

～対象工事～

- 一般土木及び建築の政府調達対象工事（WTO工事）及びA等級工事に下記項目を評価項目に設定する。

～試行内容～

評価基準		配点
女性活躍推進法に基づく認定等 （えるぼし・プラチナえるぼし 認定企業等	えるぼし1段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。	政府調達協定対象工事 （WTO工事） 1. 0点 上記以外 0. 5点
	えるぼし2段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。	
	えるぼし3段階目の認定を取得している。	
	プラチナえるぼしの認定を取得している。	
	一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定・届出をしており、かつ、常時雇用する労働者が100人以下である。	
次世代法に基づく認定 （くるみん・プラチナくるみん 認定企業）	「くるみん認定」を取得している。	上記以外 0. 5点
	「プラチナくるみん（特例）認定」を取得している。	
	「トライくるみん認定」を取得している。	
若者雇用促進法に基づく認定 （ユースエール認定企業）	若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定）を取得している。	

○対象

【R5.12.31手続き開始まで】
一般土木及び建築の政府調達対象工事（WTO工事）の段階選抜方式

拡大

【R6.1.1以降手続き開始から】
一般土木及び建築の政府調達対象工事（WTO工事）及びA等級工事

※港湾・空港・漁港関連工事
R6.4.1以降に入札手続きより開始。

令和7年度方針

令和7年以降より対象を全ての工事・業務として運用

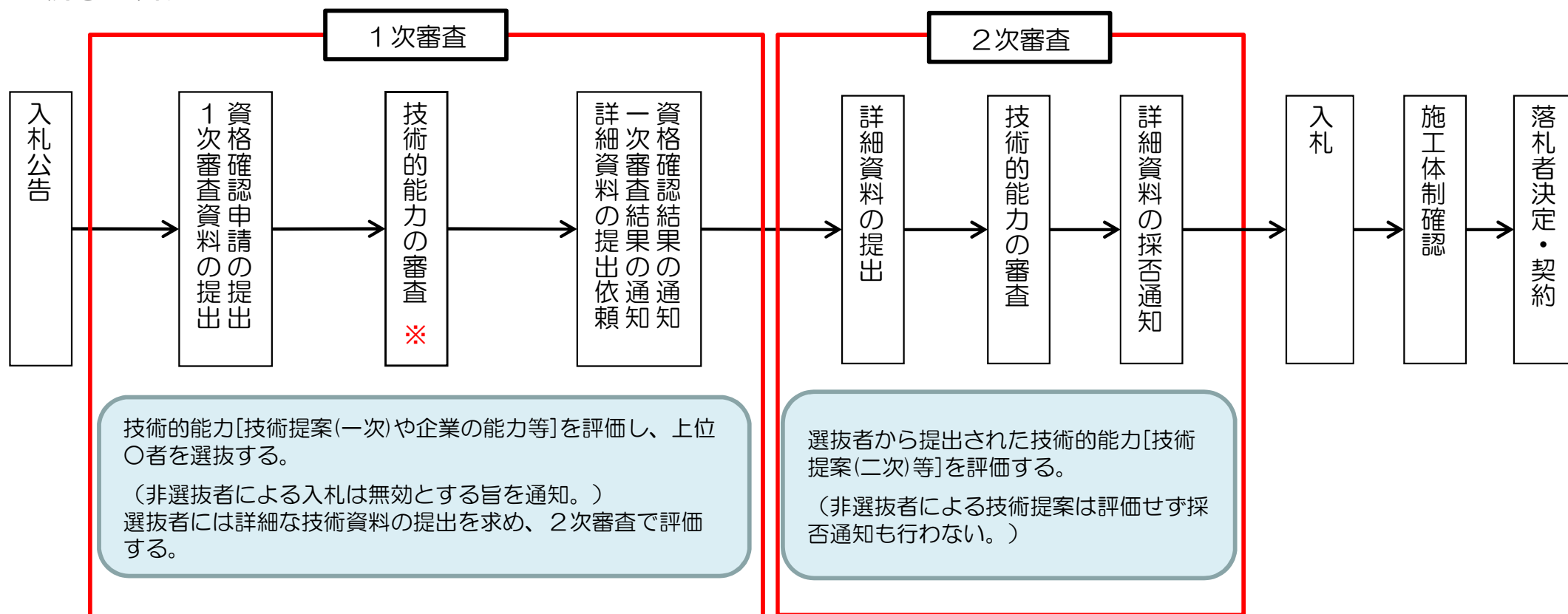
⑫段階的選抜方式

受発注者双方の事務負担軽減等を目的に、競争参加者が多数見込まれる工事等において十分な競争環境の確保を行う試行。

～対象工事～

- ・一般土木及び建築のWTO対象工事については原則実施。
- ・上記の外、技術提案評価型S型、A型のうち、競争参加者数が比較的多くなることが見込まれる工事

○手続きの流れ



令和7年度方針

引き続き受発注者双方の負担軽減を図るため、競争参加者多く見込まれる工事を対象に実施。

4. 各業界意見交換会

【開催実績】

- 令和6年 6月13日 (一社) 日本建設業連合会
- 令和6年 5～7月 全道各地方建設業協会 (春)
- 令和6年 7月23日 (一社) プレストレスト・コンクリート建設業協会
- 令和6年 7月29日 (一社) 日本道路建設業協会
- 令和6年 10月31日 (一社) 日本橋梁建設協会
- 令和6年 11～12月 全道各地方建設業協会 (秋)
- 令和6年 12月16日 (一社) 北海道舗装事業協会・
日本道路建設業協会 北海道支部・
北海道アスファルト合材協会
- 令和7年 1月20日 (一社) 北海道建設業協会
- 令和7年 2月12日 (一社) 北海道土木施工管理技士会
- 令和7年 2月28日 (一社) 日本建設業連合会北海道支部
- 令和7年 3月11日 (一社) 北海道建設業協会 (土木委員会)

団体	入札契約方式等に関する意見・要望
(一社) 北海道建設業協会 全道各地方建設業協会 土木委員会	①若手緩和・チャレンジ型は若手育成に有効な手段と考える。また、緩和型の実施は若手のみならず、ベテラン技術者の経験にもなり、多様な実績と能力のある技術者育成となる。 ②緩和十年齢評価は技術者育成に有効な手段。 ③チャレンジ型は、受注実績の少ない社の受注機会確保に有効 ④若手を育成するためにはチャレンジ型十年齢評価など複合的な組み合わせを検討頂きたい。 ⑤専任補助者制度は、ベテラン技術者の雇用継続と若手技術者の育成という点で有効。地域の実情踏まえて設定頂きたい。 ⑥受発注者双方の負担軽減のため、一括審査方式を増やして頂きたい。 ⑦WLBの加点評価は、100人未満の企業が計画策定のみで加点評価されるのは不公平を感じる。 ⑧若手技術者育成のため、技術者表彰での監理技術者表彰のほか、現場代理人も対象にして頂きたい。(受注者で表彰者の選択をしたい)。
(一社) プレストレスト・コンクリート建設業協会	⑨維持・保全分野における品質向上、円滑な事業遂行を目的に、設計者と施工者の連携したECI方式での発注推進。 ⑩CCUSの推進、ECI方式での発注推進
(一社) 日本橋梁建設協会	⑪一括審査方式の活用促進。
(一社) 北海道舗装事業協会・日本道路建設業協会北海道支部・北海道アスファルト合材協会	⑫若手育成型工事は、施工経験のよい機会となり担い手の育成に有効。また、一括審査方式は、施工計画を始めとする提出資料について、入札参加者の業務の効率化及び発注者側の審査の効率化が図れることから、若手育成型総合評価方式及び一括審査方式の拡大を要望。
(一社) 北海道土木施工管理技士会	⑬CPDS(継続学習制度)の技術評価点の継続。
(一社) 日本建設業連合会 北海道支部	⑭若手技術者に工事経験及び工事实績を積ませ、次の世代へ繋げるという意味でも、「チャレンジ型」や「特例監理技術者制度」による参加要件での落札方式をより一層増やしていただきたい。 ⑮一括で審査することで、手続きを簡略化し、受注者・発注者双方の事務負担軽減を図り、多くの業者に受注機会を増やすという意味でも、「一括審査方式」による落札方式の案件を今以上に増やしていただきたい。

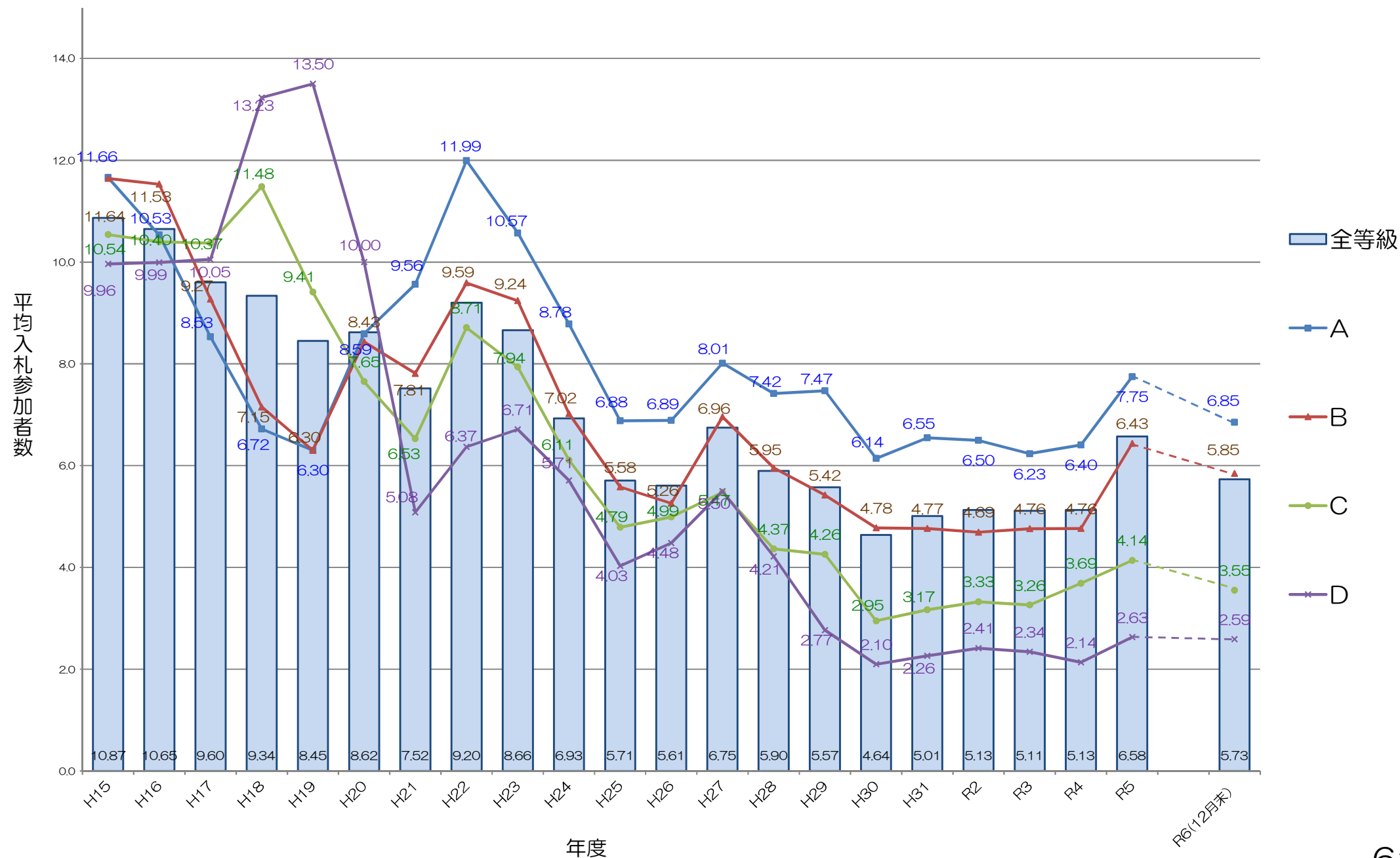
5. 令和7年度実施方針（案）

内容	令和6年度における 意見・課題	令和7年度方針（案）
技術者対策及び担い手確保	・緩和は若手育成のみならず、ベテラン技術者の経験にもなる。 ・若手育成型工事は、施工経験を得るよい機会となり担い手の育成に有効。 ・緩和十年齢評価は技術者育成に有効な手段。 ・チャレンジ型は、受注実績の少ない社の受注機会確保に有効。 ・若手を育成するためにはチャレンジ型十年齢評価など新たな試行の要望。 ・専任補助者制度は、ベテラン技術者の雇用継続と若手技術者の育成という点で有効。地域の実情踏まえて設定頂きたい	・監理（主任）技術者の実績を有しない若手技術者の育成により、中長期的に技術者の確保と育成を図るため、引き続き技術者育成型の試行を実施する。 【若手（緩和）】 →若年齢及び経験の少ない技術者の育成を図るため、試行を実施。 【若手（同等評価）】 →若年齢及び経験の少ない技術者の育成を図るため、試行を実施。 【若手（緩和十年齢評価）】 →工事内容や地域の技術者状況を鑑みながら、試行を実施。 【チャレンジ型】 →工事内容や地域の技術者状況を鑑みながら、試行を実施 【若手（チャレンジ型十年齢評価）】 →より若手技術者の参加を促すため年齢的要素を追加したものを実施。 【専任補助者制度】 →試行を始めて間もないため、地域の実情を踏まえ試行を実施し、効果を把握。 ※技術者育成型の試行においては、引き続き、技術者の実績保有状況等を総合的に分析し、より技術者の育成が図られる仕組みを検討
総合評価の状況改善	・現場代理人を表彰対象	・令和8年度完成工事から運用開始
負担軽減	・受発注者双方の事務負担軽減に繋がる「一括審査方式」の活用推進	・受発注者双方の事務負担軽減のため、今後も引き続き、対象工事の条件を満たす場合において、一括審査方式を活用した手続きを実施する。

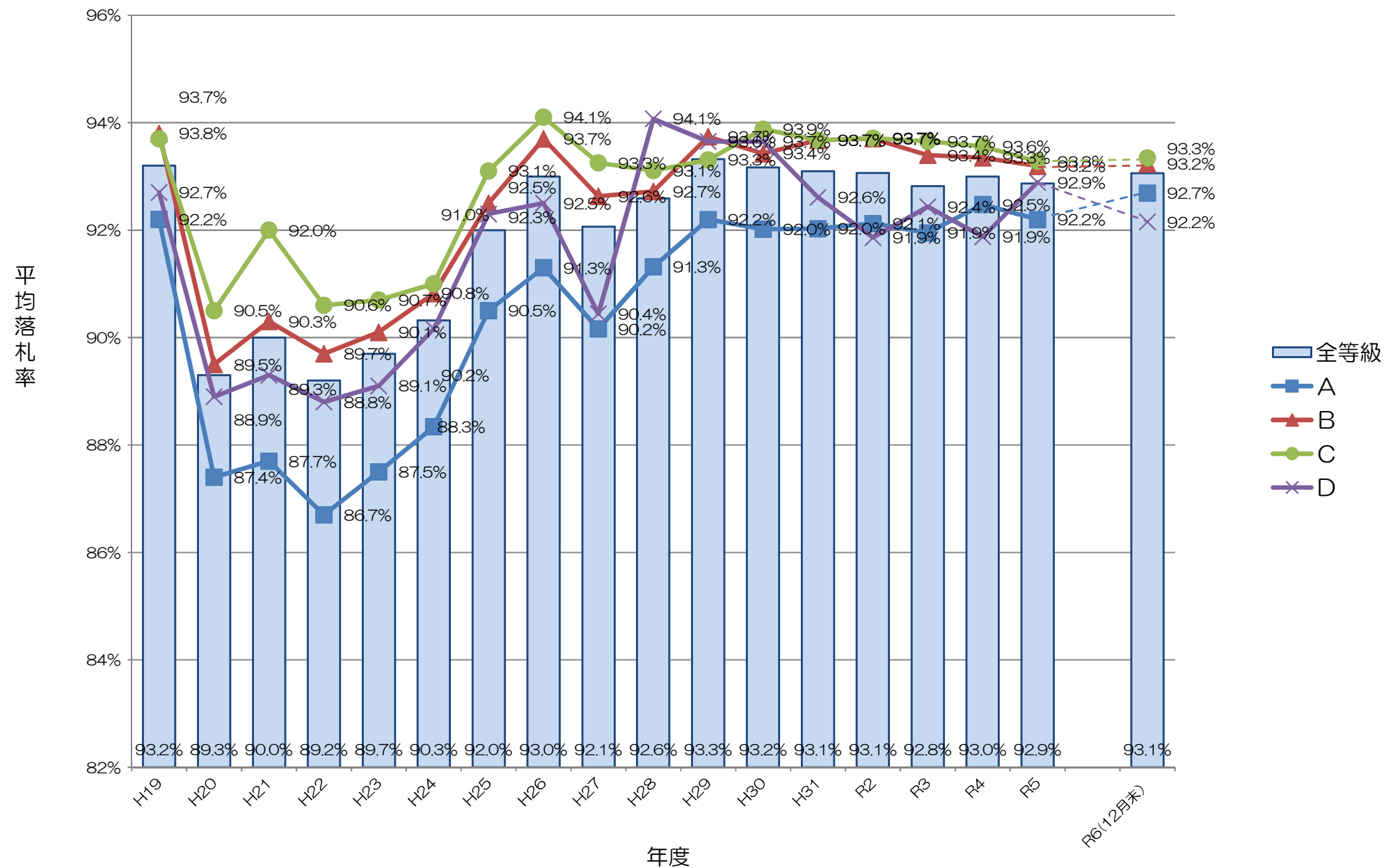
空

白

等級別 平均入札参加者数の推移（一般土木：随契除く）

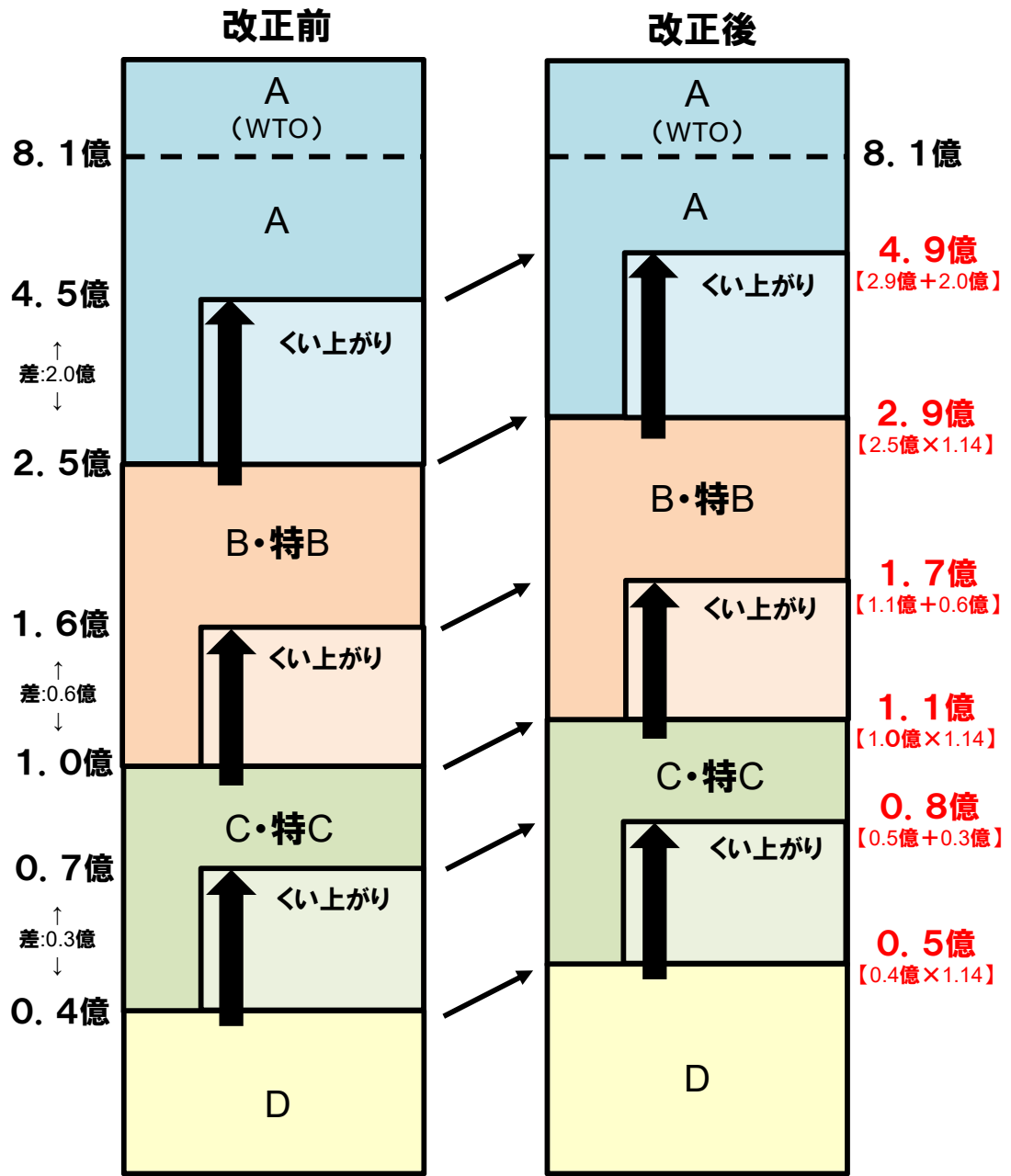


等級別 平均落札率の推移（一般土木：単随除く）

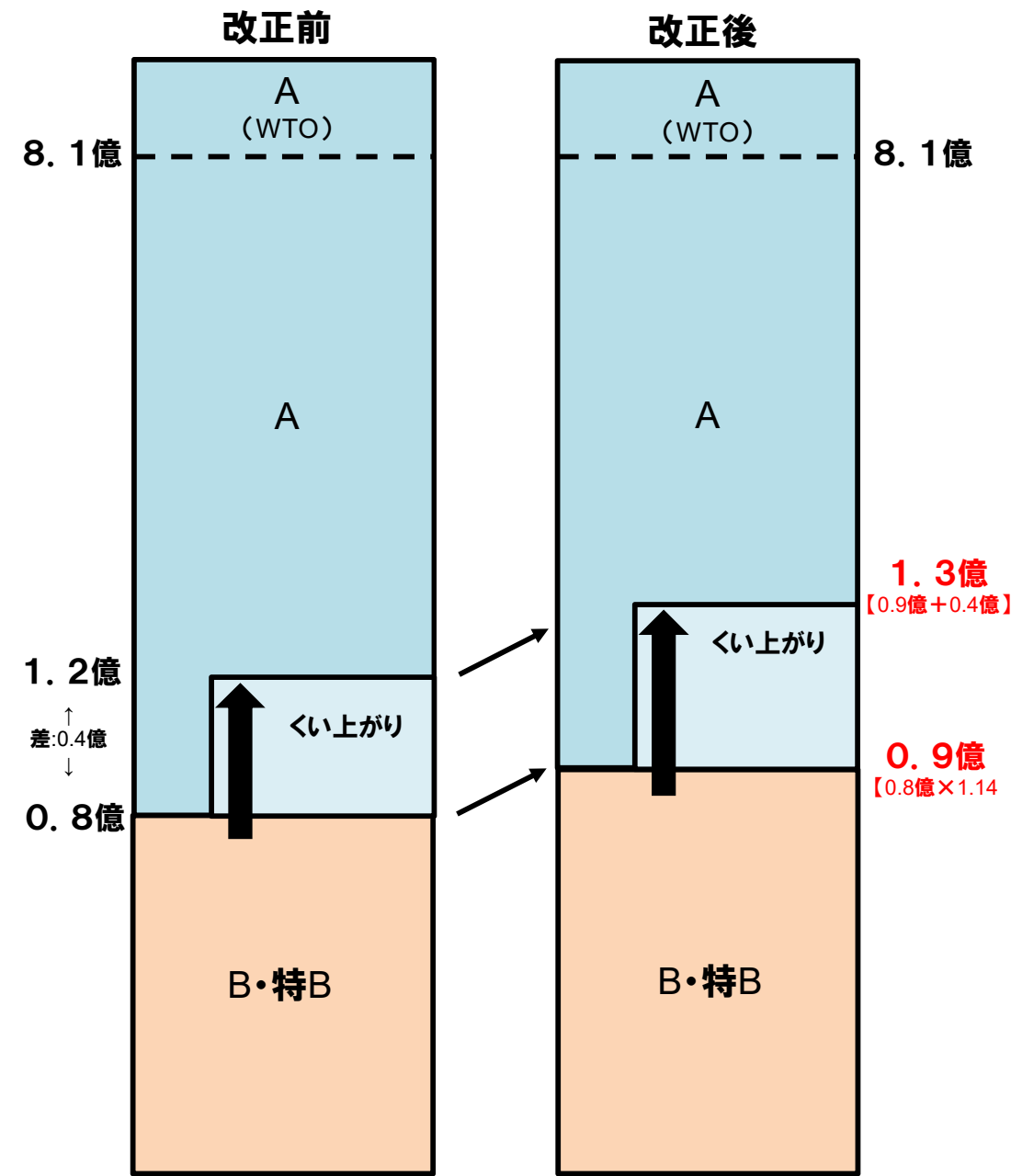


令和7年度からの運用

一般土木

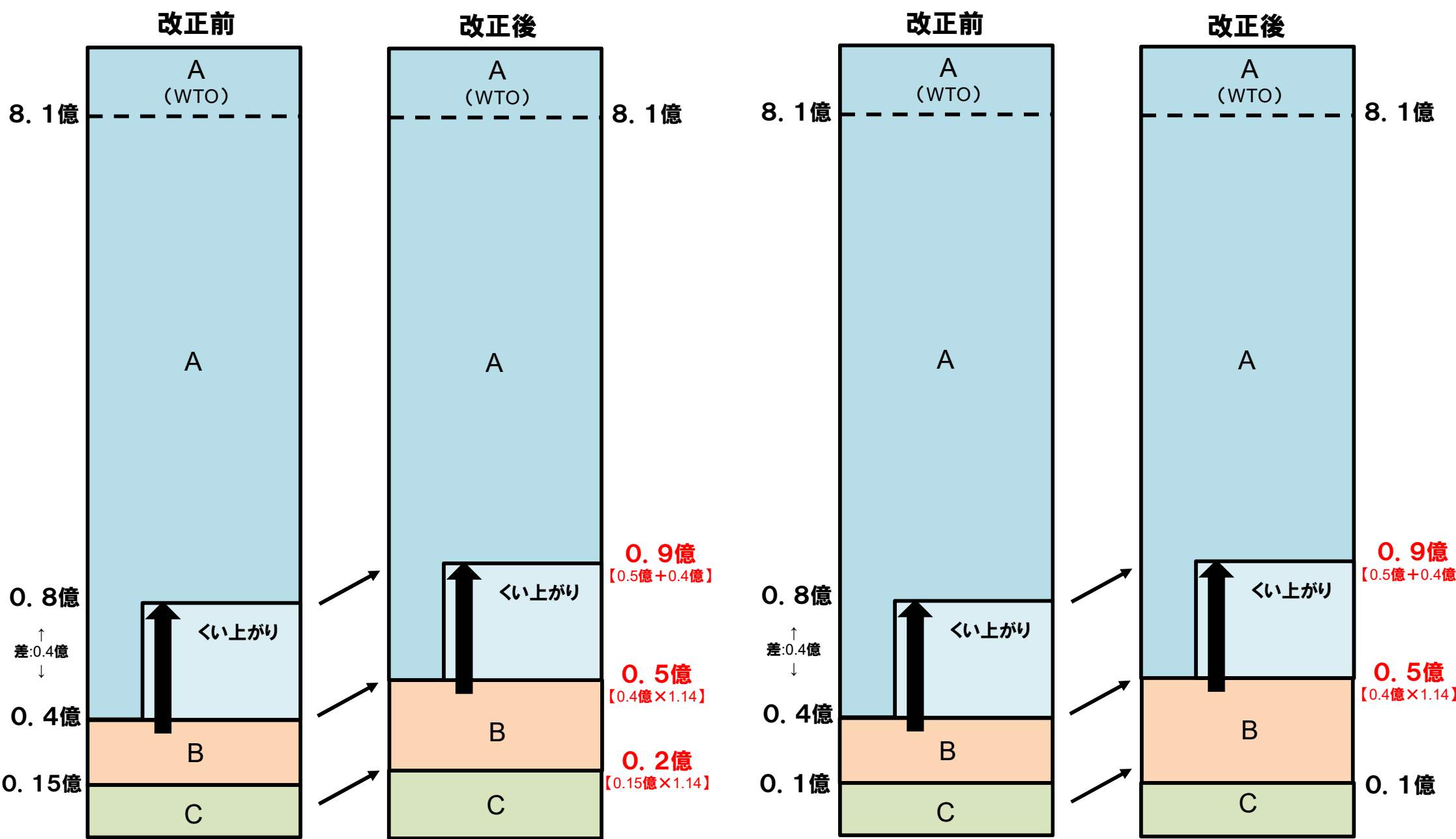


舗装

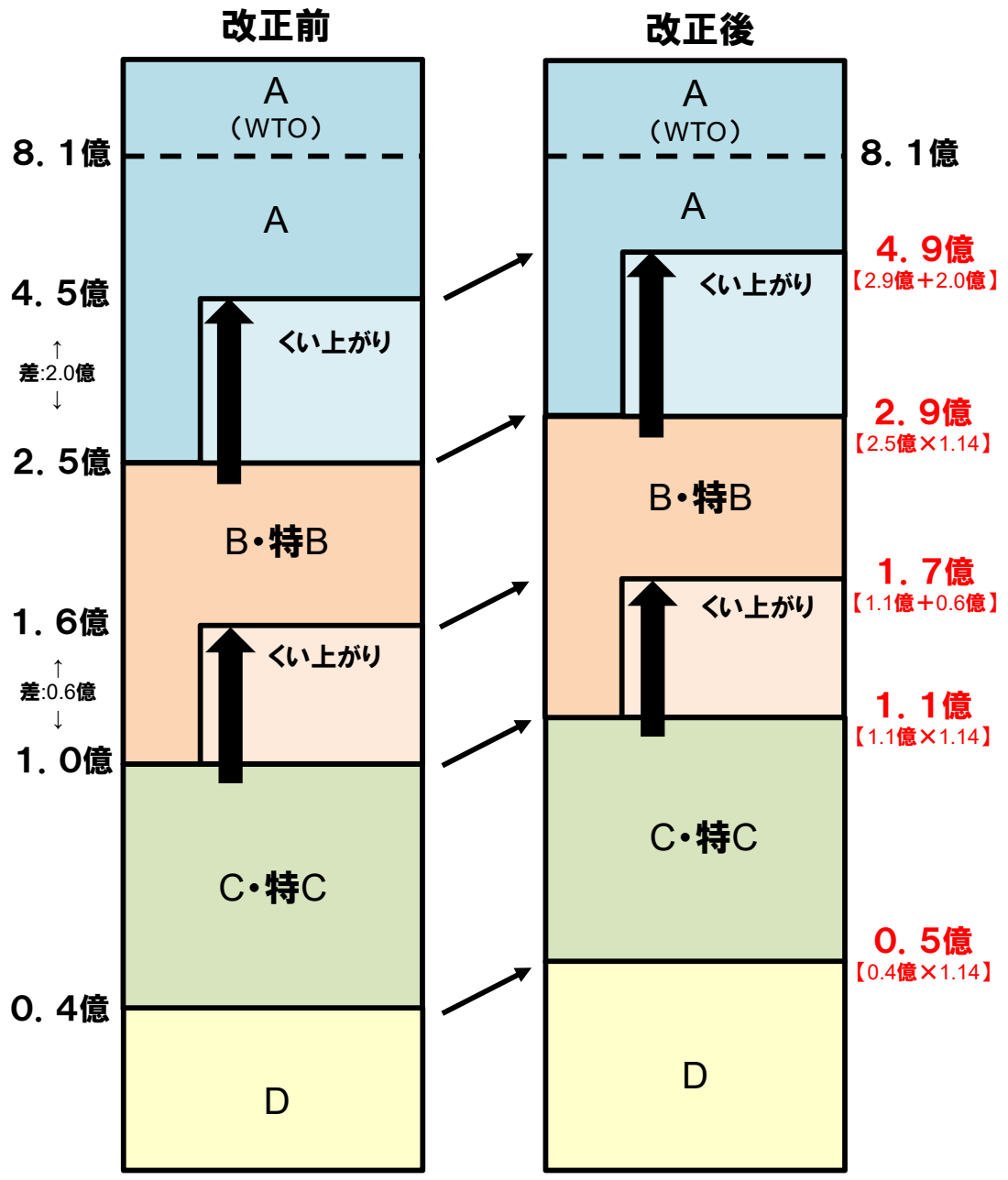


管

電気



建築



WLB（ワーク・ライフ・バランス）評価

政府の「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」に基づき、**全ての工事・業務**を対象に、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として、法令に基づく認定を受けた企業を評価。

～対象工事～
 ・全工事・業務に下記項目を評価項目に設定する。

～試行内容～

評価基準		配点
女性活躍推進法に基づく認定等 (えるぼし・プラチナえるぼし認定企業等)	えるぼし1段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。	政府調達協定対象工事 (WTO工事) 1. 0点
	えるぼし2段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。	
	えるぼし3段階目の認定を取得している。	
	プラチナえるぼしの認定を取得している。	
次世代法に基づく認定 (くるみん・プラチナくるみん認定企業)	「くるみん認定」を取得している。	上記以外 0. 5点
	「プラチナくるみん（特例）認定」を取得している。	
	「トライくるみん認定」を取得している。	
若者雇用促進法に基づく認定 (ユースエール認定企業)	若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定）を取得している。	

○対象

【R5.12.31手続き開始まで】
 一般土木及び建築の政府調達対象工事（WTO工事）の段階選抜方式



【R6.1.1以降手続き開始から】
 一般土木及び建築の政府調達対象工事（WTO工事）及びA等級工事

※港湾・空港・漁港関連工事
 R6.4.1以降に入札手続きより開始。



【R7.8.1以降手続き開始から】
 全ての工事・業務が対象

令和7年度方針

令和7年8月1日以降手続き開始より対象を拡大

公共工事の品質確保の促進に関する法律の改正

公共工事の品質確保の促進に関する法律等の一部を改正する法律

概要 令和6年6月12日成立

背景・必要性

※公共工事の品質確保の促進に関する法律（H17法18）、公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律（H12法127）及び測量法（S24法188）の改正

インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けるため、以下の喫緊の課題の解消に取り組む必要

担い手確保

働き方改革・処遇改善の推進、適切な価格転嫁

地域建設業等の維持

適切な入札条件での発注、災害対応力の強化

生産性向上

新技術の活用促進、技術開発推進

公共工事等の発注体制の強化

これらの課題に対し、公共工事から取組を加速化・牽引することで、将来にわたる公共工事の品質確保・持続可能な建設業等を実現

改正の概要

1. 担い手の確保のための働き方改革・処遇改善

休日の確保の推進（基本理念・国・地方公共団体・受注者）

- 国が実態を把握・公表し、施策の策定・実施
- 自治体内の関係部局が連携した平準化の促進

処遇改善の推進（国・発注者・受注者）

- 労務費・賃金の支払実態を国が把握・公表し、施策を策定・実施
- 能力に応じた適切な処遇の確保
- 適切な価格転嫁対策※による労務費へのしわ寄せ防止

※ スライド条項の設定、運用基準の策定、適切な代金変更

担い手確保のための環境整備（国・地方公共団体・受注者）

- 担い手の中長期的な育成・確保に必要な措置※の実施

※ 訓練法人支援、学校と業界の連携、外国人など多様な人材確保

- 品質確保や担い手の活動につき国民の関心を深める広報活動
- 担い手確保に留意した調査等に係る資格等の評価・運用の検討

4. 公共工事の発注体制の強化

発注者への支援充実（国・地方公共団体）

- 発注職員の育成支援、発注事務の実態把握・助言
- 維持管理を広域的に行うための連携体制構築

入札契約の適正化に係る実効確保（国）

- 国が定める入札契約適正化指針の記載事項に「発注体制の整備」を追加
- 指針に即した措置の実施を発注者に助言・勧告

2. 地域建設業等の維持に向けた環境整備

適切な入札条件等での発注の推進（発注者）

- 地域の実情を踏まえた適切な条件・発注規模等による発注等

災害対応力の強化（受注者・発注者）

- 災害対応経験者による被害把握
- 技術力ある業者と地域の業者が連携した迅速復旧、技術移転等
- 災害工事での労災保険契約の締結促進、予定価格への反映

3. 新技術の活用等による生産性向上

新技術の活用・脱炭素化の促進（基本理念・発注者）

- 調査等や発注から維持管理までのICT活用（データの活用、データ引継等）
- 脱炭素化の促進

新技術活用の適切な評価、予定価格への反映

技術開発の推進（国）

- 技術開発の継続的な推進、民間事業者間の連携促進

測量業の担い手確保

測量士等の確保（養成施設や資格に係る要件の柔軟化、資格の在り方の検討規定）

測量業の登録に係る暴力団排除規定等

R6.6.25 発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会 建設生産・管理システム部会資料より抜粋

69

公共工事品確法におけるVFM(Value For Money)の記載 国土交通省

(基本理念)

第三条

12 公共工事の品質確保に当たっては、新たな技術を活用した資材、機械、工法等の採用が公共工事の品質の向上に及ぼす効果が適切に評価されること等により、新たな技術の活用が価格のみを理由として妨げられることのないように配慮されなければならない。

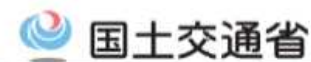
(発注者等の責務)

第七条 (略)

二 価格に加え、工期、安全性、生産性、脱炭素化に対する寄与の程度その他の要素を考慮して総合的に価値の最も高い資材、機械、工法等(新たな技術を活用した資材、機械、工法等を含む。第六号において「総合的に価値の最も高い資材等」という。)を採用するに当たっては、これに必要な費用を適切に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めること。

六 公共工事等の発注に関し、経済性に配慮しつつ、総合的に価値の最も高い資材等を採用するよう努めること。

VFMに基づく技術提案評価型S型の改良検討



【技術提案・交渉方式】

○発注者が仕様を確定できない工事の場合、技術提案・交渉方式を採用することにより、技術協力業務段階において、優先交渉権者の技術提案を踏まえて仕様を確定させながら、価格交渉を経て随意契約。

【技術提案評価S型】

○発注者が仕様を確定できる工事の場合には、技術提案評価S型が採用される。
ただし、提案技術に要するコストも入札価格に含まれるため、CN、新技術などの、費用を要する発展的な提案がしづらい。

○また、技術提案評価型S型は、仮設や工法の変更は認められておらず、品質向上、効率化、安全性、環境等に寄与する技術提案を行うことが難しい。



○発注者が標準的な仕様(案)を確定できる工事においても、一定の仕様変更を伴う提案を認めつつ、それにより生じた品質向上等の効果(便益)を、一定の範囲内で適切に費用計上できる仕組みを構築できないか。

○その際、技術提案テーマの設定にあたっては、品質向上に加え、「総合的に価値の最も高い資材等(新技術、CN等)」に関する技術の活用や民間の技術開発を促し、好循環を生み出すVFM(Value for Money)の考え方を重視。

24

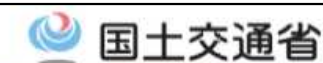
VFMに基づく技術提案評価型S型の検討(仮称:S I 型)

- 発注者において、標準的な仕様(案)を設定できるが、競争参加者の技術提案に基づく仕様や工法の変更により、更なる品質向上(総合的に価値の最も高い資材等の採用を含む)が期待される工事を対象に適用。
- 仕様や工法の変更による品質向上が期待される事項について、「技術向上提案」を求める。
- 提案内容については、当初契約時の仕様には反映せず、発注者指示により変更契約の対象とすることを基本とする。その際、技術向上提案の採用にかかる契約変更金額は、当面は予定価格の5%を上限とする。

対象 工事	施工能力評価型		技術提案評価型			
	技術的工夫の余地が少ない工事		技術的工夫の余地が大きい工事			
技術 提案 内容	II 型	I 型	S II 型 (現行S型)	S I 型 (試行)	A III 型	A II 型 ※A型再整理
		簡易な施工計画	施工上の特定の課題等 に対する工夫等	価値の最も高い 新技術、資材、機械、工法等	工事目的物の設計変更や 高度な施工技術等	部分的 変更
評価 方法		簡易な施工計画を 可・不可の二段階で評価		技術提案を点数評価	複数の有 力案	通常案は満 足できない
		企業・技術者の能力等(実績)を点数評価				
予定 価格		標準案に基づき作成		新技術、資材、機械、 工法等に係るコストは 予定価格に入れない	技術提案に基づき作成	

※技術向上提案については、それに係るコストの上限を設ける
※契約後、技術向上提案の活用が決定された場合は設計変更とする。

仮称S1型の試行の狙いと期待される効果



【対象工事】

○発注者において、標準的な仕様(案)を設定できるが、競争参加者の技術提案に基づいた仮設物、工法、目的物の比較的軽微な変更により、更なる品質向上、安全性向上、環境改善等が期待される工事を対象とする。

【想定される適用工事(例)】

○発注段階で標準仕様(案)は確定できるものの、施工業者が保有するノウハウや技術を採用することで、品質・環境・安全性等の更なる改善に繋げる。
→従来S型で発注していた工事のうち、比較的難易度が高い工事や一定の不確実性が考えられる工事を想定

※実際のテーマ設定に当たってはより具体化が必要

○導入にかかるコストが障害となり、現行の調達制度の中で普及が進みにくい「省人化に資する新技術・工法」や、「脱炭素に資する資材の活用」等の推進すべき政策課題。
⇒トンネル、橋梁、ダムなどの比較的大規模な工事を想定

【試行により確認すべき事項】

- 従来のS型では、提案し得なかった仕様等の変更提案により、品質・安全性・環境等の改善に繋がれたか。
- 従来のS型では、費用面等からで導入し得なかった「総合的に価値の最も高い資材等」の導入が可能となったか。
- 技術提案評価A型やECI方式で発注した場合と比較し、事務手続き負担は軽減されているか。

28

VFMに基づく技術提案評価型S型の検討

R6.6 発注者懇談会(システム部会)

○本日のご意見をふまえた制度検討・見直し



(令和6年度中)
・試行に向けた具体の運用、
対象工事の選定 等の検討

R7年度発注

○加算点の配分を増やした試行を実施。

○技術提案評価S I 型の試行を実施。



R7以降

○仮称S I 型及び加算点変更の試行についてフォローアップ調査(効果・課題の把握)、
評価の実施



○「国土交通省直轄工事における総合評価方式の運用ガイドライン」、「公共工事における
入札契約方式の適用に関するガイドライン」の改定



本格運用